

令和3年度

# コンゴ共和国における身分関係法制調査研究

株式会社 エアクレール

## 目次

第I部 調査研究概要 .....	1
第II部 コンゴ共和国における身分関係法制調査研究報告 .....	2
A 身分関係法制の概要 .....	2
1 コンゴ共和国の沿革と統治制度の概要 .....	2
2 法制度概要 .....	3
3 法令の有効性 .....	4
4 身分登録法制 .....	6
5 国際私法に関する関係法令 .....	14
B 各論 .....	18
1 婚姻法制 .....	18
2 離婚法制 .....	28
3 実親子関係法制 .....	37
4 養子縁組法制 .....	43
5 未成年子に対する法定代理権 .....	49
6 国籍法制 .....	52
関連法令 抄訳 .....	57
参考文献 .....	128

## 第 I 部 調査研究概要

### 1 件名

コンゴ共和国における身分関係法制調査研究

### 2 目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、コンゴ共和国において現に施行されている身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

### 3 業務内容 他

コンゴ共和国において現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握し、取りまとめを行った。具体的な調査研究事項は、次のとおり。

- (1) 身分登録法制及び身分登記簿等の様式・記載事項について
- (2) 国際私法について
- (3) 婚姻法制及び婚姻証明書等の様式・記載事項について
- (4) 離婚法制及び裁判離婚・離婚証明書等の様式・記載事項について
- (5) 実親子関係法制（認知制度を含む）及び出生証明書の様式・記載事項について
- (6) 養子縁組法制及び養子縁組証明書等の様式・記載事項について
- (7) 未成年子に対する法定代理権に関する法制及び法定代理権証明書等の様式・記載事項について
- (8) 国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む）及び国籍証明書等の様式・記載事項について

## 第Ⅱ部 コンゴ共和国における身分関係法制調査研究報告

### A 身分関係法制の概要

#### 1 コンゴ共和国の沿革と統治制度の概要<sup>1</sup>

コンゴ共和国は中央アフリカに位置する共和制国家であり、国土面積は 34.2 万平方キロメートル（日本の約 0.9 倍）、首都はブラザビル。人口は 552 万人（2020 年、世界銀行）で、コンゴ族、テケ族、ンボチ族、サンガ族等の複数の民族を抱える。公用語であるフランス語のほか、リンガラ語、キトゥバ語等が話されている。

19 世紀後半からフランスの植民地であったこの地域は、1960 年にコンゴ共和国として独立したのち、1969 年にコンゴ人民共和国に国名を変更。1968 年から 1991 年にかけては、社会主義、共産主義を導入していた。1990 年代に入ると民主化要求が高まり、1991 年には共産主義を放棄し、国名を元のコンゴ共和国に変更した。その後、1997 年 7 月に予定されていた大統領選挙を巡り、リスバ大統領とサス・ンゲソ前大統領（当時）との間で内戦が勃発。アンゴラ軍の介入後、サス・ンゲソ前大統領派がほぼ全土を掌握し、大統領に就任した。同大統領は 2002 年の新憲法下での選挙で大統領に就任、2009 年に再選された。2015 年に憲法が改正され、改正憲法の下で 2016 年 3 月に実施された選挙でサス・ンゲソ大統領が改めて就任し、2021 年 3 月の大統領選挙における三選を経て、現在まで長期政権が続いている。

主要産業は鉱業（石油）と林業で、輸出の多くを原油産業が占めるなど、経済の大部分を原油に依存している。

2014 年下半期以降の原油価格の下落と、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・財政状況は大きな打撃を受けた。2020 年の GDP（国内総生産）は 108.85 億ドル（-7.9%）であった。

コンゴ共和国の議会は、国民議会（151 名、任期 5 年）と上院議会（72 名、任期 6 年）の二院制を取っている。国家元首は大統領である。2015 年の憲法改正により大統領選挙への出馬年齢の制限が撤廃されたほか、任期は 5 年で三選可能とされた。

司法制度は、刑事事件・民事事件を扱う最高裁判所（Cour suprême）、控訴裁判所（Cour d'appel）、大審裁判所（Tribunal de grande instance）、行政裁判所（Tribunal administratif）、労働裁判所（Tribunal du travail）、商事裁判所（Tribunal de commerce）、

---

<sup>1</sup> 下記に基づき作成。

- 外務省・コンゴ共和国基礎データ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/congokyo/data.html>)
- The Legal System of the Republic of the Congo (Congo-Brazzaville): Overview and Research, Hauser Global Law School Program, New York University School of Law ([https://www.nyulawglobal.org/globalex/Congo\\_Brazzaville.html](https://www.nyulawglobal.org/globalex/Congo_Brazzaville.html))
- コンゴ共和国憲法、地域行政組織を設立する 2003 年 1 月 17 日法律第 3/2003 号 (<https://www.sgg.cg/textes-officiels/Congo-Loi-2003-03-organisation-administrative-territoriale.pdf>)

小審裁判所 (Tribunal d'instance) 等のほか、憲法裁判所 (Cour constitutionnelle) と司法高等裁判所 (Haute Cour de justice) の特別裁判所も設けられている<sup>2</sup>。

行政区分は 12 の県 (Département)<sup>3</sup> から成り、その下にコミューン (市、Commune) と郡 (District) が置かれ、さらにコミューンは行政区 (Arrondissement) と街区 (Quartier) に区分されている。首都で行政の中心地であるブラザビルと、第二の都市で商業の中心地であるポワントノワールはコミューンであるが、県と同格の地位が与えられている。人口はこの 2 都市に集中している。郡の下には都市共同体 (Communauté urbaine) と農村共同体 (Communauté rurale) があり、後者は複数の村 (Village) で構成されている。

## 2 法制度概要

最高法規はコンゴ共和国憲法 (Constitution de la République du Congo Adoptée Par Referendum le 25 Octobre 2015、以下、「憲法」という。) である。憲法は、フランス法とコンゴ共和国従来慣習法に基づいて起草された。

憲法に基づき、議会が国籍、身分、犯罪に対する刑罰、税制、通貨の発行等に関する法 (loi) を制定する。さらにその法に基づき、規則 (règles、国家的改革、公的機関の設立、企業の国有化、環境等に関するもの、基本原則 (principes fondamentaux、教育、保健、産業、科学、文化等に関するもの)、制度 (réglementaire、上記以外のもの) が定められる (憲法第 124 条及び第 125 条)。

法のうち、身分に関連する規定のあるものは次のとおり。

- 家族法典に関する 1984 年 10 月 17 日法律第 073/84 号 (Loi n° 073/84 du 17 octobre 1984 portant Code de la famille、以下、「家族法典」という。)
- 国籍法典に関する 1961 年 6 月 20 日法律第 35/61 号 (Loi n° 35-61 du 20 juin 1961 portant Code de la nationalité congolaise、以下、「国籍法典」という。)

---

<sup>2</sup> コンゴ共和国では、1992 年、1994 年、1999 年に裁判所制度の改革が行われているが、本稿が基づく家族法典等ではこれに伴う改訂が行われておらず、管轄の裁判所は「人民裁判所 (Tribunal Populaire)」とされている。コンゴ共和国における司法組織に関する 1992 年 8 月 20 日法律第 022/92 号 (Loi no 022-92 du 20 août 1992 portant Organisation du Pouvoir Judiciaire en République du Congo) 第 62 条、第 63 条、第 122 条、第 161 条等及び民事、商事、行政及び金融訴訟法典に関する 1983 年 4 月 21 日法律第 51/83 号 (Loi n° 51-83 du 21 avril 1983 portant Code de procedure civile, commerciale, administrative et financiere) に鑑みるに、同法律により人民裁判所は廃止され、家族に関する問題は他の民事事件とともに大審裁判所又は小審裁判所が第一審とされたのではないかと推察される。しかし、各裁判所がどのように統廃合されたのかに関する正確な資料は確認できないため、以下では家族法典等において「人民裁判所」とされている箇所については、「第一審裁判所」としてうえで、カッコ書きで法典の記載を「(旧〇〇の) 人民裁判所」と併記することとする ([www.droit-africain.com/congo-rc-organisation-judiciaire/](http://www.droit-africain.com/congo-rc-organisation-judiciaire/))。

<sup>3</sup> ブエンザ県、キュヴェト県、西キュヴェト県、クイル県、レクム県、リクアラ県、ニアリ県、プラトー県、プール県、サンガ県の 10 県と、県と同格とされる特別市であるブラザビルとポワントノワール。

### 3 法令の有効性

コンゴ共和国は、1961年にフランスから独立した旧フランス植民地である。そのため同国の法制度は原則として、フランス植民地時代から継受されたフランス法及びコンゴ共和国の慣習法から成っている。

#### (1) コンゴ共和国憲法<sup>4</sup>

独立後の最初の憲法は、1963年に制定された。政治が一党独裁制から多数政党制に舵を切るなか、憲法も1992年に改正されたが、1997年に内戦が再開した結果、92年憲法は停止され、根本法（Fundamental Act）がこれに取って代わった。その後、1999年の停戦を経て、2002年に97年根本法を廃止する新憲法が採択された。さらに、02年憲法は2015年に改正され、これが現行憲法となっている。

#### (2) 家族法典<sup>5</sup>

家族法典は、主として民法典から下記の規定を独立させる形で制定された<sup>6</sup>。

- 序編：第2章（民事上の身分証明書）、第3章（住所）、第4章（不在者）、第5章（婚姻）、第6章（離婚）、第7章（親子関係）、第8章（養親子関係）、第9章（親権）、第10章（未成年、後見及び親権離脱）、第11章（成年、禁治産及び保佐人）
- 第3編：第1章（相続）、第2章（生前贈与及び遺言）、第5章（夫婦財産契約及び夫婦財産制）

家族法典制定以前は人事及び家事に関する事件を管轄する裁判所（慣習法上の裁判所を含む。）は当事者の慣習法によって紛争を解決していた。しかし、これでは「法の下の平等」を保障することができないことから、慣習法の適用を排除することによってコンゴ共和国の家族法を統一することを目的とし、家族法典が制定された<sup>7</sup>。

#### (3) 国籍法典

国籍法典は、コンゴ共和国の独立直後に制定、1960年8月に施行された<sup>8</sup>。その適用に関しては閣議によって定める政令によるとされている（第6条）。その後1993年に、

---

<sup>4</sup> The Legal System of the Republic of the Congo (Congo-Brazzaville): Overview and Research, Hauser Global Law School Program, New York University School of Law ([https://www.nyulawglobal.org/globalex/Congo\\_Brazzaville.html](https://www.nyulawglobal.org/globalex/Congo_Brazzaville.html))

<sup>5</sup> 家族法典第808条

<sup>6</sup> 家族法典の発効（公布の1年後）を以て、民法の上記規定は効力を停止した（家族法典第808条）。

<sup>7</sup> 家族法典第808条

<sup>8</sup> 国籍法典第98条

帰化に関する旧国籍法第 30 条を一部改正する法律 (Loi no 2-93 du 30 septembre 1993 modifiant l'article 30 de la loi no 35-61 du 20 juin 1961 portant Code de la nationalité) が制定され、これが現行法となっている。

#### 4 身分登録法制

##### (1) 所轄官庁

- 中央身分役場 (Centres principaux d'Etat-Civil)、身分役場支所 (Centres Secondaires d'Etat-Civil)

身分に関する届出は身分吏 (Officier de l'Etat-Civil) が受理する。身分登録の役務は、第一審裁判所 (旧村中央/街区の人民裁判所 (Tribunal Populaire)) 又はコンゴ共和国の検察官が監視し、少なくとも年に 1 回は管轄の各身分役場に赴き、当該年度の身分登記簿<sup>9</sup>の確認を行う (家族法典第 29 条及び第 30 条)。

##### \* 身分役場

身分役場には、中央身分役場と身分役場支所がある。

中央身分役場は、国土・人民力管理大臣 (Ministre de l'Administration du Territoire et du Pouvoir Populaire) の提案に基づき首相の政令で創設される。実務に当たるのは身分吏である。身分吏として任命されるのは、次の者である (家族法典第 25 条及び第 26 条)。

- 郡執行委員会 (Comités Exécutifs de District) 委員長
- 郡長
- 行政監督 (Contrôle Administratif) 職の長
- 市長
- 村委員会 (Comités de Villages) 委員長

身分役場支所は、国土・人民力管理大臣の省令により創設される。支所の身分吏は、国土管理大臣が地域人民議会 (Conseil Populaire de Région) に諮問後、地域執行委員会 (Comité Exécutif de Région) の委員長の提案に基づき任命され、帰属する中央身分役場の身分吏の監督・責任の下で職務を遂行する。また、支所の身分吏は出生及び死亡の届出を受理するが、婚姻の挙式 (célébration du mariage) (第 II 部 B 「1 婚姻法制」の「(3) 婚姻手続」の④の項を参照) を執り行うことはできない (同第 27 条)。

また、動員又は戒厳令の布告等により身分吏が身分登録業務を行えない状況となった場合には、防衛担当大臣が任命する軍身分吏が、軍人及び非軍人に関する証明書を受理することができる (同第 68 条)。

##### (2) 関連法令

- 家族法典第 22 条～第 44 条、他

---

<sup>9</sup> 身分登記簿は各身分役場において、出生、死亡、婚姻についてそれぞれ作成される。各 3 枚綴りの用紙で構成され、その 1 枚目が証明書として届出人に交付される。証明書に記載すべき事項はすべて、身分吏が記入する。3 枚目は、各年度末に綴じ、当該年度の登記簿として身分役場において保管する。2 枚目は、副本として第一審裁判所 (旧郡又は行政区の人民裁判所) に送付する (同第 33 条)。

### (3) 身分登録・証明制度の内容

出生、婚姻、死亡の個人の身分はすべて、身分登記簿上に証明書の形式で登録される。これ以外の身分に関する事実等は、証明書の欄外に注記される。出生及び死亡の届出は義務であり、届出を行わなかった場合は罰金が科せられる（同第 22 条及び第 24 条）。婚姻に関しては、家族法典においては届出を義務とする規定はないが、後述のとおり、コンゴ共和国での婚姻は、身分吏に証明書類を提出し、婚姻の挙式を行い、婚姻証明書が作成されない限り法的効力を有しない。

届出が法律に違反していると考えられる場合、身分吏は直ちにコンゴ共和国の検察官に通知し、同検察官は必要に応じて、家族法典第 84 条以下の規定（証明書の補正）に従って当該証明書の補正又は身分訴訟を行う（同第 32 条）。

身分吏は各四半期末に、当該期間に登録された出生、婚姻、離婚、死亡及び死産の状況を統計局に送付する（同第 35 条）。

コンゴ共和国内に所在する外国人についても、出生又は死亡はすべて、コンゴ共和国の身分吏に必ず届け出なければならない。ただし、この届出は、コンゴ共和国に常設されている外交官又は領事館員が受理することができる（同第 37 条）。

外国に所在するコンゴ共和国人の身分証明書はすべて、コンゴ共和国法に従って外交官又は領事が受理した場合に有効であり、居住国の身分吏に対してその証明書を登録することができる（同第 38 条）。

### (4) 身分登記簿等の様式・記載事項

出生、死亡、婚姻については、それぞれ身分登記簿が作成される。身分登記簿は、首相の政令に定める様式に従って、各 3 枚綴りの用紙で構成される。証明書に記載すべき事項はすべて、身分吏が記入する（同第 33 条）。

このうちの 1 枚目が、身分証明書として届出人に無償で交付される。身分証明書の写しは、証明書作成時に出頭した者、身分が確認された者又はその承継人に有償で交付することができる（同第 33 条及び第 41 条）。

身分証明書は公用語で作成され、受理の年月日及び時間、身分吏の氏名、そこに示されている者の氏名、職業及び住所が記載される。出頭者は、身分吏による説明を受けたうえで、交付される証明書に署名する（同第 35 条）。

< 出生証明書 (写) の様式 (原文) >

VILLE  
DE  
BRAZZAVILLE

VOLET N°2  
REPUBLIQUE DU CONGO

**COPIE D'ACTE DE NAISSANCE**

N° \_\_\_\_\_

Centre d'état Civil principal ou secondaire (1)

de \_\_\_\_\_

Le (en toutes lettres) \_\_\_\_\_

se sont présentés M \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

qui a (ou ont) déclaré la naissance d'un enfant \_\_\_\_\_

de sexe \_\_\_\_\_ survenue à \_\_\_\_\_

nomme \_\_\_\_\_

Fil \_\_\_\_\_ de \_\_\_\_\_

domicillé à \_\_\_\_\_

profession \_\_\_\_\_ Nationalité \_\_\_\_\_

(1) \_\_\_\_\_

et de \_\_\_\_\_

domicilliée à \_\_\_\_\_

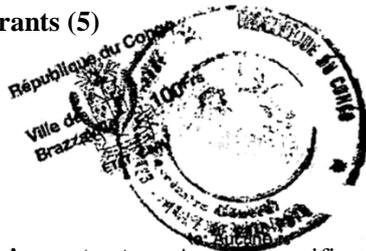
profession \_\_\_\_\_ Nationalité \_\_\_\_\_

(1) \_\_\_\_\_

sa légitime épouse (4).

Les déclarants (5)

L'Officier d'État Civile



**Note très importante :** Aucune rectification matérielle de cet acte n'est valable si elle n'est contresignée par l'Officier d'État Civil.

(1) Préciser: principal ou secondaire

(2) S'il s'agit d'un jugement supplétif porter la mention suivante:

\* A été transcrit le jugement du Tribunal du premier degré

d \_\_\_\_\_ du \_\_\_\_\_

(4) En cas de filiation naturelle, adultérine ou incestueuse, rayer cette mention.

< 出生証明書 (写) の様式 (日本語訳) >

ブラザビル市

第2面  
コンゴ共和国

出生証明書 (写)

第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ (2) は、  
[場所] \_\_\_\_\_ 中央身分役場 又は 身分役場支所 (1) に  
[日付] \_\_\_\_\_ 付 (アルファベット表記) で出頭し、  
以下の子の出生を届け出た。

性別 \_\_\_\_\_ 出生日 \_\_\_\_\_  
命名 : \_\_\_\_\_

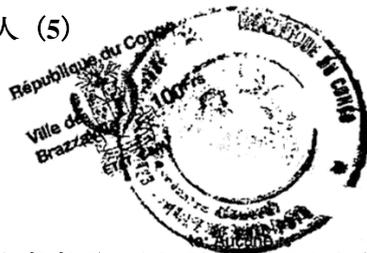
父親 \_\_\_\_\_  
父親の居住地 \_\_\_\_\_  
父親の職業 \_\_\_\_\_ 父親の国籍 \_\_\_\_\_  
(1) \_\_\_\_\_

母親 \_\_\_\_\_  
母親の居住地 \_\_\_\_\_  
母親の職業 \_\_\_\_\_ 母親の国籍 \_\_\_\_\_  
(1) \_\_\_\_\_

父親の法律上の配偶者である (4)。

届出人 (5)

身分吏



(署名)

重要注意事項：本証明書に係る重大な変更は、身分吏の副署がない限り効力を有さない。

- (1) いずれかを指定すること。
- (2) 補充判決である場合は、下記の文を含めること。  
\* [日付] \_\_\_\_\_ 付 [場所] \_\_\_\_\_ 第一審裁判所の  
判決を登記。
- (4) 非摘出関係、姦淫関係又は近親相姦関係にあたる場合は、この記述を削除すること。

< 出生証明書 (抄本) の様式 (原文) >

DEPARTMENT DE POINTE-NOIRE  
COMMUNE DE POINTE-NOIRE  
CENTRE D'ETAT CIVIL  
DE TIE-TIE

REPUBLIQUE DU CONGO  
Unité \* Travail \* Progrès

**Extrait d'Acte de Naissance**

N° \_\_\_\_\_ du \_\_\_\_\_  
Centre d'Etat civil d \_\_\_\_\_

Le : \_\_\_\_\_

A : \_\_\_\_\_ Heures : \_\_\_\_\_ minutes : \_\_\_\_\_

Est né (e) à : \_\_\_\_\_

Le (la) nommé (e) : \_\_\_\_\_

De sexe : \_\_\_\_\_

Fils (Fille) de \_\_\_\_\_

Et de : \_\_\_\_\_



Pour Extrait conforme.  
Pointe-Noire, le \_\_\_\_\_  
L'Officier d'Etat Civil

<出生証明書（抄本）の様式（日本語訳）>

ポワントノワール県  
ポワントノワール市  
ティエティエ身分役場

コンゴ共和国  
統一・労働・進歩

出生証明書抄本

番号 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_  
[場所] \_\_\_\_\_ 身分役場

出生日： \_\_\_\_\_  
出生時刻： \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 \_\_\_\_\_  
出生地： \_\_\_\_\_  
姓名： \_\_\_\_\_  
性別： \_\_\_\_\_  
父親： \_\_\_\_\_  
母親： \_\_\_\_\_



原本と相違ないことを証する。  
ポワントノワールにて、 [日付] \_\_\_\_\_  
身分吏  
(署名)

< 死亡証明書の様式 (原文) >

COMMUNE DE BRAZZABILLE

REPUBLIQUE DU CONGO

Centre d'Etat Civil

Arrondissement de \_\_\_\_\_

**EXTRAIT D'ACTE DE DECES**

Acte N° \_\_\_\_\_

Année \_\_\_\_\_

- Suivant déclaration en date du \_\_\_\_\_

- Suivant jugement du Tribunal de 1er degré

de \_\_\_\_\_ N° \_\_\_\_\_ du \_\_\_\_\_ (1)

il est certifié que \_\_\_\_\_ (2)

de sexe : \_\_\_\_\_

est décédé (e) le \_\_\_\_\_ à \_\_\_\_\_

Fils (Fille) de \_\_\_\_\_ et de \_\_\_\_\_



Pour Extrait conforme

\_\_\_\_\_ le \_\_\_\_\_

(1) Rayer la mention inutile

(2) Nom - Prénoms

Officier d'Etat Civil

<死亡証明書の様式（日本語訳）>

ブラザビル市

コンゴ共和国

身分役場

\_\_\_\_\_ 地区

死亡証明書 抄本

証明書番号 \_\_\_\_\_

年度 \_\_\_\_\_

- [日付] \_\_\_\_\_ 付の届出を受け、  
- [日付] \_\_\_\_\_ 付の [場所] \_\_\_\_\_ 第一審裁判所判決第 \_\_\_\_\_ 号 (1)  
に従い、  
[父親] \_\_\_\_\_ と [母親] \_\_\_\_\_ の息子（娘）である  
\_\_\_\_\_ (2)  
(性別： \_\_\_\_\_)  
が [日付] \_\_\_\_\_ に [場所] \_\_\_\_\_ で死亡したことを証明する。

原本と相違ないことを証する。

[場所] \_\_\_\_\_ にて、[日付] \_\_\_\_\_

(1) 不要な部分は抹消のこと

(2) 名 - 姓



身分吏

(署名)

## 5 国際私法に関する関係法令

コンゴ共和国では国際私法に関する規定をまとめた法律が制定されておらず、身分関係に関する抵触法については、主に家族法典に規定が置かれている。該当する主な法規の概要は、下記のとおりである。

### a. 外国人の権利

#### - 憲法・第 49 条

コンゴ共和国内に常居所を有する外国人は、条約及び法律により定められた条件の下で、互惠を条件として、コンゴ共和国国民と同一の権利を享受できる。

### b. 家族法典の適用及び空間的法律抵触

#### - 家族法典・第 819 条 権利の享有

外国人はコンゴ共和国において、コンゴ共和国国民と同一の資格をもって、家族法典から生じる権利を享有できる。

権利の享有は、外交上の条約の諸規定及び居住の合意の留保の下に、法律によって拒否されるか、又は相互主義に従う。

#### - 家族法典・第 820 条 権利の行使

外国人はコンゴ共和国において、当該外国人が帰属する国家の条約により、コンゴ共和国人に付与されるものと同一の私権を享有する。

警察及び安寧に関する法律は、コンゴ共和国の領域に居住するすべての者を拘束する。

コンゴ共和国の領域内に所在する不動産は、外国人が所有するものも含め、コンゴ共和国法に服する。

外国に居住するコンゴ共和国人の身分及び能力、夫婦財産制並びに相続は（後記条項に示される区別に従い、かつ、留保の下に）、コンゴ共和国の法律による。

#### - 家族法典・第 827 条 本国法の決定

コンゴ共和国人は、その者が他の国家によりコンゴ共和国国籍と異なる国籍を有するとみなされる場合でも、本国法に服する。

無国籍者は、住所地の法律に服する。住所がない場合には住所地の法律に、居所もない場合にはコンゴ共和国法に服する。

#### - 家族法典・第 828 条 外国法の証明及びその不履行

コンゴ共和国裁判所において外国法の内容は、それを援用する訴訟当事者により(必要な場合には裁判官の求めにより)、あらゆる手段をもって証明される。

裁判官の外国法に関する知識が個人的なものであっても、あらゆる者が取得できる一般的事実とみなされる場合には、それを援用することができる。

事実審の裁判官は、外国法の意味及び範囲を確認する。

外国法が証明されない場合、又は当事者が断念したことで外国法が援用できない場合には、コンゴ共和国法が適用される。

- 家族法典・第 829 条 公の秩序及び法律詐欺

コンゴ共和国の公の秩序が懸かっている場合、又は当事者の詐欺によりコンゴ共和国法が管轄権を有さないものとなった場合には、コンゴ共和国法が、管轄権を有するとされた外国法に代替する。

外国において取得された権利は、それが公の秩序に反しない限り、コンゴ共和国において効力を有する。

- 家族法典・第 830 条 反致

準拠外国法がコンゴ共和国法へ反致するときは、それが適用される。

(a) 婚姻

- 家族法典・第 155 条 外国における婚姻

外国で行われたコンゴ共和国人同士又はコンゴ共和国人と外国人との間の婚姻は、コンゴ共和国法がコンゴ共和国人について定める実質的要件に反することなく、当該国の慣習に従って挙式が行われた場合、又はコンゴ共和国法に則って、コンゴ共和国外交官又は領事職により挙式が行われた場合にのみ有効とされる。

- 家族法典・第 822 条 第 6 章に関する事項

婚姻の実質的要件は、各配偶者の国の、婚姻の無効及びその効力に関して管轄権を有する法に従って判断される。

婚姻の方式の決定については、コンゴ共和国国民であれ、外国人であれ、婚姻が行われた地の法律が管轄権を有する。外交官又は領事官が帰属する国家の法律に従い、外交上又は領事の方式において挙式を行うこともできる。

婚姻の非財産的効力は、両配偶者の本国法による。国籍が異なる場合には、両配偶者の共通住所を有する国の法律、共通住所がない場合には共通居所を有する国の法律、共通居所がない場合には受訴裁判官の地の法律による。

管轄権を有する法律が帰属する者が国籍を変更した場合には、変更後の国籍国の法律が準拠法となる。

- 家族法典・第 823 条 第 7 章に関する事項

婚姻の財産的効力は、両配偶者の本国法による。国籍が異なる場合には、夫婦の共通住所を有する国の法律、共通住所がない場合には共通居所を有する国の法律、共通居所がない場合には受訴裁判官の地の法律による。

(b) 離婚・法定別居

- 家族法典・第 822 条 第 6 章に関する事項

離婚及び法定別居は、両配偶者の本国法による。国籍が異なる場合には、両配偶者が訴訟提起時に住所を有する国の法律による。共通住所がない場合には、受訴裁判所の所在地の法律による。当該法律は、離婚又は法定別居の方法、原因及び効力について管轄権を有する。

管轄権を有する法律が帰属する者が国籍を変更した場合には、変更後の国籍国の法律が準拠法となる。

(c) 実親子関係

- 家族法典・第 824 条 第 8 章に関する事項

親子関係は、婚姻の効力の準拠法による。非嫡出子の親子関係は、母親の本国法による。父親による認知がある場合には、父親の本国法による。

子とその推定父母との国籍が異なる場合には、子の本国法を準拠法とする。

親子関係の確認後に子の国籍が変更された場合には、子は自らに利益となる準拠法を指定することができる。

(d) 養子縁組

- 家族法典・第 824 条 第 8 章に関する事項

養親及び養子の養子縁組の要件は、それぞれの者の本国法によって規律される。

両配偶者が養子縁組を求めている場合、養親の要件は、婚姻の効力の準拠法による。

養子縁組の効力は、養親の本国法による。両配偶者が養子縁組に合意したときは、婚姻の効力の準拠法による。

(e) 国籍

- 国籍法典・第 5 条

適正に批准され公表された条約又は協定に含まれる国籍に係る規定は、それがコンゴ共和国の国内法の規定に反する場合でも適用される。

(f) 身分登録

- 家族法典・第 821 条 第 1 章ないし第 5 章に関する事項

氏及びその保護、身分についての証明の対象及び責任に関する諸規定は、コンゴ共和国法による。

身分の証明手段の許容性及び証明力は、訴訟当事者が法的行為又は事実が生じた地の法律を援用しない限り、受訴裁判所が帰属する国家の法律による。

c. 裁判管轄権の抵触

- 家族法典・第 831 条 コンゴ共和国裁判所の国際的裁判管轄権

訴訟開始の当時、原告又は被告がコンゴ共和国国籍を有する訴訟はすべて、コンゴ共和国裁判所がそれらの審理を行う裁判管轄権を有する。地域的に裁判管轄権を有する裁判所は、コンゴ共和国の地域的裁判管轄権に関する規定による。

外国人の間の争訟においては、被告がコンゴ共和国に居住しているとき（又は民事、商事、行政及び金融訴訟法典第 2 条に規定する、一定の裁判所への裁判管轄権の付与にあたって基準とする連結素がコンゴ共和国に所在するとき）は、コンゴ共和国裁判所が裁判管轄権を有する。

これらは外交官、君主及び外国国家の免責に関する規定並びに裁判管轄権に関する条約の留保の下に適用される。

- 第 832 条 判決の国際的効力

外国の判決がコンゴ共和国において執行力を有するのは、それが民事、商事、行政及び金融訴訟法典第 299 条に従い執行承認状を備え、かつ司法共助条約及び他の外交上の条約の留保の下においてのみである。

ただし、外国の裁判所が身分及び能力に関して下した判決は、当該判決が執行証明書の原因となる場合を除き、一切の執行承認決定にかかわらず、コンゴ共和国においてその効力を生じる。

## B 各論

### 1 婚姻法制

#### (1) 所轄官庁

- 中央身分役場
- 第一審裁判所（旧人民裁判所）

#### (2) 関連法令

- 家族法典第 53 条～第 59 条、第 121 条～第 178 条、他

#### (3) 婚姻手続

家族法典第 127 条では、婚姻は「男性及び女性が、その間で、法的かつ持続的な結合 (union) を確立する公的な行為」とされている。婚姻は、身分吏による婚姻の挙式 (célébration du mariage) により成立する。

#### ① 婚約 (pré-mariage) (家族法典第 123 条～第 126 条)

家族法典第 123 条では、「婚姻には、事前に婚約の挙式を行うか、又は両親から事後に婚約の挙式を行う旨の書面での申告を取得する必要がある」とされている<sup>10</sup>。婚約の成立後は、婚約者は慣習に従って、互いに訪問し合うことや、同居することができる。同居しない場合には、互いに尊敬しあい、第三者に対して慎み深い態度を取らなければならないとされ、この義務に違反した場合は、婚約破棄の正当な理由となる。

同居する婚約者は別財産制の下に置かれ、互いの間で財産の相続を行うことはできない。婚約者間の関係については、法律上の規定がなく、慣習法により規定される。同居する場合、妻となろうとする婚約者は、夫となろうとする婚約者が選択した住所に居住する義務を負う。

婚約は、婚約者両家の親族と協議の上、破棄することができる。婚約者の一方に帰責される正当な理由のない破棄の場合、婚約について受領した贈答品の返還や発生した費用の返金が生じる可能性がある。

#### ② 書類の提出 (同第 139 条及び第 142 条)

婚姻の挙式の日 2 か月前に、配偶者となる両名は、その住所地の身分吏に次の証明書類を提出する。

---

<sup>10</sup> その一方で、同法典第 124 条では、「婚約は、家族法典の規定に反しないものについてはすべて、慣習・伝統に準拠する」とされ、具体的な婚約の手続については規定がない。

- 6 か月以内に発行された、出生証明書抄本又はそれに代わるあらゆる証明書
- 年齢制限等、法律に定める免除を与える証明書の写し
- 持参金 (dot) <sup>11</sup>の支払証書、又は同人らの持参金を放棄する旨の共同申告
- 夫婦財産契約が作成された場合には公証証書
- 婚前検診証明書

上記書類の提出に際して、身分吏は、欄外注記の有無にかかわらず、次のことを行う。

- 婚姻歴の確認。婚姻歴がある場合には、その日付及び婚姻の形式を確認するほか、一夫一妻制の場合はその解消の日付と理由を確認の上、以前の配偶者の死亡証明書又は離婚判決の提出を要求する。
- 慣習により既に婚姻している場合は、当該婚姻の挙式を行った両親への審問
- 配偶者の一方又は両方が未成年である場合は、同意権者への審問
- 一夫多妻制が選択される場合は、その受理及び別財産制が適用されることの説明
- 一夫一妻制が選択される場合は、通常は共通財産制が適用されること、及び選択できるその他の財産制についての説明

### ③ 婚姻の公告 (publication) (同第 57 条及び第 143 条～第 149 条)

②の書類の受理後、身分吏は身分役場の入口に、婚姻についての公告を 15 日間掲示する。この公告には、婚姻する両名の身元、親子関係、住所又は居所、婚姻の挙式の場所及び日付が記載される。

公告から 1 年以内に婚姻の挙式が行われなかった場合には、新たな公告が行われる。

婚姻の挙式が公告された後、婚姻の所定の要件及び手続への違反・回避が認められた場合、次の者は婚姻の挙式に異議を申し立てることができる。

- 検察官
- 配偶者の両親
- 配偶者の以前の婚姻の関係者
- 一夫多妻制に服する既婚女性で、本人及びその子が精神的・物質的に夫から放棄されている証拠を提示できる者

異議申立ては、婚姻の挙式を行う身分吏に申告する。申立ては、婚姻の公告の期間中 (公告が免除された場合は、挙式の日まで) 可能である。訴えには、申立人が訴えの権利を有することを示す資格及び申立ての根拠を記載する。

申立てがなされた場合、身分吏は婚姻の挙式を延期し、48 時間以内にコンゴ共和国の検察官又は第一審裁判所 (旧村中央/街区の人民裁判所) の裁判長に通知を行う。裁判所は、検察官が 48 時間以内に受理を行ったうえで、15 日以内に判決を下す。異議申立てを取り消す判決が通知されない限り、婚姻の挙式を行うことはできない<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> 持参金とは日本の結納金のようなもので、慣習に従い新郎が新婦の親族に送る、5 万フラン以下の現物又は現金である。持参金は象徴であり、任意とされている (同第 140 条及び第 141 条)。

<sup>12</sup> 違反した場合には、1 万フラン以下の過料が科される (同第 149 条)。

異議申立てが却下された場合、他の者が同一の事由で再度申立てを行うことはできない。また、同一の者が他の事由で再度申立てを行うこともできない。

#### ④ 婚姻の挙式（同第 150 条～第 153 条）

婚姻は、中央身分役場の身分吏により挙式が行われてはじめて法的効力を有する。

婚姻の挙式は配偶者のいずれかの住所／居所<sup>13</sup>の身分役場において行われるが、婚姻する者に重大な障害や死亡の恐れがある場合は、身分吏が婚姻する者のいずれかの住所／居所に赴き、婚姻の挙式を行う。この場合、婚姻証明書には欄外注記を行う。

婚姻する者は、身分吏が指定する婚姻の挙式の日時に、それぞれ 2 名の成人の証人を伴って、身分吏の面前に出頭する。婚姻する者のうち一方が出頭できない場合には、身分吏の認証を受けた特別委任状により委任することができる。また、婚姻公告の公告期間中に婚姻する者の一方が死亡した場合、故人は婚姻に同意していたとみなされ、婚姻の挙式は行われる<sup>14</sup>。残された一方は身分吏の面前に出頭し、死亡証明書を提示することで死後の婚姻証明書の交付を受ける。

婚姻の挙式においては、身分吏が家族法典第 166 条第 1 項（同居）、第 167 条（忠実性 - 扶助及び協力）、第 168 条（家族の精神的及び物質的指揮）、第 169 条（家計費の負担）、第 171 条（家族の住居）及び第 178 条（子に関する義務）を読み上げ、配偶者となる者それぞれから、婚姻の意思を口頭で確認する。また、両名が慣習により既に婚姻していた場合は、身分吏は当該婚姻の挙式を行った両親に審問を行う。身分吏は、法の名において、法律に基づく婚姻により同人が結合したことを宣言し、身分登記簿に登記の上、婚姻証明書を作成し、両人とともにそれに署名する<sup>15</sup>。

外国で挙式が行われたコンゴ共和国人同士又はコンゴ共和国人と外国人との間の婚姻は、次の場合に有効とされる。

- コンゴ共和国人がコンゴ共和国法により求められる実質的要件に違反することなく、当該国の慣習に従って挙式が行われた場合
- コンゴ共和国法に則って、コンゴ共和国の外交官又は領事職員により婚姻の挙式が行われた場合

#### ⑤ 婚姻証明書・家族手帳の交付（同第 73 条、第 75 条及び第 153 条）

配偶者となる両名には、家族手帳と、婚姻証明書の写し一通が交付される。家族手帳は、夫が保管する。

#### ⑥ 出生証明書への欄外注記（同第 154 条）

---

<sup>13</sup> 居所とは、挙式の日時点で継続して 3 か月以上居住している場所とされる（同第 150 条）。

<sup>14</sup> 子を嫡出子とするために設けられた、フランス民法典の制度に倣ったものと考えられる。

<sup>15</sup> 婚姻する者のうちいずれかが署名できない場合には、婚姻証明書の欄外にその旨注記する（同第 153 条）。

婚姻の挙式を行った身分吏は、配偶者となる者それぞれの出生証明書への欄外注記を行うため、それぞれの出生地の身分吏宛てに、婚姻の事実（及び該当する場合は一夫多妻制の登録を行ったこと）を配達証明付書留郵便で通知する<sup>16</sup>。

#### （４） 婚姻の成立要件

##### a. 婚姻の形態

家族法典第 121 条によると、コンゴ共和国では一夫多妻制及び一夫一妻制が認められている。

普通法上は一夫一妻制である。この場合、最初の婚姻を解消しない限り、次の婚姻を行うことはできない<sup>17</sup>（同第 135 条）。

一夫多妻制は、婚姻届出時に身分吏（外国での婚姻の場合には、その領域を管轄する外交官又は領事職員）の面前で登録する（同第 136 条）。

##### b. 年齢に関する規定

原則として、満 21 歳未満の男性及び満 18 歳未満の女性は、婚姻を行うことはできない。ただし、重大な理由がある場合には、第一審裁判所（旧区／郡の人民裁判所）付のコンゴ共和国の検察官の許可により、年齢制限が免除される（同第 128 条）。

18 歳未満の未成年者の婚姻には、両親の同意（それがなければ法律に従って同人に対する権限を有する者の同意）が必要である<sup>18</sup>。両親の意見が一致しない場合は、同意がないとみなされる。両親の一方が死亡等により意見を示すことができない場合は、もう一方の同意があればよい。未成年者の婚姻に対する同意は婚姻の挙式の場で口頭により与えられるが、両親等の同意権者が挙式に立ち会わない場合は、挙式の日以前に身分吏、公証人、第一審裁判所（旧村中央／街区の人民裁判所）の裁判長の面前で行われた宣言に基づく書面により与えられる。両親等の同意は、身分吏により婚姻証明書に記載される（同第 130 条～第 132 条）。

##### c. 婚姻の意思に関する規定

婚姻にあたっては、未成年であっても、配偶者となる双方が個人として婚姻に同意しなければならない。暴力による強制、配偶者の資質に対する錯誤等により示された婚姻の意思は無効とされる（同第 129 条）。

---

<sup>16</sup> 婚姻証明書の欄外には、この手続を行った旨の注記がなされる（同第 154 条）。

<sup>17</sup> ただし、配偶者両名の合意がある場合には、夫は新たな婚姻を行うことができる（同第 135 条）。

<sup>18</sup> 両親が離婚している、又は法定別居の状態にある場合について家族法典には規定はないが、同様の規定のあるフランス法では、両親について親子関係が成立し、両親が生存し、かつその意志を表明する限りは、双方の同意が必要とされている（田中通裕「＜研究ノート＞注釈・フランス家族法（1）」、法と政治 61 巻 3 号、關西學院大學法政學會、2010 年 10 月）。

d. 婚姻障害事由

婚姻は、次に該当する親族間では禁止される（同第 138 条）。

1. 直系。何親等であるかを問わない
2. 傍系においては、兄弟と姉妹、叔父と姪、叔母と甥

婚姻は、直接の傍系姻族の間、配偶者の一方ともう一方の配偶者の直系尊属との間、第四親等までの従兄弟姉妹間では禁止される。

(5) 婚姻の終了事由

婚姻は、一方の配偶者の死亡又は離婚により解消される。同時に、両配偶者の相互義務及び夫婦財産制度も終了する（同第 179 条及び第 191 条）。

(6) 婚姻の無効事由・取消事由

a. 無効事由

① 絶対的無効（同第 156 条）

次に該当する婚姻は無効とされる。

1. 配偶者の一方の同意なく行われた場合
2. 配偶者同士が異なる性別でない場合
3. 配偶者の一方が必要な年齢に達しておらず、免除を受けていない場合
4. 配偶者間に、家族法典第 138 条に規定されている婚姻が禁止される血族又は姻族関係が存在する場合
5. 妻の従前の婚姻関係（前婚）が未解消の状態であった場合
6. 夫がもはや新たな婚姻を行うことができない状態にあった場合
7. 身分吏による婚姻の挙式が行われなかった場合、又は権限のない身分吏が挙式を行った場合<sup>19</sup>

② 相対的無効<sup>20</sup>（同第 158 条）

次に該当する場合は、婚姻の無効を宣告できる。

1. 配偶者の一方による同意が、暴力により取得されたか、又は錯誤により与えられたものであり、瑕疵があると認められる場合

---

<sup>19</sup> ただし、この違反が詐害的性質を有しない場合には無効とはならない（同第 156 条）。

<sup>20</sup> 日本の取消事由に相当する。相対的無効とは、当事者の一方、第三者ないし特定の第三者の私的な利益（*intérêt particulier*）を保護する規定が侵害された場合の無効をいう。フランス民法に基づく概念である（松尾弘「ラオス民法教科書作成支援について - 1. 回顧と展望 -」、ICD NEWS 第 30 号、法務総合研究所国際協力部、2007 年 3 月）。

## 2. 未成年者の婚姻であって、両親等の同意<sup>21</sup>がない場合

### b. 無効訴訟・申立て

#### ① 絶対的無効事由を根拠とする無効訴訟（同第 157 条）

次の者が提起することができる。

- 検察官
- 配偶者自身
- あらゆる利害関係者

出訴期間に制限は設けられていない。ただし、

- 上記絶対的無効事由の①3（配偶者の一方の年齢未達、免除なし）に関して、当該一方の配偶者の両親は、明示的であれ黙示的であれ、婚姻に同意していた場合には無効を主張することはできない。また、当該一方の配偶者が必要な年齢に達した後、又は妻が妊娠した場合には、無効訴訟を起こすことはできない。
- 上記絶対的無効事由の①5（妻の前婚が未解消）に関して、配偶者の一方（又はその承継人）がこの前婚の無効訴訟を提起する場合、この前婚のもう一方の配偶者（又はその承継人）を訴訟に強制的に参加させたうえで、この前婚の有効性又は無効性について判断が行われる。

#### ② 相対的無効事由を根拠とする無効訴訟（同第 158 条～第 160 条）

次の者が提起することができる。

- 上記相対的無効事由の②1（同意に瑕疵がある）の場合は、その同意に瑕疵のある方の配偶者
- 上記相対的無効事由の②2（両親等の同意なし）の場合は、同意権者であった両親

ただし、次に該当する場合は、無効訴訟は受理されない。

- 上記相対的無効事由の②1 に関しては、当該配偶者が完全な自由を取得してから、又は錯誤が認識されてから、6 か月間の同居があった場合
- 上記相対的無効事由の②2 に関しては、
  - ・ 同意権者であった両親が、明示的であれ黙示的であれ、婚姻を承認した場合
  - ・ 同意権者であった両親が、婚姻を知らず、当該配偶者が成年となる前に訴権を行使せずに 1 年が経過した場合
  - ・ 無効訴訟が提起されないまま、妻については満 19 歳、夫については 22 歳に達した場合。これは、両親がその成年たる子の婚姻について異議を申立てないま

---

<sup>21</sup> 条文では、「親族 (familiale) の許可」とされている。未成年で両親がともに死亡している場合（家族法典第 324 条）や、成年被後見人で同意の権限が親族にある場合（同第 443 条）等が含まれていると推察されるが、本稿では未成年者の婚姻に対する同意に限定して記述する（以下同様）。

ま 1 年の期限が経過した場合にも適用される。ただし、婚姻の挙式が外国で行われ、それが通知されていなかった場合には、両配偶者がコンゴ共和国に帰国する日まで上記期限は開始されない。

なお、婚姻の挙式から 3 年が経過した場合には、いかなる場合であれ、両親は無効訴訟を起こすことはできない。

### c. 無効の効果

両配偶者が参加を命じられた無効訴訟において、婚姻の無効が宣告された場合、その判決はあらゆる者に対して既判力を有する。無効を宣告した判決主文は、検察官の請求により、婚姻の挙式が行われた場所の身分登記簿に登録され、両配偶者の婚姻証明書及び出生証明書の欄外に注記される<sup>22</sup>（同第 161 条）。

婚姻の無効が宣告された場合、当該婚姻は、無効を宣告する判決が確定となった日から解消され、それまでは有効であったとみなされる。財産に関しては、解消の効果は両配偶者間に対しては申立ての日に遡るが、第三者に対しては上記身分登記簿への登録の日までは対抗力を有しない。ただし、これらの規定は、従前の婚姻が無効となる前に行われた新たな婚姻の有効性には対抗力を有しない（同第 162 条）。

無効を宣告する判決では、配偶者それぞれの善意（*bonne foi*）についても判断される。善意は推定される（同第 163 条）。

#### - 配偶者の双方が悪意（*mauvaise foi*）であるとされた場合

当該婚姻は、両配偶者同士の間においても、また、両配偶者の悪意を知っていた第三者との関係においても、はじめから存在しなかったとみなされる。

子がある場合、子はその親に対し婚姻により付与される資格を維持するが、両親は子に対して当該資格を主張することはできない。

#### - 配偶者の一方が悪意であるとされた場合

悪意であるとされた一方については、当該婚姻ははじめから存在しなかったものとみなされる。もう一方の配偶者については、当該婚姻は無効を宣告する判決が確定となった日から解消され、それまでは有効であったとみなされる。

子がある場合、子はその親に対し婚姻により付与される資格を維持するが、悪意とされた配偶者は子に対して当該資格を主張することはできない。

無効を宣告する判決では、離婚の場合と同様に、未成年の子の監護についての決定がなされる。

## （7） 婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務

---

<sup>22</sup> 婚姻の挙式が外国で行われた場合には、同主文はブラザビル中央市役所の身分登記簿に登録され、それぞれの出生証明書の欄外に注記される（同第 161 条）。

家族法典第 166 条では、配偶者は生活を共にする義務を負い、互いに尊敬し、愛情を持たなければならないとされている。また、一夫多妻制の場合には、妻それぞれが、他の妻と比較して平等な待遇を主張する権利を有するとされている。

さらに同法典第 167 条では、配偶者は互いに忠実であること、世帯及び子の精神的及び物質的利益の保護のため、互いに扶助し、支援し、協力することが規定されている。

同法典第 168 条では、家族の長は夫であると規定されている。夫はこの務めを、婚姻及び子の共通の利益のために行使する。妻は、夫と協力して、家族の精神的及び物質的指揮を担い、子を養育し、その自立の準備にあたる。妻は、夫が無能力、不在、隔離のためその意思を表明できる状態にない場合、夫が自発的に共同生活を放棄する場合等には、代わりに家族の長としての務めを果たす。

家計に関しては、同法典第 169 条において、両配偶者がそれぞれの能力に応じて負担するものの、主としては唯一財力を有する方の配偶者に課されるとされている。当該配偶者は、他方配偶者に対し、その能力及び状態に応じて、生活の需要に必要なものすべてを提供する義務を負う。当該配偶者がその義務を遂行しない場合、司法により強制される可能性がある<sup>23</sup>。ただし、配偶者の一方が正当な根拠なく夫婦の家を離れ、そこに戻ることを拒否する場合、その義務は停止される。

家族の住居は、配偶者の合意により選択する。合意がない場合は、夫がその場所を選択する。その場合、妻は夫と居住する義務を負い、夫はそれを受け入れる義務を負う。ただし、夫が選択した住居が、家族にとって身体的又は精神的な危険を伴うものである場合、妻は、自身及びその子のため、裁判官に対し、夫が選択した住居とは別の住居に居住することの許可を求めることができる。住居確保のための権利及び住居に備え付けられている家具は、一方の配偶者が単独で処分することはできず、他方配偶者が処分に同意しない場合には、その取消を求めることができる<sup>24</sup>（同第 171 条）。

配偶者はそれぞれ任意で職業に就くことができる<sup>25</sup>。配偶者はそれぞれ給与を受け取り、家計を負担する<sup>26</sup>（同第 175 条及び第 177 条）。

育児に関しては、両配偶者は、婚姻の事実のみをもって、共同で子を養い、育て、教育する義務を負う（同第 178 条）。

---

<sup>23</sup> 配偶者の一方がその義務を充足しない場合、他方配偶者は、請求により、その必要に応じた割合で、配偶者の収入、夫婦財産制により受け取る収入、その労働の収益、又はその他同人が第三者から支払を受けられるあらゆる金額の全部若しくは一部について、裁判官に債権差押え及び現金化の許可を求めることができる（同第 170 条）。

<sup>24</sup> 取消の訴えは、共有財産の処分行為を認識した日から 1 年以内に開始し、夫婦財産制の解消から 1 年が経過した場合は提起することはできない（同第 171 条）。

<sup>25</sup> ただし、家族の利益を根拠として、第一審裁判所（旧村中央／街区の人民裁判所）に対し、他方配偶者の就業の禁止を求めることができる（同第 175 条）。

<sup>26</sup> 家族法典第 176 条では、既婚女性は銀行や金融機関において、小切手の振出が可能な個人口座を開設できるとされている。

## (8) 夫婦としての身分占有

コンゴ共和国の家族法には、元になったフランス法特有の「身分占有 (possession d'état)」という概念がある。身分占有とは、法的事実 (親子関係等)、法律上の行為 (婚姻、離婚等)、法的決定 (離婚判決等) から生じる身分について、その身分の享有を法的に認められていることを知っているか否かの問題とは無関係に、その身分を占有することをいう。

婚姻に関しては、手続に形式上の不備 (婚姻の公告を行っていない、婚姻の挙式を行った身分吏に権限がなかった等) があつた場合でも、当事者間に夫婦としての身分占有があれば、その配偶者が当該婚姻の無効を主張することはできない。すなわち、夫婦としての身分占有は、婚姻証明書を補強する役割を果たす<sup>27</sup>。

コンゴ共和国では、夫婦としての身分占有は、

1. 男性及び女性が同一の姓を有している
2. 互いを夫婦として扱っている
3. 家族により及び社会において、夫婦として認められている

といった、婚姻関係の存在を推定させる十分な事実の総体により確定される。夫婦としての身分占有があり、婚姻証明書が提示されている場合、いかなる者も当該証明書の形式的瑕疵を主張することはできない。ただし、夫婦としての身分占有のみでは、婚姻証明書の提示は免除されない。

## (9) 婚姻証明書等の様式・記載事項

### ① 婚姻証明書 (同第 59 条及び第 164 条～第 165 条)

婚姻の証明は、身分吏が発行する婚姻証明書により行われる。

婚姻証明書には下記が記載される。

- 配偶者それぞれの姓名、職業、出生日及び出生地、住所及び居所
- 配偶者のいずれかが未成年の場合は、両親の同意
- 該当する場合には、年齢又は公告の免除
- 該当する場合には、配偶者が登録した一夫一妻制又は一夫多妻制の選択
- 持参金支払の有無
- 採用した夫婦財産制度
- 一夫一妻制による婚姻について再婚の場合には、「離婚済」の注記
- 配偶者となる旨の契約当事者の宣言及び身分吏によるその婚姻の宣告、又は婚姻の挙式が慣習により (身分吏による正式な法的手続を経ずに) 行われていた場合には、その旨の契約当事者による宣言及び身分吏による当該婚姻の確認

---

<sup>27</sup> ただし、夫婦の身分占有の要件を満たしていても、法律上の手続を踏んでいなければ、その者たちは当然法律上は夫婦としては認められない (星野茂「身分占有の概念に関する若干の考察」明治大学大学院紀要法学篇 25、1988 年)。

- 証人及び該当する場合には通訳の姓名、職業及び住所並びにその成年としての資格。

## ② 家族手帳（同第 73 条～第 74 条）

家族手帳には下記が記載される。

- 配偶者の身元
- 婚姻の挙式の日及び場所
- 該当する場合には、配偶者それぞれが登録した選択肢（一夫多妻制、財産制等）

家族手帳は無償で配布される。

家族手帳の第 1 頁には、身分吏と両配偶者が署名する<sup>28</sup>。

第 2 頁には次が記載される。

- 子の出生及び死亡
- 養子縁組
- 配偶者の死亡
- 離婚又は法的別居

身分証明書が補正された場合には、家族手帳に注記される。

改ざんの痕跡がなく、身分吏が正式に処理を行った家族手帳は、身分登記簿と合致する限りにおいて証明力を有する。

---

<sup>28</sup> 両配偶者又はそのいずれかが署名できない場合には、その理由を注記する（同第 73 条）。

## 2 離婚法制

### (1) 所轄官庁

- 第一審裁判所（旧人民裁判所）

### (2) 関連法令

- 家族法典第 75 条、第 179 条～205 条、他

### (3) 手続

不和となった夫婦が離別するには、離婚と法定別居の 2 つの方法がある。いずれも裁判所の判決が必要である。

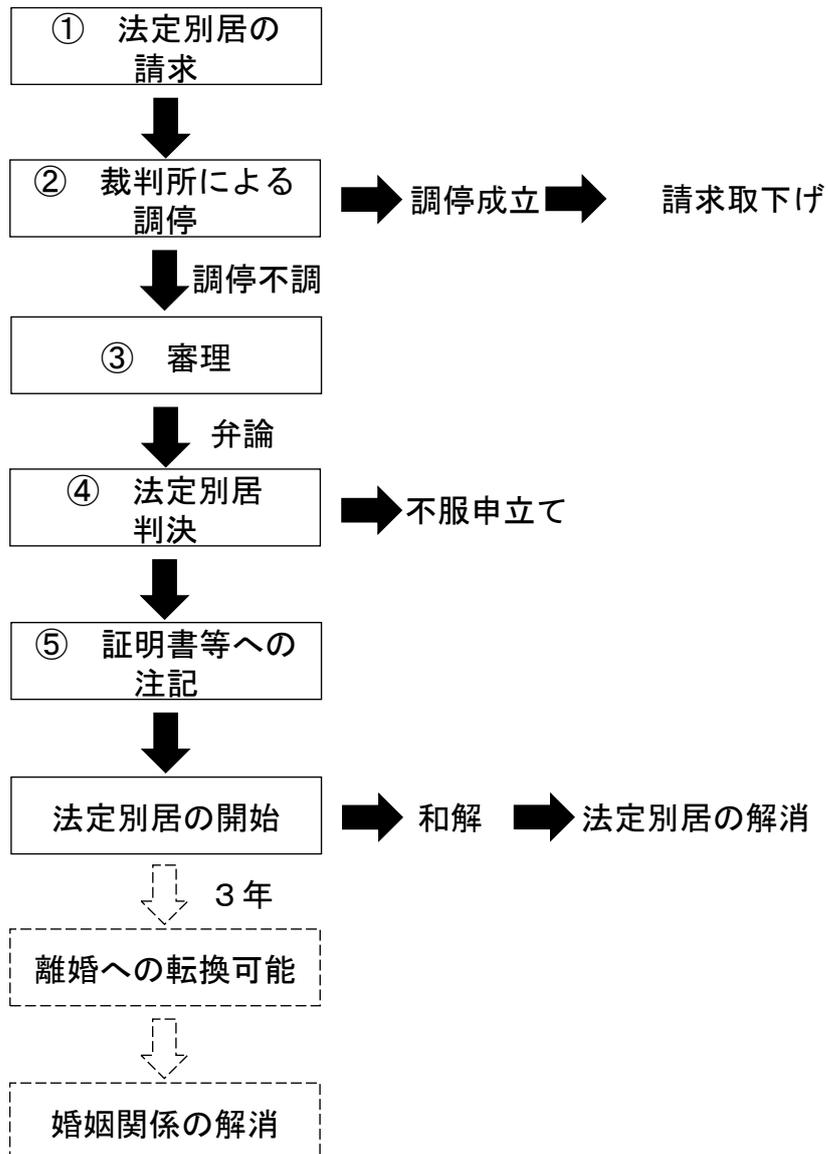
離婚は法的な婚姻関係を解消させるものであるが、法定別居はそれを（一時的に）緩めるのみで婚姻関係は継続する。

したがって、離婚の場合は夫婦のそれぞれは別の相手と再婚することができるが、法定別居の場合は再婚することはできない。

また、離婚した夫婦が両名の間で再び婚姻関係を持つようとする場合には改めて婚姻の手続を踏む必要があるが、法定別居の場合は夫婦の間で和解が成立すれば、裁判所への申告により元の婚姻関係（婚姻の効果）を復活させることができる。

a. 離婚

<離婚成立までの大まかな流れ>



① 離婚請求（家族法典第 181 条及び第 190 条）

離婚は、次のいずれかの理由に基づき、一方配偶者により請求できる（同第 180 条）。

1. 配偶者のいずれかの責に帰する配偶者自身又はその親族に対する不貞、浪費、虐待、侮辱により、共同生活が耐え難いものとなった場合
2. 一方配偶者の生活及び子の安全が、不品行又は家庭の精神的若しくは物質的な放棄により重大な危険に晒されている場合
3. 一方配偶者の不在が宣言された場合、又は 2 年にわたり事実上の別離となっている場合
4. 刑事罰により、有罪となった場合
5. 呪物崇拝を實踐している場合

離婚を請求する配偶者は、被告となる配偶者の居住地を管轄する第一審裁判所（旧人民裁判所）の裁判長に対し、請求事実及び求める暫定措置（婚姻による子の監護、審理期間中の扶養定期金等）について、自ら書面又は口頭で申請を行う。

離婚訴権は、次の場合に消失する。

- 離婚を宣告する判決が確定となる前に、配偶者の一方が死亡した場合
- 請求事実以降又は当該請求以降に、配偶者の和解が成立した場合。ただし、和解以降に発生した又は発見された事由がある場合は、これに基づき新たな訴訟を提起することができる。

② 裁判所による調停（conciliation）（同第 182 条～第 185 条）

第一審裁判所（旧人民裁判所）の裁判長は請求の提出から 2 週間以内に、調停のため、両配偶者を定められた日時に召喚する<sup>29</sup>。両配偶者は、調停不調の場合に講じられる付帯的措置<sup>30</sup>の話し合いのため、弁護士を同席させることができる。被告となる配偶者の欠席は、調停の拒否と見なされる<sup>31</sup>。

調停において裁判官は、それぞれの当事者から個別に聴取を行ったうえで、合同で聴取を行う。合同聴取には、必要に応じて両親及び婚姻の証人が立ち会う（又は諮問を行う）。裁判所による調停期間は 6 か月間であるが、重大な和解の機会が存在すると判断される場合、又は子の利益にとって必要と認められる場合には、裁判官はこの期間をさらに 6 か月間延長させることができる。両配偶者が和解に至った場合、裁判官

---

<sup>29</sup> 原告となる配偶者が障害を理由に召喚に応じない場合、裁判官は障害の理由を判断し、該当する場合には別の日に調停を試みる。被告となる配偶者に障害がある場合、裁判長は障害の理由を判断し、調停を延期するか、聴取を行うための場所を決定するか、管轄裁判官に支援を依頼する（同第 183 条）。

<sup>30</sup> 条文には具体的な内容は記されていないが、フランス法の用語から推察すると、婚姻関係の終了に伴う財産や子の監護・面会権等に関する措置を指すものと考えられる

（<https://monmanuelannote.com/manual/LXQ/section/75>）。

<sup>31</sup> ただし、第 1 回目の召喚が被告本人に伝達されなかったと考えられる場合には、調停のための新たな召喚を行うことができる（同第 183 条）。

は両者が署名した調書を作成する。延長後の期限を過ぎても和解に至らない場合は、原告である配偶者は、書面又は口頭により離婚審理の再開を申し立てる。

調停期間中、裁判官は妻の住居、子の監護、両配偶者の財産の保全に関して、あらゆる暫定的措置を命じることができる。この命令に対し、不服がある場合には 1 か月以内に控訴裁判所に対し、不服申立てを行うことができる<sup>32</sup>。

### ③ 調停不調命令 (Ordonnance de non- conciliation) (同第 185 条及び第 186 条)

両配偶者の調停が不調に終わった場合、離婚の審理が開始される。裁判官は、調停不調を認める命令を発し、両配偶者を召喚する。調停不調命令では、必要に応じて、両配偶者が別個の居所を持つことを認め、いずれかの配偶者に婚姻による子の監護を託し、審理期間中の扶養料に関する請求に判決を下し、個人財産の引渡しを命じ、配偶者及び子の利益のため並びに家族財産の保全のために有用と判断されるあらゆる暫定的措置を定めることができる。このほか、裁判官は、物質的及び精神的な状況、生活及び子の教育状態並びにその監護の帰属のため講じるべき措置についてあらゆる情報を収集するため、社会調査官を指名することができる。

調停不調命令は暫定的な執行力を有するものであり、この命令に対し不服がある場合には、調停不調命令に伴う両配偶者への出頭命令の日から（被告である配偶者が出席しなかった場合には、同人に対する通知日から）1 か月以内に控訴裁判所に対し、不服申立てを行うことができる<sup>33</sup>。

### ④ 審理 (同第 187 条)

離婚訴訟は、民事、商事、行政及び金融訴訟法典に関する 1983 年 4 月 21 日法律第 51/83 号（以下「民事、商事、行政及び金融訴訟法典」という。）に定める規則に従い、訴訟事件目録に登録され、評議部での弁論及び該当する場合には検察官の意見を得た後に審理され、判決が下される。判決は公開法廷で言い渡される。

審理期間中、裁判官は従前に命じられた暫定的措置を延期・変更することや、新たな措置を命じることができる。

証人の尋問・審問が行われる場合、聴取は、配偶者又は正式に召喚された者の立会いの下、評議部において行われる。親族（卑属を除く）や、その証言が審問にとって有用であるあらゆる者を証人とすることができる。

反訴請求は、単なる届出を以て受理され、新たに調停が行われることはない。

---

<sup>32</sup> 家族法典第 186 条及び民事、商事、行政及び金融訴訟法典に関する 1983 年 4 月 21 日法律第 51/83 号第 66 条、第 67 条及び第 75 条。

<sup>33</sup> 同上。

離婚判決の主文においては、別居を認める命令日が言い渡される。判決に不服がある場合には、1 か月以内に控訴裁判所に対し不服申立てを行うことができる<sup>34</sup>。控訴は判決の確定を遮断する効力を有する。

#### ⑤ 証明書等への注記（家族法典第 188 条）

離婚判決に対する控訴期間が終了し、判決が確定してから 2 週間を期限として、裁判所の書記官は、各配偶者に対し判決の謄本を交付するとともに、各配偶者の婚姻証明書及び出生証明書の欄外に離婚の注記を行うため、婚姻の挙式が行われた場所の身分吏に同判決の謄本を送付する。家族手帳にも、管轄の身分吏により離婚の注記がなされる。

一方配偶者が商人である場合、検察官の請求により、商業登記簿にも離婚の注記がなされる<sup>35</sup>。

婚姻の挙式が外国で行われていた場合、離婚の判決の主文はブラザビル中央市役所の身分登記簿に登録され、さらに各配偶者の出生証明書の欄外に注記される。

#### ⑥ 離婚判決の発効・効果

離婚の判決の発効日は、次のとおりである（同第 189 条）。

1. 両配偶者間における婚姻の属人的効果（effets personnels）に関しては、判決が告知された日から 1 か月の不服申立て期間が経過し、判決が確定した日
2. 両配偶者間における金銭的關係に関しては、離婚請求の日を起算点とする
3. 第三者に関しては、出生証明書への欄外注記の日

離婚により婚姻は解消され、両配偶者の相互義務及び夫婦財産制度は終了する（同第 191 条）。

#### <財産>（同第 193 条）

その利益のために離婚が宣言された側の配偶者（原告）は、婚姻以降に他方配偶者に贈与した財産の返還を求めることができ、他方配偶者から贈与された財産については、贈与が相互に行われると規定されていた場合であっても保持できる。

一方配偶者に一方的過誤が宣告された離婚である場合、同配偶者は、離婚により他方配偶者が被った物質的・精神的損害の補償のため、損害賠償を課される可能性がある。

これ以外に、その利益のために離婚が宣告された配偶者（原告）は、扶養定期金を取得できる。扶養定期金は、双方向的過誤による離婚の場合であっても、離婚によりそ

---

<sup>34</sup> 同上。

<sup>35</sup> 以上の注記は、書記官が交付する、判決の謄本及び当該決定に対する不服申立ての可能性がなくなったことを証する証明書を提示することで、両当事者が直接要求することができる（同第 188 条）。

それぞれの生活条件にもたらされる不均衡の是正のために与えられる。扶養定期金は、離婚時点の状況及びその予測される変化を考慮したうえで、支払を受ける側の配偶者の必要性と、他方配偶者の財力に応じて定められ、両当事者の財力及び必要性に予期しない変化が生じた場合には見直すことができる。

<子の監護権及び親権<sup>36</sup>>（同第 194 条、第 195 条及び第 319 条～第 326 条）

未成年の嫡出子の監護権は、子の年齢にかかわらず、子の利益に応じて裁判官が両親のいずれか、又は必要な場合には第三者に付託する。監護権を付託された者は、子の身上及び財産に対して、親権に帰属する各種の権利を行使する。

子の監護権が誰に付託されようとも、父親と母親はその子の養育及び教育を監督する権利をそれぞれ維持するとともに、能力に応じてその資金を拠出する義務を負う。裁判所は、監護権を奪われた親が面会権を行使する条件を定める。また、裁判所は、父親及び母親又は検察官の要請により、状況に応じて扶養定期金の額、監護権又は面会権を変更することができる。

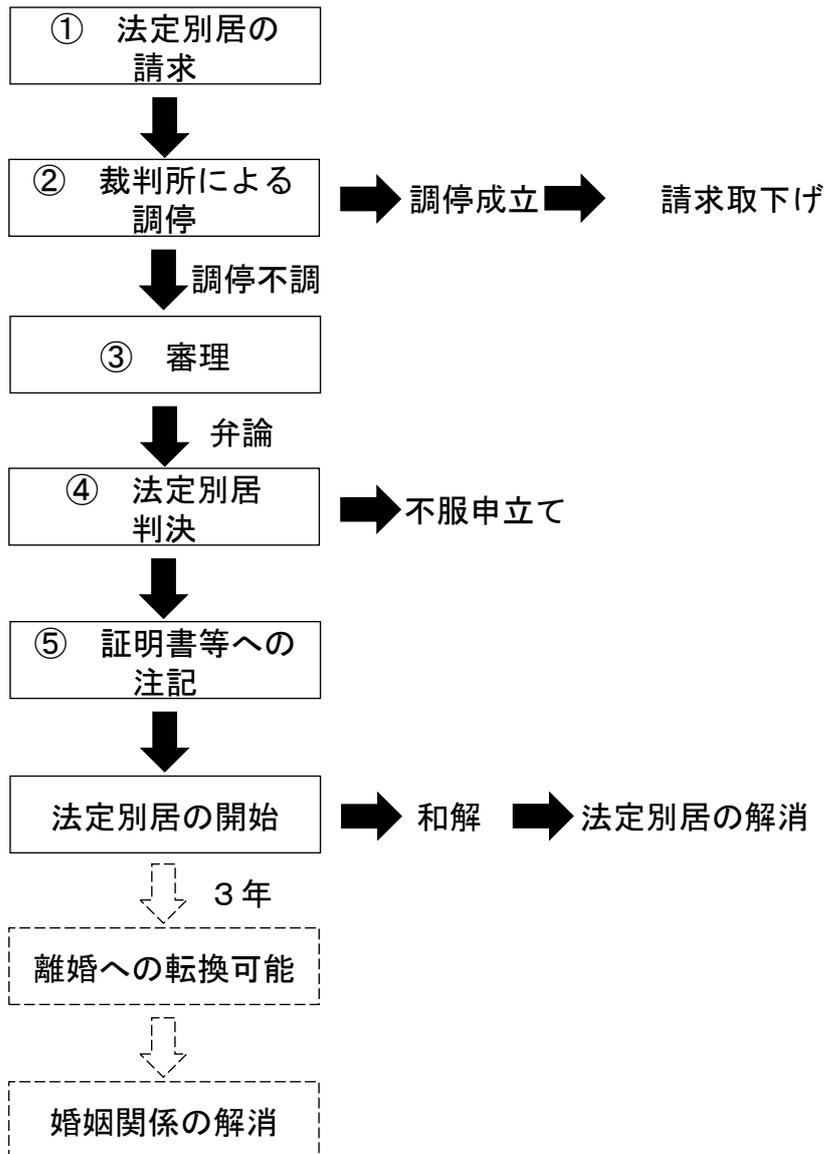
#### b. 法定別居 (séparation de corps)

法定別居では、同居の義務がなくなり夫婦間の共同生活が消滅する。そのため財産は夫婦別財産制となる等、離婚と同じような効果がもたらされるが、その他の婚姻の効果は維持される（同第 196 条）。離婚と同様、裁判所の判決が必要になる。

---

<sup>36</sup> 親権 (autorité parentale) には、①子の監護 (garde) を保証すること、特に、その住居を確保し、その訓練及び教育を賄うこと、②子に対して教育的扶助措置を講じること、③子の財産を管理すること、④子の婚姻に同意すること、⑤子の養子縁組に同意すること、⑥子を解放すること（解放 (émancipation) については、第 II 部 B 「5 未成年子に対する法定代理権」の項を参照）、⑦片方の親が死亡した場合、生存者は子の後見を実施し、自らが死亡した場合の子の後見人を選択すること、といった権利・義務が含まれる。父親と母親はこの権限を共同で行使する（家族法典第 320 条及び第 321 条）。

<法定別居までの大まかな流れ>



①～④ 請求～判決（同第 197 条～第 200 条）

手続は、離婚に関して適用される手続に従って行われる。裁判官は、離婚に関する場合と同一の事由で法定別居を宣告する。裁判官は世帯の財産の使用に関して、必要と判断されるあらゆる暫定的措置を講じる。法定別居の判決に対しては、不服を申し立てることができる<sup>37</sup>。

法定別居の請求は本来離婚請求ではなく、婚姻関係の解消を求めるものではないが、原告である配偶者は手続の過程において、法定別居の請求を離婚請求に転換すること

<sup>37</sup> 家族法典第 193 条（財産に対する効果）第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 194 条（子の身分）の規定が適用される（同第 201 条）。

ができる。これに対し、被告である配偶者には、法定別居の反訴で対応することが認められる。

法定別居の訴権は、離婚の訴権と同一の事由により消失する。

⑤ 証明書等への注記（同第 205 条）

法定別居の判決は、離婚の判決と同様に証明書等への注記が行われる。

⑥ 法定別居の効果

法定別居は、離婚の場合と同様の日付で発効する（同第 205 条）。

妻は独自の住居を持つ権利を有するが、家族法典に定める夫の代理権は消失する。夫は妻に対し、家族の長たる資格を失う。また、妻が別の職業に就くことに異議を唱えることができなくなる。法定別居の判決等より、妻が夫の姓を名乗ることを禁じることができる。扶助義務は、法定別居後も存続する。扶養定期金は扶養料の金額に関する一般規則に基づき定める（同第 196 条）。

⑦ 法定別居の終了（同第 202 条～第 204 条）

法定別居は、次の場合に終了する。

1. 両配偶者が和解した場合

両配偶者は、いずれかの住所／居所を管轄する裁判所の裁判長に対し、和解を共同で申告する。裁判長は書記官を通じてその調書を作成する。両配偶者はこの調書を、官報又は地方新聞に個人的に掲載する。和解による共同生活の再開の効果は、上記手続が完了するまで第三者に対する対抗力を有しない。

2. 一方の配偶者が死亡した場合

3. 法定別居の判決が登記された日から 3 年が経過し、一方の配偶者が離婚への転換を請求した場合で、裁判所が離婚を認めた場合

離婚判決と同様に証明書等への注記が行われ、離婚判決と同様の日付で離婚の効果が発効する。

（6） 再婚

離婚した女性は、両配偶者に別居を認める決定が下されてから 300 日が経過している場合には、離婚判決が確定した後、直ちに再婚することができる。別居を認める決定がなされなかった場合は、離婚判決が確定してから 300 日が経過したのちでなければ再婚することはできない（同第 192 条）。

ただし、次の場合で、婚姻の挙式が行われた管轄区の第一審裁判所（旧村中央／街区の人民裁判所）の裁判長が検察官に聴取の上、単純申請に基づく命令を発した場合には、上記再婚禁止期間は無効となる（同第 137 条）。

- 300 日間以上にわたり、前夫と当該女性が同居していなかったことが明らかである場合

- 専門の医師により女性が妊娠状態にないことが確定されている場合

さらに、別居を認める決定後、又は離婚判決の確定後に懐妊した場合も、この期限は終了する（同第 192 条）。

離婚が宣告される前、又は離婚判決が確定する前に夫が死亡した場合には、寡婦は別居を認める決定が下されてから 300 日が経過した後に再婚することができる（同第 192 条）。

法定別居の場合は再婚することはできないが、法定別居の開始から 3 年が経過し、法定別居が離婚に転換され離婚が成立した場合には、新たな婚姻を行うことができる（同第 192 条）

### 3 実親子関係法制

#### (1) 所轄官庁

- 身分役場
- 第一審裁判所（旧人民裁判所）

#### (2) 関連法令

- 家族法典第 45 条～第 52 条、第 229 条～第 275 条

#### (3) 出生登録義務

出生はすべて、1 か月以内に身分吏に届け出る<sup>38</sup>。届出は、父若しくは母、尊族若しくは近親、医師、助産師、産婆若しくは出生に立ち会った者、又は母親が自宅以外で出産した場合には出産が行われた場所の者が行うことができる。届出人は、届出の証拠として医師若しくは助産師が発行した証明書を提出するか、又は成人 2 名に出生の証言を行わせなければならない（同第 45 条）。

#### (4) 親子関係の認定について

##### a. 嫡出子の場合

##### (a) 父子関係の推定（同第 241 条～第 243 条）

婚姻期間中に懐胎<sup>39</sup>又は出生した子は、母親の夫の氏名が出生証明書に記載されていない場合であっても、当該夫の嫡出子と推定される。子は懐胎の時点から、婚姻において生まれた嫡出子と推定される。婚姻の解消から 300 日を超えて生まれた、又は不在・行方不明となった場合には、不在・行方不明となった日から 300 日を超えて生まれた子は嫡出子とされない。

##### (b) 母子関係の証明（同第 244 条及び第 255 条）

---

<sup>38</sup> 期限内に出生の届出が行われない場合でも、身分吏は、コンゴ共和国の検察官の請求により、3 か月を期限として、期間経過後の届出を受理することができる。さらにこの期限を過ぎた場合には、第一審裁判所（旧村中央／街区の人民裁判所）による許可がある場合に限り、出生証明書を作成できる。また、コンゴ共和国の検察官は、期限にかかわらず、自らが認識し、戸籍において確認できなかった出生の届出を行うことができる（同第 45 条）。

<sup>39</sup> 子の懐胎は、出生日の 300 日前から 180 日前までを含む期間中に行われたと推定される（同第 229 条）。

出生証明書により証明される。出生証明書がない場合は、後述の嫡出子の身分の継続的占有により証明される。出生証書に起因する親子関係に対しては、これを否定する主張はできない。

(c) 嫡出子の身分に関する訴訟（同第 248 条）

訴訟を提起できるのは、子本人、その父親及び母親又はその相続人のみである。

子は、その生涯にわたって訴訟を提起することができる。

父親及び母親が訴訟を提起できるのは、子が未成年である間と、子が未成年又は成人後 5 年以内に死亡した場合である。

相続人は、子が訴訟を開始していた場合には当該訴訟を継続することができる（ただし、それが公式に取り下げられたか、審理が滅効となった場合を除く）。子が請求を行っていなかった場合には、当該子が未成年の間か、成人してから 5 年以内に死亡した場合でなければ訴訟を提起できない。

(d) 嫡出子の身分の否認（同第 249 条～第 259 条）

次に該当する場合、夫は婚姻中に懐胎された子との父子関係を否認することができる。

1. 懐胎期間中に、隔離を理由として、又は確実な方法で医学的に確定された理由により、夫が妻を妊娠させることが身体的に不可能であることが証明される場合
2. 科学的に取得された情報、血液型検査により、夫がその子の父親であり得ないことが確定された場合、又は妻が、父子関係に重大な疑念を抱かせる性質の状態で、夫にその妊娠若しくは子の出生を隠匿した場合。ただし、夫の書面による同意をもって、子が人工授精により受胎されたことが確定された場合には、否認は受理されない。

このほか、

- 夫は、妻の姦通を唯一の根拠として、父子関係を否認することはできない。
- 妻が夫に対して出生又は妊娠を隠匿した場合には、夫は自らがその父親でないことの根拠となる事実を確定したうえで、父子関係を否認することができる。
- 子の出生が届け出られていない、又は偽名で登録された場合には、夫は、自らがその父親でないことの根拠となる事実を確定したうえで、父子関係を否認することができる。
- 離婚又は法定別居の請求がなされている場合、夫は次に該当する子について、証拠を提示することなく父子関係を否認することができる。
  1. 家族法典第 188 条に定める命令（離婚の決定）から 300 日を超えて生まれた子
  2. 審理の取下げ、請求の最終的な棄却、又は裁判所が確認した和解から 180 日未滿に生まれた子

- 婚姻の日から 180 日以内に生まれた子については、夫は次に該当する場合を除き、証拠を提供することなく否認することができる。

1. 夫が婚姻前に妊娠を知っていた場合

2. 夫が、明示的であれ黙示的であれ、自らを子の父親とみなす旨の意思を表明した場合

- 子に、その出生証書に合致した継続的な身分占有（後述）がある場合は、それを否認することはできない。

父子関係の否認は、訴訟によって行われる。夫による否認訴訟は、子の出生日又は出生を確認した日から 3 か月以内に提起しなければならない。

(e) 嫡出子の親子関係に関する異議申立て（同第 260 条）

次に該当する場合は、あらゆる関係者が異議を申し立てることができる。

- 出生証明書により親子関係を証明できない

- 嫡出子の身分占有（後述）が継続的でない

- 出生証明書が身分占有（後述）に合致していない

b. 非嫡出子の場合

家族法典第 262 条では、非嫡出子は嫡出子と同一の権利及び義務を有し、国及び両親は、非嫡出子に関して、嫡出子に対する義務と同一の義務を負うとされている。

(a) 親子関係の証明（同第 263 条）

非嫡出子の父子関係又は母子関係は、出生証明書又は裁判所が認めた届出により証明される。

(b) 父子関係の届出（同第 264 条）

① 実の父親である場合

子の出生時にコンゴ共和国の検察官に対して父子関係を届け出ることによって成立する。この届出に基づき、子の出生証明書が作成される。

② 実の父親が不明である、又は父親が親子関係を否認する場合

出生の届出は、母親の親族が子の出生時に行う。出生証明書が作成されるが、証明書上ではその者は当該子の「表見上の父親（père apparent）」とされ<sup>40</sup>、法的な父子関係を成立させるには、裁判所の判断が必要になる。

---

<sup>40</sup> 「子には必ず父親がいなければならない」とするアフリカ諸国の慣習に従い設けられた規定と考えられる（<https://www.erudit.org/fr/revues/cd1/2005-v46-n1-2-cd3841/043841ar.pdf>）。

### ③ 父親と主張される者の場合

出生後に、父親と主張される者が父子関係を届け出る場合は、共和国検事に対して行う。検事は調査を経て、該当する場合には、父子関係の届出を承認し、従来の出生証書の取消を行い<sup>41</sup>、承認判決の謄本を登記させる。

#### (c) 母子関係の証明（同第 266 条）

非嫡出子の母子関係は、出生証明書又は裁判所が認めた届出の記載による。出生証明書がない場合は、後述の非嫡出子の身分の継続的占有により証明される。

#### (d) 父子関係確認訴訟（同第 267 条～第 271 条）

次の場合には、裁判により父子関係が宣言される。

1. 略取又は強姦の場合で、事実の時期が懐胎の時期と合致している場合
2. 策略、権限の濫用、婚姻又は婚約の約束を用いて行われた誘惑の場合
3. 父親と主張される者からの書簡又はその他の私的な書面が存在し、それが明確な方法で父子関係を確定するに適切である場合
4. 父親と主張される者及び母親が、法定懐胎期間中に、共同生活はないが安定的かつ継続的関係を示す内縁状態にあった場合
5. 父親と主張される者が、父親としての資格で、子の養育、教育又は自立を引き受けた、又はそれに参加した場合
6. 家族法典第 264 条に該当する表見上の父子関係（上記 (b) ②）である場合

父子関係の確認のための訴訟を提起できるのは、子が未成年である期間は（未成年であっても）母親である<sup>42</sup>。母子関係が確定されていない等の場合には、子の法定代理人が訴訟を提起する。

父子関係の確認のための訴訟は、原則として子の出生から 5 年以内に、父親と主張される者に対し提起する。子が未成年の間に提起されなかった場合には、子本人が、成年に達してから 5 年以内であれば提起できる。

ただし、次の場合は、父子関係確認訴訟は受理されない。

1. 法定懐胎期間中に、母親が他の個人と性的関係を持っていたことが確定された場合<sup>43</sup>
2. 父親と主張される者が、隔離又は確実な方法で医学的に確定された理由により、法定懐胎期間中に妊娠させることが身体的に不可能であったことが証明された場合

---

<sup>41</sup> 条文に明記はされていないが、出生時に上記②の「表見上の父親」により出生証明書が作成されている場合が該当すると考えられる。

<sup>42</sup> ただし、表見上の父子関係の場合は、子の実父と主張される者が訴訟を提起する（家族法典第 269 条）。

<sup>43</sup> ただし、母親が公知の不行跡にあるか、又は当該個人がその子の父親とはなり得ないことが、医学的方法により確実とされる場合を除く（同第 268 条）。

3. 父親と主張される者が、確実な医学的方法により、子の父親とはなり得ないことを確定させた場合

(e) 非嫡出子の親子関係に関する異議申立て（同第 272 条）

出生証書又は後述の身分占有による非嫡出子の親子関係には、あらゆる関係者が、あらゆる証明手段により、異議を申し立てることができる。

(5) 親子関係の身分占有

家族法典には婚姻関係と同様に、親子関係に関しても、「身分占有」の規定がある。親子関係には嫡出子と非嫡出子の 2 つの身分があるが、子とそれが帰属すると主張される親族との間に実際に血縁があるかどうかにはかかわりなく、子が育てている大人と同じ姓を名乗り、その人の子として扱われ、周囲にも親子であると思われるような、家族として暮らしている実態があれば、親子関係の身分占有が確定される（同第 230 条）。

コンゴ共和国で親子関係の身分占有の確立に必要なとされる実体には、主に次のようなものがある（同第 230 条）<sup>44</sup>。

1. 当該個人が、常に、その出自であると言われている者らの姓を名乗ってきた
2. その者が当該個人をその子として取り扱い、当該個人がその者らを父親及び母親として取り扱ってきた
3. その者らが、上記資格において、当該個人の教育、養育及び自立を引き受けてきた
4. 当該個人が、家族により及び社会において、そのとおりのものとして認められている、また、公的機関が当該個人をそのとおりのものとみなしている

a. 嫡出子の身分占有の効果

- 出生証明書が作成されなかった場合における、母子関係の証明（同第 244 条）
- 身分占有によって発生した嫡出子の親子関係の不存在の主張を封じる、出生証明書と同様の効果（同第 245 条）
- 嫡出否認の訴えを封じる効果（同第 259 条）

b. 非嫡出子の身分占有の効果

非嫡出子の身分占有は、子とその母親と主張される者との間の親子関係を示す、次のような事実の集合により確定される（同第 266 条）。

---

<sup>44</sup> フランス法では、身分占有が存在するためには上記要素のすべてが必要とされるわけではないとされており、コンゴ共和国においても同様の解釈がなされていると考えられる。

1. 母親が、当該個人を非嫡出子として扱った
2. 母親が、母親としての資格で、その教育及びその養育を引き受け又はそれに参加した
3. 当該個人が、社会において継続的にそのように認知されてきた

また、裏付けるものがある場合には、証人による証言によっても証明することができる（同第 266 条）。

その効果は次のとおり。

- 出生証書が作成されなかった場合における、母子関係の証明（同第 226 条）
- 父子関係確認訴訟における、父子関係の認定（同第 267 条）

#### （6） 出生証明書の様式・記載事項

出生証明書には次の事項が記載される（同第 46 条）。

- 出生の年月日、時刻及び場所
- 子の性別
- 子に与えられた姓名
- 父母（及び届出人又は証人）の、年齢、姓名、職業及び住所

出生日が特定できない場合は、身分吏（登録期限経過後の登録の場合は、第一審裁判所（旧村中央／街区の人民裁判所））が職権により出生日を決定する。

#### 4 養子縁組法制

##### (1) 所轄官庁

- 第一審裁判所（旧人民裁判所）

##### (2) 関連法令

- 家族法典第 276 条～第 298 条、他

##### (3) 養子縁組制度の概要

家族法典第 276 条では、養子縁組を行うことができるのは、正当な理由がある場合かつ養子にとって利益がある場合のみとされている。養子縁組には、裁判所の判決が必要となる。

また、養子縁組により、養子は血縁による親族への帰属が停止される（親族間における婚姻の禁止の遵守を除く）。ただし、配偶者の子との養子縁組の場合には、当該配偶者及びその親族に対しては従来の親子関係が存続する（同第 297 条）。

##### a. 養子となることができる者（同第 277 条）

- その父親及び母親又は親族会（conseil de famille）が、その養子縁組に有効な同意を与えた子
- 遺棄された子
- 棄児
- その両親が親権を喪失した子

養子となることができる者の年齢に関しては、下記 c に述べる養親との年齢差以外の規定はないが、下記 d のとおり、養子となる者が 15 歳を超えている場合には、養子縁組に関して本人の同意が必要とされている。

親族会とは、未成年者の利益保護のために設けられるもので、未成年者の住所を管轄する第一審裁判所（旧村中央／街区人民裁判所）の裁判長を議長とし、父方 2 名、母方 2 名の計 4 名の血族又は姻族で構成される。親族会の意見は多数決で決定され、賛否同数の場合には議長が決定権を有する（同第 361 条～第 370 条）。

また、コンゴ共和国人は外国人を養子とすることができ、また、外国人により養子とされることができる（同第 278 条）。

\*裁判所による遺棄宣言（déclaration d'abandon）を受けた子（同第 288 条）

実親が愛情的つながりの維持に必要な関係を子との間で保たなかった場合は、子に対し「無関心」であるとみなさる<sup>45</sup>。子への明らかな「無関心」が6か月を超えて継続したため個人又は民間事業が受け入れた子は、第一審裁判所（旧区／郡の人民裁判所）により遺棄が宣言される<sup>46</sup>。遺棄が宣言されることにより、子は養子となる資格を得ることができる。遺棄宣言の請求は、子を受け入れた個人や事業、社会福祉機関又は検察官によりなされる。

遺棄が宣言されるまでは、第一審裁判所（旧郡／区の人民裁判所）は、子を受け入れた個人、又は公的／民間の事業に子の監護を委託する。遺棄の宣言にあたっては、裁判所は、子に関心を有する可能性のある者、又は専門の公的機関にその親権を委譲する。

遺棄宣言の請求は、実親が養子縁組への同意を撤回したり、消息を求めたりするだけでは却下されない。また、第三者による異議は、子の身元に関する詐欺、不正又は錯誤がある場合でなければ受理されない。

b. 養子縁組を申請できる者（同第 287 条及び第 279 条）

- 法定別居の状態になく、少なくとも一方が 30 歳に達している配偶者 2 名が、共同で、婚姻から 5 年が経過した後に申請する場合
- 一方配偶者が、他方配偶者の子に関して申請する場合
- 婚姻歴を問わず、35 歳に達した独身者が申請する場合

ただし、養子縁組が許可されるのは、嫡出子がない場合のみである（法務大臣による免除がある場合を除く）<sup>47</sup>。

c. 養親と養子の年齢差（同第 280 条）

養親と養子となる子の年齢差は、20 歳以上でなければならない。

養子となる子が養親の配偶者の子である場合の年齢差は、10 歳あればよい。

ただし、状況に応じて、コンゴ共和国の検察官による免除を受けることができる。

d. 養親の人数（同第 281 条）

養親は 1 名、又は夫婦の双方とする。すなわち、夫婦である 2 人による場合を除いて、2 人以上の者によって同時に養子とされることはない。

---

<sup>45</sup> 「無関心」の定義についてはコンゴ共和国の家族法典には規定がないため、フランス法の解釈に基づく（田中通裕「<研究ノート>注釈・フランス家族法（13）」、法と政治 65 巻 2 号、關西學院大學法政學會、2014 年 8 月）。

<sup>46</sup> ただし、6か月以内に親族がその世話を引き受けることを請求し、さらにその請求について裁判所が子の利益に合致すると判断した場合は宣言されない（家族法典第 288 条）。

<sup>47</sup> 既に養子を受け入れている場合に、さらに養子縁組を行うことは可能である。また、養子を受け入れた後に嫡出子が生まれた場合でも、さらなる養子縁組が可能である（同第 287 条）。

ただし、養親である 1 名、又は夫婦の双方が死亡した場合は、新たな養子縁組が可能である。

e. 養親の資質（同第 282 条）

養親は、養子縁組により生じる義務を引き受けるために必要な精神及び財力を保有していなければならない。第一審裁判所（旧区／郡の人民裁判所）は、子の利益に基づきこれを考慮する。

f. 同意（同第 283 条～第 286 条）

養子縁組には、養子となる子の実の父親及び母親又は親族会の同意が必要である。

(a) 子の親子関係が、その父親及び母親の双方に関して確定している場合

父親及び母親のそれぞれが、養子縁組に同意を与えなければならない。一方が死亡している、若しくはその意思を表明できない場合、又は親権を喪失している場合は、他方の同意があればよい。

(b) 子の親子関係が、一方の親に関してのみ確定している場合

確定している方の親が、養子縁組への同意を与える。

(c) 子の父親及び母親が死亡している場合、その意思を表明できない、又は親権を喪失している場合、及び子の親子関係が確定していない場合

事実上その子の養育を行っている者に諮問したうえで、親族会が同意を与える。

養子となる子が 15 歳を超えている場合は、本人の同意も必要である。15 歳を超える子はその意思を表明できる状態にない場合には、第一審裁判所（旧区／郡の人民裁判所）が養子縁組の許可を与える。

子の精神、健康又は教育が害されるおそれがあるにもかかわらず、実親が子に無関心である場合で、実親の一方が養子縁組への同意を不当に拒否し、かつ他方の実親が養子縁組に同意しているか、既に死亡しているか、行方不明であるか、又はその意思を表明することができない場合には、子の養子縁組を提案する者は第一審裁判所（旧区／郡の人民裁判所）に対し、権限を超えた許可を求めることができる。親族会による同意の不当な拒否についても同様とする。

養子縁組への同意は、同意を与える者の住所／居所の第一審裁判所（旧郡／区の人民裁判所）裁判長、コンゴ共和国若しくは外国の公証人、又はコンゴ共和国外交官若しくは領事職員による公署証書により与えられる。

養子縁組への同意は、その後3か月間は撤回することができる<sup>48</sup>。撤回の申請は、養子縁組への同意を受理した当局宛に、受領証明付書留郵便にて送付する。請求（口頭によるものを含む）により子を実の両親へ返還した場合も、同意の撤回とみなされる。また、3か月の期限の満了時に同意が撤回されていなかった場合でも、次の場合には、実の両親は子の返還を求めることができる。

- 子が養子縁組を目的として託置<sup>49</sup>されていなかった場合
- 養子縁組の申請書が未提出であった場合

子を受け入れた者がその返還を拒否する場合、実の両親は、第一審裁判所（旧郡／区の人民裁判所）に訴えることができる。裁判長は、子の利益を考慮したうえで、返還を命じるか否かを判断する。返還が命じられた場合、養子縁組に与えられた同意は失効する。

#### （４） 養子縁組の申請方法

##### ① 同意の取得

上記（３）の「f. 同意」の項を参照。

##### ② 子の託置（placement）（同第289条～第290条）

養子縁組にあたっては、養親になることを希望する者に子を正式に引き渡す「託置」が申請される。託置を認めるかは、実親、親族会、将来の養親、社会福祉機関又は検察官の申請に基づき、子の居所の第一審裁判所（旧区／郡の人民裁判所）が判断する。

託置の申請にあたっては、次を提出する。

- 子の出生証明書抄本
- 養子縁組への同意証明書又は裁判所による遺棄決定証明書
- 書記官が交付する、子の返還請求<sup>50</sup>が出されなかったことを示す証明書
- その親子関係が確定していない場合には、個人又は公的機関等に子が引き取られてから3か月以上が経過していること<sup>51</sup>の証拠書類

---

<sup>48</sup> 同意の表明を受ける当局は、撤回が可能であることについて通知する。通知を行ったことは証明書に注記される（同第285条）。類似の規定のあるフランス法の解釈では、実親は混乱の中で養子縁組に同意することもあることから、一定期間内の悔悟権を認めるためのものと考えられている（田中、前掲書）。

<sup>49</sup> 託置については「（４） 養子縁組の申請方法」の項を参照。

<sup>50</sup> 両親が子の返還を申立てた場合には、任意の当事者の請求によってこの請求の妥当性についての裁判が行われない限り、託置を行うことはできない。

<sup>51</sup> すなわち、親子関係が確定していない場合には、子が引き取られてから3か月間は託置は生じない。したがって、実親にはこの期間に子を取り戻せる可能性がある。子の引き取りには「無関心」以外の事情（金銭面など）がある場合もあり、親子関係が確定していない場合、託置が行われると後述のとおり親子関係の立証が不可能になるため、救済的に猶予期間を与えるものではないかと推察される。

託置の申請はコンゴ共和国の検察官に通知され、託置の命令には提出された書類が明記される。

託置の効果は、控訴が行われた場合であっても直ちに執行力を有することにある。養子縁組を目的とした託置は、実親への子の返還を妨げるほか、あらゆる親子関係の届出及び認知を妨げる<sup>52</sup>。託置命令の謄本は、発出され次第、コンゴ共和国の検察官の職権により交付され、管轄の身分吏が子の出生証明書の欄外に注記を行う。

養子縁組を目的とした託置が中断された場合、又はその後の養子縁組申請を裁判所が認めなかった場合には、託置の効果は遡及的に解消される。託置の中断が通知され次第、又は養子縁組の申請却下が確定した場合、コンゴ共和国の検察官は職権により、子の出生証明書に記載された欄外注記の補正を命じる。

### ③ 養子縁組の申請（同第 291 条）

養子縁組を申し出る者の（同人が外国に居住している場合には養子とする子の）住所の第一審裁判所（旧区／郡の人民裁判所）に申請書を提出する<sup>53</sup>。

申請書には、次を添付する。

- 子の出生証明書抄本
- 必要な同意書の謄本（同意の拒否が不当であると認められる場合を除く）

養子縁組に同意を与えた者には、召喚の通知が送られる。

### ④ 審理・許可（同第 292 条～第 294 条）

申請の予審・弁論等は、評議部が検察官に聴取の上で行う。

裁判所は、必要に応じた調査を行い、法律の条件がすべて満たされていることを確認したうえで、養子縁組を認める。理由は明記されない。養子の姓名についても同様である。

判決の主文には、養子の新旧の姓名を示し、身分登記簿に登録すべき注記を含める。

判決について、第一審裁判所（旧地域／コミューンの人民裁判所）に控訴できるのは、当該養子縁組に関わっている者と検察官のみである。控訴の期限は、判決の翌月までである。

第一審裁判所（旧地域／コミューンの人民裁判所）は申立ての根拠を審査し、第一審裁判所（旧区／郡の人民裁判所）と同一の形式・条件で判決を下す。判決は、公開法廷で宣告される。第三者による異議申立ては、養親に帰責される詐欺・不正が認められない限り受理されない。

---

<sup>52</sup> 将来の養親に必要な法的安定性を保障するものであると考えられる（田中、前掲書）。

<sup>53</sup> 該当する裁判所がない場合は、ブラザビルの区の第一審裁判所（旧人民裁判所）が管轄となる（家族法典第 291 条）。

養子縁組の申請後に養親となろうとしていた者が死亡した場合でも、審理は継続され、必要に応じて養子縁組が宣告される。この場合、その効果は養親となろうとしていた者の死亡時に生じる<sup>54</sup>。

⑤ 注記（同第 295 条）

養子縁組及び養子の新しい姓名は、控訴期限が経過し判決が確定した日から 1 か月以内に<sup>55</sup>、コンゴ共和国の検察官の請求により、養子の出生証明書の欄外に注記される。

養子が外国で出生した場合、又はその出生地が不明な場合は、判決は上記期限内に、ブラザビルの中央市役所の身分登記簿に登録される。

（5） 養子縁組の効力

養子縁組は取り消すことはできない（同第 298 条）。

養子縁組は、申請書が提出された日から効果を生じるが、判決が養子となる子の出生証明書の欄外に注記（該当する場合にはブラザビル中央市役所の身分登記簿への登記）が行われるまでは第三者に対する対抗力を有しない（同第 296 条）。

養子縁組により、養子は養親の嫡出子とみなされる。養子には嫡出子としての資格に帰属するあらゆる権利及び義務が与えられる（同第 297 条）。

---

<sup>54</sup> したがって、相続の効果が発生すると考えられる。養親となろうとしていた者の相続人は、この養子縁組が認められないと考える場合には、コンゴ共和国の検察官に対し、趣意書及び意見書を提出することができる（同第 294 条）。

<sup>55</sup> 同第 51 条では、「養子縁組の場合、コンゴ共和国の検察官は、判決に既判事項の確定力が生じた日から起算して 15 日以内に、出生地の身分吏に対し、出生証明書の欄外に養子縁組の注記を記載する命令を下す」とされている。

## 5 未成年子に対する法定代理権

### (1) 所轄官庁

- 第一審裁判所（旧人民裁判所）

### (2) 関連法令

- 家族法典第 318 条～第 418 条、他

### (3) 成人年齢

家族法典第 318 条によると、性別を問わず、未成年とは 18 歳未満を指す<sup>56</sup>。

未成年者の身上監護（*gouvernement de la personne*）は、親権を有する者が行う。

未成年者の財産の管理は、法定管理又は後見の規則に従って行う。

### (4) 未成年子の法定代理権

未成年者は、完全な行為能力を有さない「未解放（*non émancipé*）<sup>57</sup>」の状態にあるとされている。未解放の未成年者は、市民生活におけるあらゆる行為について法定代理人を立てなければならない（家族法典第 350 条）。

#### a. 未成年者の能力（同第 351 条～第 354 条）

未成年者が 16 歳に達すると、民事身分に関する訴訟については、本人に個人的に提起される。未成年者本人が、同様の性質の訴訟を起こすことも可能である。いずれの場合も法定代理人の補佐を受ける。

雇用契約に関しては、16 歳に達した未成年者は、法定代理人の補佐を受けて自身の雇用契約の締結及び終了を行うことができる。また、17 歳に達すると、法定代理人の補佐を受けることなく、自身で締結及び終了を行うことが可能である。さらに、17 歳以上の未成年者は、自らの労働の産物を自由に使うことができる。

未成年者の財産にかかわる行為は、法的代理人が行うか、又は本人が法定代理人の補佐を受けて行う。これを未成年者が法定代理人の補佐を受けずに単独で行った場合で、偶然の予期しない出来事に起因しない損害が生じうる場合、又は当該財産にかか

---

<sup>56</sup> ただし、国籍法典では、成人年齢は 21 歳とされている（国籍法典第 3 条）。

<sup>57</sup> 解放（*émancipation*）とは、未成年者を親権から解放し（代わりに親の扶養義務を解除し）、未成年者に完全な行為能力を与える制度であり、西洋諸外国の法制に見られる。コンゴ共和国において未成年者が解放されるのは、①婚姻した場合、②15 歳に達し、両親の宣言を得た場合、及び③16 歳に達し、親族会の宣言を得た場合である（家族法典第 415 条～第 417 条）。

わる法的手続 (formalités légales) が 1 つでも遵守されていないことが確認された場合には取り消すことができる。

未成年者又はその法定代理人による瑕疵ある行為の無効に関しては、相対的無効<sup>58</sup>とされ、当該未成年者又はその法定代理人のみが無効を主張できる。17 歳に達した未成年者は、無効訴権を自ら行使することができる。

#### b. 法定代理人の種類

##### (a) 法定管理人 (legal administrator) (家族法典第 355 条、第 356 条及び第 359 条)

原則として父親が、解放されていない未成年の子の法定管理人となる。

父親が障害、不在等の理由で意思を表明できる状態にない場合は、母親が法定管理人となる。

両親が離婚している場合は、親権を有する親が法定管理人となる。

両親がともに意思を表明できる状態にない場合は、第一審裁判所 (旧区/郡の人民裁判所) が暫定管理人を指名する。

##### (b) 後見人 (tuteur) (同第 359 条、第 371 条～第 373 条)

両親の一方が死亡した場合、生存している他方が、解放されていない未成年の子の後見人となる。当該未成年者が嫡出子であるか、非嫡出子であるかは問わない。

両親が離婚している、又は法定別居の状態にあり、生存している他方が子の監護権を有していない場合は、当該他方を後見人とするかは親族会が判断する。

夫の死亡時に妻が妊娠していた場合は、生まれてきた子の後見人は当該妻となる。

母親は、後見人となることを拒絶することができるが、後見人が指名されるまでは、その義務を果たさなければならない。

後見人となった生存している他方は、自らが死亡した際の後継の後見人を指名することができる。指名しなかった場合は、最も近い尊属が後見人となる。

解放されていない未成年の両親がともに死亡し、指名された後見人もおらず、また尊属もない場合は、親族会が後見人を指名する。

##### (c) 共同後見人 (cotutor) (同第 378 条～第 380 条)

法定別居の状態にない限り、後見人である者の配偶者は共同後見人となる。共同後見人が死亡した場合、離婚又は法定別居が成立した場合、共同後見が禁止された場合等は、後見人が引き続き後見の義務を保持し、共同後見は終了する。

#### c. 後見監督人 (subrogé tuteur) (同第 382 条～第 388 条)

---

<sup>58</sup> 相対的無効については、脚注 20 を参照。

後見には、いかなる場合も親族会が指名した後見監督人が付く。後見監督人の指名には、後見人は関与しない。

後見人が後見において重大な違反を犯したとき、後見監督人は親族会の開催を要請し、後見人に対する措置を決定する。

後見人が死亡等によりその義務を果たせなくなった場合は、後見監督人が新たな後継人を指名する。後見監督人がおのずと新たな後見人となることはない。

後見監督は、後見の終了とともに終了する。

## 6 国籍法制

### (1) 所轄官庁

- 国籍証明書申請者の居所の裁判所<sup>59</sup>

### (2) 関連法令

- 憲法第 8 条、第 15 条、第 17 条、第 50 条、第 51 条、他

- 国籍法典第 7 条～第 13 条、第 18 条～第 40 条、第 47 条～第 54 条、第 95 条～第 97 条、他

### (3) 国民の定義・権利・義務

#### a. コンゴ共和国人の定義（国籍法典第 7 条～第 10 条）

コンゴ共和国は、両親の一方がコンゴ共和国国籍を有していれば（「コンゴ共和国人」であれば）、子にコンゴ共和国国籍の取得（「コンゴ共和国人」であること）が認められる父母両系血統主義国である。したがって、コンゴ共和国内で出生したという事実だけでは、コンゴ共和国国籍を取得する（「コンゴ共和国人」となる）ことはできない。

「コンゴ共和国人」の定義は次のとおりである。

1. コンゴ共和国人の父及び母から生まれた子
2. コンゴ共和国人の父と、コンゴ共和国で生まれた母から生まれた子
3. コンゴ共和国で生まれた父と、コンゴ共和国人の母から生まれた子
4. コンゴ共和国で生まれた父及び母から生まれた子

また、次の場合も「コンゴ共和国人」とみなされるが、両親の一方又は両方が外国人であることが証明された者は、コンゴ共和国国籍を放棄することができる。

1. コンゴ共和国人の父又はコンゴ共和国人の母から生まれた子
2. 両親の一方がコンゴ共和国で生まれ、コンゴ共和国で生まれた子
3. 両親が不明のコンゴ共和国で生まれた子<sup>60</sup>

#### b. コンゴ共和国人の権利

---

<sup>59</sup> 居所に小審裁判所がない場合は大審裁判所の該当部、さらに該当部がない場合には大審裁判所が管轄となる（同第 95 条）。

<sup>60</sup> ただし、その子が未成年である間に両親が外国人であることが判明し、かつコンゴ共和国法に基づき両親の一方の外国国籍を取得する場合は、コンゴ共和国国籍を取得しなかったものとみなされる。また、コンゴ共和国で発見された新生児は、反証のない限り、コンゴ共和国で生まれたものとみなされる（同第 9 条）。

憲法第 8 条では、人は真正な存在であり、生存権を有し、国家はそれを尊重し、保護する義務を負うとされている。また、国民は他人の権利、公共の秩序、道徳及び品位を尊重しつつ、自らを発展させる権利を有するとされている。

また、同第 15 条では、すべての国民は法の下に平等であり、国家による保護を受ける権利を有し、出自、民族、社会的地位、政治、宗教、宗教その他の信念により差別されることはないとされている。同第 17 条においては、男女平等も謳われている。

#### c. コンゴ共和国人の義務（憲法第 50 条及び第 51 条）

すべての国民は、憲法、共和国の法律及び規制を遵守し、国家及び社会に対する義務を果たさなければならない。また、他人の権利や自由を尊重し、安全と公序良俗を守る義務を有する。

#### （4） 国籍の取得・喪失・帰化

##### a. 取得

##### （a） 婚姻（国籍法典第 18 条）

コンゴ共和国人の男性と婚姻した外国人女性は、婚姻によりコンゴ共和国の国籍を当然には取得しない。ただし、当該婚姻の挙式が行われた場所の身分登記簿に登録されてから 5 年間コンゴ共和国に居住することで、コンゴ共和国国籍を取得することができる。コンゴ国籍の取得を希望しない場合は、5 年の期限内に管轄の司法官に対しその旨を申請する。

##### （b） 出生（同第 11 条～第 13 条、第 20 条及び第 21 条）

コンゴ共和国内において外国人の両親のもとに生まれた子がコンゴ共和国国籍を取得するには、成人となる日にコンゴ共和国内に住居を有し、かつ 16 歳以降コンゴ共和国内に常居所を有していなければならない。コンゴ共和国国籍を取得するかは、成人となる前の 1 年間に選択する。

母親が外国人である非嫡出子は、未成年の間にコンゴ共和国人の男性との父子関係が確定できた場合には、出生の時に遡ってコンゴ共和国の国籍を取得することができる。

##### b. 喪失（同第 47 条）

コンゴ共和国は二重国籍を認めていない。コンゴ共和国国籍を有する者が、自発的に外国の国籍を取得した場合、コンゴ共和国国籍は失われる。

##### c. 帰化・回復（同第 26 条～第 42 条）

公的機関により帰化又は国籍の回復が認められた外国人は、コンゴ共和国国籍を取得できる。

コンゴ共和国人への帰化は、政令により認められる。帰化を希望する外国人は、申請に先立つ 10 年間コンゴ共和国に常居所を有し、政令への署名時にコンゴ共和国に居所を有していなければならない。

ただし、次の者は条件なく帰化できる。

1. 両親の一方がコンゴ共和国国籍を取得しているものの、その恩恵を受けていない未成年者
2. コンゴ共和国国籍を取得した外国人の妻及び子ども
3. 両親の一方が、自らでは制御できない事由<sup>61</sup>によりコンゴ共和国人の地位を喪失した子ども。

コンゴ共和国国籍の回復は、政令により認められる。年齢や期限の定めはない。ただし、国籍の回復時点でコンゴ共和国に居住していない者は回復できない。また、回復を求める者は、コンゴ共和国人の資格 (qualité) を有することを証明しなければならない。

#### (5) 国籍証明書

国籍証明書は、申請者がコンゴ共和国人であることの根拠となる法的規定及びそれを証明する文書を示す。国籍証明書は、そうでないことが証明されない限り、証明力を有する (同第 96 条)。

裁判所において国籍証明書の発行が拒絶された場合、申請者は司法大臣に申請することができる (同第 97 条)。

---

<sup>61</sup> 剥奪の場合を除く (同第 30 条)。

< 国籍証明書 (原文) >

**TRIBUNAL DE GRANDE INSTANCE**  
**DE** \_\_\_\_\_

**REPUBLIQUE DU CONGO**  
**UNITÉ - TRAVAIL- PROGRÉS**

**CERTIFICAT DE NATIONALITÉ**

N° \_\_\_\_\_ du registre d'ordre

Nous \_\_\_\_\_ Président du Tribunal de Grande Instance

de \_\_\_\_\_ faisant fonction de Juge d'instance.

Certifions sur le vu des pièces suivantes

Que le nommé(e) \_\_\_\_\_

Fils(le) de \_\_\_\_\_

Et de \_\_\_\_\_

Né(e) le \_\_\_\_\_

est Congolais(e) en vertu de l'article \_\_\_\_\_ du code de la nationalité congolaise comme étant né(e) de parents congolais



<国籍証明書（日本語訳）>

[場所] \_\_\_\_\_  
大審裁判所

コンゴ共和国  
統一・労働・進歩

国籍証明書

登録簿番号 第 \_\_\_\_\_ 号

小審裁判官の職務を行う、[場所] \_\_\_\_\_ 大審裁判所裁判長たる、  
当官 \_\_\_\_\_ は、

以下を証明する。

氏名： \_\_\_\_\_

父： \_\_\_\_\_

母： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_

上記の者は、コンゴ共和国国籍法典第 \_\_\_\_\_ 条により、コンゴ人の両親から  
生まれたコンゴ人である。

[場所] \_\_\_\_\_ にて、[日付] \_\_\_\_\_



(署名)

## 関連法令 抄訳

### 家族法典に関する 1984 年 10 月 17 日の法律第 073/84 号

#### 第 2 編 身分証明書

##### 第 1 章 一般規定

###### 第 22 条 - 個人の身分の証明

個人の身分は、身分証明書によってのみ確定され、証明することができる。

出生、婚姻、死亡は、身分登記簿上の証明書の形式で登録される。

個人の身分に関するその他の事実又は証明書は、欄外注記の対象とする。

上記欄外注記は、コンゴ共和国で作成された身分証明書の欄外に記載できない場合、ブラザビルの中央市役所の身分登記簿に登録する。

###### 第 23 条 - 証明書の無償交付

身分証明書原本の交付は無償とする。

###### 第 24 条 - 届出の義務 - 罰則

出生及び死亡の届出は義務とする。

第 45 条、第 60 条及び第 63 条に定める期間内に、同条に定める者による届出がない場合、2,500 フラン以上 1 万フラン以下の罰金刑に処す。

村又は街区委員会の委員長は、上記第 1 項及び第 2 項の規定の厳格な適用が実施されるよう監視しなければならない。

同委員長は、第 45 条、第 60 条及び第 63 条に定める期間内に、同条に定める者による届出がなかった旨の通知を受けた場合、この届出の懈怠につき身分吏に通知する。

これを怠った場合、同委員長を 2,000 フラン以上 5,000 フラン以下の罰金刑に処す。

###### 第 25 条 - 身分吏

次の者を身分吏とする。

- 郡執行委員会委員長、郡長

- 行政監督職の長

- 市長

- 村委員会委員長

上記職務は、その補佐役に委託することができる。

###### 第 26 条 - 中央身分役場

身分に関する届出は、中央役場及び中央役場に属する支所において、身分吏がこれを受理する。

中央身分役場は、国土・人民力管理大臣の提案に基づき、首相の政令により創設する。

#### 第 27 条 - 身分役場支所

身分役場支所は、国土・人民力管理大臣の省令により創設する。

国土管理大臣は、地域人民議会に諮問したうえで、地域執行委員会委員長の提案に基づき、支所の身分吏を任命する。

支所の身分吏は、支所が帰属する中央役場の身分吏の監督及び責任の下、その職務を遂行する。

同官は、出生及び死亡の届出を受理する。同官は、婚姻の挙式を執り行う資格を有しない。かかる職務は、第 150 条の規定に従って、中央役場の身分吏に留保される。

#### 第 28 条 - 宣誓の実施

身分吏は、郡人民裁判所又は区人民裁判所裁判長の面前で宣誓を行う。上記宣誓の形式及び宣誓実施の手続は、共和国大統領の単純政令により定める。

#### 第 29 条 - 身分登録に関する業務の監視

身分登録に関する業務の監視は、村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所又は共和国検察官が担当する。

#### 第 30 条 - 裁判官の役割

村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、必ず年 1 回、また、必要と判断する場合に、管轄の各身分役場に赴き、当該年度の身分登記簿の確認を行う。

上記検査及びその日付の注記は、各証明書分類の現行の 2 つの登記簿に行う。この注記は、直前に登録された証明書の直後の証明書用紙に登録する。

この記載には、登記簿の管理の全般的な評価を含めなければならない。この後に、裁判所裁判長の署名又は押印を付す。用紙の、注記に使用しない部分には線を引く。上記検査の完了後、裁判所の裁判長は身分吏に対し、違反のあった法律の条項に関して、その違反につき所見を伝達する。同裁判長は、必要に応じて、この悪習の再発防止のために適当と判断する手段を指示する。上記報告の写しは、共和国検察官に遅滞なく送付する。

#### 第 31 条 - 共和国検察官の役割

書記課に身分登記簿を寄託する場合、共和国検察官はその状態を確認しなければならない。

同検察官は、国璽尚書たる法務大臣に対し、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長による登記簿の管理及び当該年度中に行った監督に関する報告書を送付する。

同検察官は、不正及び違反が行われた可能性がある場合にはそれを明らかにし、その取締りを遂行する。

### 第 32 条 - 不法な届出

身分吏は、証明書作成のために行われる届出をすべて受理する義務を負う。

届出が法律に違反していると考えられる場合、身分吏は直ちにその旨を共和国検察官に通知し、同検察官は必要に応じて、第 84 条以下の規定に従い、当該証明書の補正又は身分訴訟を行う。

### 第 33 条 - 登記簿の構成

登記簿は、首相の政令により定める様式に従い、各 3 枚綴りの用紙で構成される。

各用紙には、証書に記載すべき事項をすべて挙示し、身分吏は空欄に記入し、署名し、署名を要する者の署名を得るのみとなるようにする。

1 枚目は、直ちに届出人に交付する。

2 枚目及び 3 枚目は、当該年度中、身分役場において保管する。各年度末に、登記簿の 3 枚目は身分役場において保存し、当該年度の登記簿とする。登記簿の 2 枚目は 3 枚目から切り離し、郡人民裁判所又は行政区人民裁判所の書記課に送付する登記簿の副本とする。各用紙の 2 枚目及び 3 枚目には、頁の 3 分の 1 相当の余白を残す。

### 第 34 条 - 附属書類及びアルファベット順目録

身分証明書に附属すべき委任状その他の書類は、当該証明書に参照のための番号を付し、証明書の性質及び日付別に時系列的に分類し、年度末に綴じて、郡人民裁判所又は行政区人民裁判所の書記課に送付する。

各登記簿について、身分吏は上記のほか、附属書として、アルファベット順の未綴じ目録を正副 2 通で記録し、各年度末の登記簿の締日に綴じ、それが附属する登記簿と同様に二重の記録とする。

当事者の姓の 1 文字目と同じ文字を冠する各用紙には、証明書の作成時に、その当事者の姓名、証明書の性質及び登記簿上の登録番号を記載する。

目録の用紙の様式は、首相の政令により定める。

### 第 35 条 - 登記簿の管理

登記簿は各年度の 1 月 1 日に開始し、12 月 31 日に締め切る。

同登記簿には、村中央人民裁判所及び街区人民裁判所の裁判長が、最初及び最後の用紙に番号及び頭文字を付す。

出生証明書登記簿、死亡証明書登記簿及び婚姻証明書登記簿の記録が行われる。

証明書の作成時に記入がなかった欄には線を引く。削除線及び参照は、証明書本体と同様の方法でこれを承認し、署名する。

欄外注記には、その記載を行った身分吏が署名する。

身分証明書は、公用語で作成する。身分証明書は、遅滞なく1枚ずつ作成し、3枚の各面に直ちに記載し、第33条第2項に従って署名する。

身分吏は、方法を問わず、法律に従って同人が確認すべき、又は出頭者が宣言すべき事項以外の事項を、証明書に挿入してはならない。

すべての身分証明書には、その目的を問わず、受理の年月日及び時間、身分吏の姓名、そこに示される者の姓名、職業及び住所を記載する。

身分吏は、各四半期末に、当該四半期中に登録された出生、婚姻、離婚、死亡及び死産の状況を統計局に送付する義務を負う。

### 第36条 - 証明書の作成

身分吏は、出頭者に対して証明書の説明を行う。同人は、出頭者が署名前に直接それを読むよう促す。出頭者が公用語による十分な表現能力を有しない場合、身分吏は、自らがこの職務を遂行できる場合を除き、通訳が可能な成人に補助を求める。

出頭者が署名できない場合、身分吏は証明書にその旨を記載する。

### 第37条 - コンゴ共和国における外国人に関する身分証明書

コンゴ共和国内に所在する外国人に関する出生又は死亡は、本章に定める形式及び条件に従って、コンゴ共和国の身分吏に必ず届け出なければならない。

ただし、上記届出は、コンゴ人民共和国に常設されている外交官又は領事官がこれを受理することができる。

### 第38条 - 外国におけるコンゴ共和国人に関する身分証明書

外国に所在するコンゴ共和国人の身分証明書は、コンゴ共和国の法律に従って、外交官又は領事官が受理した場合に有効である。

外国に居住するコンゴ共和国人は、居住国の身分吏に対してその証明書を登録することができる。外交官又は領事官が登録した身分登記簿の副本は、各年度末に外務省に送付され、外務省は、ブラザビル中央市役所の所在区を管轄する人民裁判所付の共和国検察官による確認後、それを保管し、その写し又は抄本を交付することができる。

外国における慣習に従って受理された証明書は、職権又は当事者の請求により、その領域を管轄する外交官又は領事官が管理する、当該年度の身分登記簿に登録される。登記された証明書及びその番号の注記は、直近の日付の証明書の欄外に記載する。注記が、当該年度よりも前の登記簿に行われるべきものであるときは、外交官又は領事官は、登記簿及び目録の副本にそれが記載されるよう、外務省の管轄課にその旨を伝達する。

外交関係の断絶又はその領域を管轄する外交若しくは領事職の閉鎖により、前項に定める条件において登記を行うことができない場合、証明書は例外的に外務省に寄託され、同

省はそれをブラザビル中央市役所の登記簿に登記させる。外務省は、可能な状況になり次第、前項に定める条件において、証明書の登記を行わせる。

#### 第 39 条 - コンゴ共和国における婚姻後の国籍変更

コンゴ共和国において外交官又は領事官が受理した外国人の婚姻証明書は、当事者のうち少なくとも 1 名が婚姻後にコンゴ共和国人となった場合は、職権又は当事者の請求により、婚姻の挙式地の身分登記簿に登記される。登記した旨の注記は、出生証明書の欄外に行う。同証明書は、場合に応じて、前条に定める条件で事前に登記しなければならない。

#### 第 40 条 - 欄外注記

身分に関する証明書の注記を、既に登記済の証明書の欄外に行わなければならない場合は、必ず職権により行う。

注記の元となる証明書を作成又は登記した身分吏は、3 日以内に、自身が保有する登記簿に注記を行い、注記が行われるべき登記簿の副本が書記課にある場合、管轄の共和国検察官に通知を送付する。

欄外に上記注記を行うべき証明書が、他の身分役場で作成又は登記されたものである場合、当該通知は 3 日以内に当該役場の身分吏に送付し、登記簿の副本が書記課にある場合には、身分吏は速やかにその旨を共和国検察官に通知する。

欄外に注記を行うべき証明書が外国で作成又は登記されたものである場合、注記の元となる証明書を作成又は登記した身分吏は、3 日以内にその旨を外務省に通知し、さらに本法典第 22 条に定める登記のために、ブラザビル中央市役所の身分吏にもその旨を通知する。

#### 第 41 条 - 登記簿の公示

登記簿原本は、当事者が直接これを閲覧することはできない。ただし、100 年以上前に遡る登記簿については、その保管を担当する国家官吏が、その閲覧を許可することができる。

証明書作成時に届出人に無償で交付される第 1 面とは別に、身分証明書の写しは、証明書作成時に出頭した者、身分が確認された者又はその承継人に有償で交付することができる。死亡証明書の写しは誰でも請求することができる。

行政当局又は司法当局は、あらゆる身分証明書を無償で取得することができる。

当事者は、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長の決定により、有償で所定の証明書の写しの交付を受ける許可を受けることができる。

身分吏が本条第 2 項に掲げる者に対する写しの交付を拒否する場合は、上記の裁判官又は裁判員が命令による判決を下す。

写しは、それが作成又は補正されたとおりの証明書原本及び欄外注記の謄本とする。身分吏は、交付日を記載し、写しが証明書と相違ないものであることを証明し、それに署名

し、身分役場の印を押印する。上記写しは、外国当局に対してそれを発行する場合には、国際条約による別段の定めのない限り、さらに認証を行わなければならない。

#### 第 42 条 - 帰化者に関する証明書の公示

法務大臣は、前条の条件において、コンゴ共和国外で出生し、共和国大統領の政令により帰化した者の書類において提出された身分証明書の写しを交付する権限を有する。

#### 第 43 条 - 証明力

身分証明書は、偽造申告がなされない限り、その他の公署証書と同一の条件において証明力を有する。

正規に交付された写しは、原本と同一の効力を有する。

#### 第 44 条 - 身分吏の民事責任及び刑事責任

刑法典に定める刑罰及び行政責任における紛争救済とは別に、

- 登記簿の管理及び写しの交付に関する規則に関する違反である場合、それが故意によるものではなくとも、身分吏に対し、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長が宣告する 500 フラン以上 1 万フラン以下の罰金が適用される。
- 身分証明書又はその写しの改ざん、破壊、偽造、未綴じ用紙及び目的外の登記簿への登記を行った場合、身分吏は、損害を被った者に対して補償を行う。

## 第 2 章 身分証明書

### 第 1 節 出生証明書

#### 第 45 条 - 出生の届出

出生は、1 か月以内に身分吏に届け出なければならない。期限満了日が祝日に当たる場合、その翌営業日における届出は有効に受理される。

届出は、父若しくは母、尊族若しくは近親、医師、助産師、産婆若しくは出生立会者又は母親が自宅以外で出産した場合には、出産が行われた場所の者が行うことができる。

所定の期間内に出生の届出が行われない場合であっても、身分吏は、共和国検察官の請求がある場合には、3 か月を期限として期間経過後の届出を受理することができる。

届出人は、届出の証拠として、医師若しくは助産師が発行した証明書を提出するか、又は成人 2 名に出生の証言を行わせなければならない。期間経過後に作成された証明書の冒頭には、「期間経過後の届出による登録」と記載しなければならない。上記注記は、本法典第 34 条に定める当該年度のアルファベット順目録にも記載しなければならない。期間経過後の届出及びその番号の注記は、直近の日付の出生証明書の欄外に記載する。

期間経過後の届出が前年度の出生に関するものである場合、上記注記は身分吏の申出によりその保有する登記簿に記載され、身分吏は、登記簿及び目録の副本への注記のため、

それを行政区人民裁判所又は郡人民裁判所の主任書記に通知する。第 30 条に定める年次確認に際し、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、期間経過後の届出に照らし、第 24 条第 2 項の規定を適用することができる。出生から 3 か月の期間が経過した後は、身分吏は、本編第 3 章に定める条件により与えられる村中央人民裁判所又は街区人民裁判所による許可がある場合に限り、出生証明書を作成することができる。

共和国検察官はいつでも、上記に定める期間外であっても、自身の知る、戸籍において確認できなかった出生の届出を行うことができる。

#### 第 46 条 - 証明書記載事項

第 35 条第 8 項に定める注記とは別に、出生証明書には次を記載する。

- 出生の年月日、時刻及び場所、子の性別並びに子に与えられた姓名。
- 父母及び必要がある場合には届出人又は証人の年齢、姓名、職業及び住所。

出生日が届出人又は証人により特定できない場合、出生日は身分吏により、又は期間経過後の登録を裁判所が許可した場合には村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所により、職権で決定される。

#### 第 47 条 - 病院における出生 - 健康状態の記録

病院、産院又は衛生部隊においては、公共又は民間を問わず、出生があった場合に日付順に直ちに登録する特別登記簿を管理する。これに違反した場合、当該施設の責任者たる長に対し、第 24 条第 2 項の規定に基づく刑罰が科される。

上記施設の所在地の身分吏並びに行政当局及び司法当局は、いつでも上記の登記簿の提出を求めることができる。

第 1 項に定める施設の長は、必ずすべての子の出生時の健康記録を交付する。同記録の交付の書式及び方法は、保健省の省令により定める。

#### 第 48 条 - 死産児

子の死産の届出があった場合、届出は出生登記簿ではなく、死亡登記簿にその日付で登録される。登記簿には、単に死産の届出があったことを記載する。

#### 第 49 条 - 棄児

新生児を発見した者は、発見場所の身分吏にその届出を行う義務を負う。

身分吏は、親子関係が不明の子に関する場合と同一の条件により、仮出生証明書を作成し、証明書の冒頭に「棄児」の注記を付す。

同官は直ちに、子の発見状況及びその保護のために講じた暫定措置につき、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長に通知する。

子の出生証明書が発見された場合、又はその親子関係がその後確定した場合、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長が、共和国検察官又は当事者の請求により、仮出生証明書を取り消す。

#### 第 50 条 - 海上航行中又は飛行中の出生

コンゴ共和国国籍の船舶又は航空機内での出生の場合、船長又は機長が出生を確認し、第 45 条に定める指示に従い、航海日誌又は航空日誌にそれを記載する。同人は、その管理の下、航海日誌又は航空日誌への記載事項の写しを 3 部作成する。写しの 1 通は母親に交付され、必要に応じて 2 通目を届出人に交付する。写しの 3 通目はブラザビル中央市役所の身分吏に送付し、送付した旨を航海日誌又は航空日誌に記載する。身分吏は、上記写しを受領次第、必要に応じて期間経過後の届出に関する規則を適用したうえで、出生証明書を作成する。1 枚目は、航海中又は飛行中の出生を届け出た者に送付される。

#### 第 51 条 - 養子縁組

養子縁組の場合、共和国検察官は、判決に既判力が生じた日から起算して 15 日以内に、出生地の身分吏に対し、出生証明書の欄外に養子縁組の注記を記載する命令を下す。

#### 第 52 条 - 虚偽の届出

出生証明書及びその附属書類の作成を目的として、上記第 46 条に定める記載事項について、身分吏に対して故意に虚偽の届出を行った者は、2 年以上 1 年以下の禁錮刑及びあらゆる損害賠償に影響を与えることなく 2 万フラン以上 10 万フラン以下の罰金刑に処す。

### 第 2 節 婚姻証明書

#### 第 53 条 - 身分吏の関与義務

婚姻の挙式に際し、身分吏は婚姻登記簿にその証明書を作成し、第 40 条の規定に従って、各配偶者の出生証明書の欄外にその旨を注記しなければならない。

#### 第 54 条 - 管轄身分吏

婚姻の挙式は、中央身分役場及び身分役場支所において行うことができる。婚姻の挙式は、身分役場支所においては、中央身分役場の身分吏が執り行う。

#### 第 55 条 - 書類の提出

身分吏は、配偶者となろうとする者それぞれに対し、第 139 条に定める証明書類の提出を求める。

#### 第 56 条 - 標準書式

身分吏は、第 142 条に定める書式に記入し、それに署名し、配偶者となろうとする者に署名させ、必要な場合には第 36 条に定める通訳者にも署名させる。

#### 第 57 条 - 公示、異議申立て

身分吏は、第 143 条の規定に従って公示の手続を行う。婚姻に対して障害及び異議の申立てがある場合、第 145 条から第 149 条の規定に従って手続を行う。身分吏が第 146 条に定める期限内に異議申立てを受理しなかった場合には、婚姻の挙式を行わなければならない。

第 143 条に定める公示から 1 年以内に婚姻の挙式が行われなかった場合には、新たに公示を行わなければならない。

#### 第 58 条 - 婚姻の挙式

身分吏は、第 150 条及び第 155 条に定める形式に従って婚姻の挙式を行う。

#### 第 59 条 - 婚姻証明書記載事項

第 35 条第 8 項に定める注記とは別に、婚姻証明書には次を記載する。

- 配偶者それぞれの姓名、職業、誕生日及び出生地並びに住所及び居所。
- 配偶者のいずれかが未成年の場合、第 130 条の規定に従って与えられた許可。
- 該当する場合には、年齢又は公示の免除。
- 該当する場合には、配偶者が登録した一夫一妻制又は一夫多妻制の選択。
- 第 141 条に従った婚姻条件における、持参金支払の有無。
- 配偶者が採用した夫婦財産制度。
- 一夫一妻制による婚姻については、再婚の場合には「離婚済」の注記。
- 配偶者となる旨の契約当事者の宣言及び身分吏によるその結合の宣告、又は該当する場合には、婚姻の挙式が慣習に従って行われた旨の契約当事者の宣言及び身分吏による当該結合の確認。
- 証人及び該当する場合には通訳者の姓名、職業、住所並びにその成年としての資格。

### 第 3 節 死亡証明書

#### 第 60 条 - 死亡の届出

死亡は、48 時間以内に身分吏に届け出なければならない。届出は、故人の両親のいずれか、又はその他その戸籍上に証明書の作成に必要な情報を保有している者が行うことができる。

所定の期間が経過した場合でも、身分吏は、届出人がその届出の証拠として医師が発行する証明書を提出するか、又は成人 2 名に死亡を証言させることを条件として、死亡から 15 日以内を期限として、期間経過後の届出を受理することができる。

期間経過後に作成された証明書の冒頭には、「期間経過後の届出」と記載しなければならない。上記注記は、本法典第 34 条に定める当該年度のアルファベット順目録にも記載しなければならない。期間経過後の届出及びその番号の注記は、直近の日付の死亡証明書の欄外に記載する。

期間経過後の届出が前年度の死亡に関するものである場合、本法典第 45 条第 5 項に定める手続を行う。

上記に定める 15 日の期限が経過した後は、身分吏は、本編第 3 章に定める条件と同一の条件により、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所による許可が与えられる場合に限り、第 65 条に従って出生証明書を作成することができる。

共和国検察官はいつでも、所定の期間外であっても、自身の知る、戸籍において確認できなかった死亡の届出を行うことができる。

#### 第 61 条 - 証明書記載事項

第 35 条第 8 項に定める注記とは別に、死亡証明書には次を記載する。

- 死亡の年月日、時刻及び場所。
- 故人の性別、姓名、出生日及び出生地、職業並びに住所。
- 故人が既婚者、寡夫若しくは寡婦又は離婚者であった場合、配偶者の姓名。
- 届出人の姓名、年齢、職業及び住所並びに必要な場合は故人に対する親等。
- 同様に故人について知ることのできる事項。

ただし、遺体の身元が不明である場合を除き、死亡状況に関しては、登記簿には一切記載しない。

刑務施設又は再教育施設における死亡の場合、死亡した場所のみを示さなければならない。

死亡の注記は、故人の出生証明書の欄外に行う。

故人が住所地以外において死亡した場合、死亡証明書を作成した身分吏は、さらに、可及的速やかに、故人の最後の住所地の身分吏に対し、この証明書の謄本を発行し、この身分吏が直近の日付の死亡証明書の欄外及び当該年度のアルファベット順目録にその旨を注記する。

前年度の死亡登記簿及び目録に行うべき注記である場合、本法典第 45 条第 5 項に定める手続を行う。

#### 第 62 条 - 病院における死亡

病院、衛生部隊、産院、診療所においては、公共又は民間を問わず、発生した死亡を日付順に直ちに登録する特別登記簿を管理し、これに違反した場合、当該施設の責任者たる長には、第 24 条第 2 項の規定の適用による刑罰が科される。

上記施設の所在地の身分吏及び行政当局若しくは司法当局は、いつでも上記登記簿の提出を求めることができる。

ただし、上記施設又は部隊の管理担当者は、24 時間以内に、身分吏に対し発生した死亡を届け出なければならない。

#### 第 63 条 - 刑務施設における死亡

刑務施設又は再教育施設における死亡の場合、その届出は 24 時間以内に、施設長、管理者又は監視者が、医師が作成した死亡証明書に基づき、証明書を作成する身分吏に対して行う。

死刑執行の場合、書記官は執行から 24 時間以内に、受刑者に対する刑の執行地の身分吏に対し、死亡の届出を行う義務を負う。

#### 第 64 条 - 海上航行中又は飛行中の死亡

コンゴ共和国国籍の船舶又は航空機内における死亡の場合、船長又は機長が死亡を確認し、第 61 条に定める指示に従って、航海日誌又は航空日誌にその旨を記載する。同船長又は機長は、自身の管理下において、航海日誌又は航空日誌への記載事項の謄本を 2 部作成する。

該当する場合には、うち 1 通を届出人に交付する。もう 1 通はブラザビル中央市役所の身分吏に送付し、送付した旨を航海日誌又は航空日誌に記載する。

身分吏は、上記謄本を受領次第、必要な場合には期間経過後の届出に関する規則を適用し、第 60 条の規定に従って、死亡証明書を作成する。

1 枚目は、航海中又は飛行中の死亡を届け出た者に交付される。

#### 第 65 条 - 遺体の発見

死亡者の遺体が発見され、故人の身元が確定できた場合は、死亡日と遺体発見日の間に経過した時間を考慮することなく、死亡地と推定される場所の官吏が死亡証明書を作成しなければならない。

故人の身元が確定できなかった場合は、死亡証明書は欄外にできる限り詳細な特徴を記載するのみとする。事後に身元が判明した場合、当該証明書は第 84 条の条件において補正される。

#### 第 66 条 - 変死

変死の兆候若しくは痕跡又はその他それを疑わせる状況がある場合、司法警察官が、医師の立ち会いの下で、遺体の状態及びそれに関する状況並びに故人の姓名、年齢、職業、出生地及び住所につき収集できた情報に関する調書を作成するまでは、埋葬を行うことはできない。

司法警察官は、その者の死亡地の身分吏に対し、調書に記載したすべての情報を遅滞なく伝達する義務を負い、この身分吏はそれに基づき死亡証明書を作成する。

#### 第 67 条 - 埋葬許可

コミューン及び郡庁所在地においては、身分吏が無印紙書類により無償で交付する埋葬許可がない限り、埋葬は一切行うことはできない。身分吏は、死亡を確認した医師による証明書の提出がない限り、この許可を交付することはできない。

コミューン及び郡庁所在地以外では、埋葬許可又は埋葬認可は、村長が同一の条件においてこれを交付する。

前条の規定を除き、死亡を認知しながら埋葬許可又は埋葬認可の交付を怠った身分吏又は村長は、刑法典に定める刑罰に処される。

### 第 4 節 - 一部特例による陸軍軍人及び海軍軍人に関する身分証書

#### 第 68 条 - 軍身分吏

国の陸軍軍人及び海軍軍人に関する身分証明書は、本章の前条までの規定に従い作成する。

ただし、コンゴ共和国外及び戦時下における、コンゴ共和国軍の外国領域への派遣若しくは駐留の場合、上記証明書は、占領下、又は政府間合意若しくは国際的な性質を有する委任により、防衛担当大臣の命令により指定された軍身分吏も受理することができる。この身分吏は、本章の前条までの規定が適用できない場合、非軍人に関しても権限を有する。

上記身分吏は、コンゴ共和国において、動員又は戒厳令により身分登録に関する業務が正規に保証されなくなった領域における、軍人及び非軍人に関する証明書を受理することができる。

軍隊における出生の届出は、出産から 10 日以内に行う。

死亡証明書は、2名の届出人の証言に基づき、軍隊において作成することができる。

#### 第 69 条 - 証明書の登記及び欄外注記

前条第 2 項及び第 3 項に定める場合において、証明書を受理した官吏は、通信が可能になり次第、可及的速やかに、首相の政令により指定された登記を担当する管轄当局に謄本を送付する。登記は、出生証明書については父親の、婚姻証明書については夫の、死亡証明書については故人の、最終住所地の身分登記簿に行う。出生地若しくは最終住所地が不明又は外国にある場合、登記はブラザビルの中央市役所にて行う。

#### 第 70 条 - 軍身分登記簿

第 68 条第 2 項及び第 3 項に定める場合において、身分証明書は特別登記簿に作成され、同登記簿の管理及び保存は、国璽尚書たる法務大臣及び防衛担当大臣の共同命令により規定する。

#### 第 71 条 - 軍隊における婚姻証明書

婚姻の挙式が第 68 条第 2 項及び第 3 項に定める場合において行われるとき、公示は、状況が許す限り、夫婦となる者の最終住所地で行われる。この公示は、当事者が属する部隊において、国璽尚書たる法務大臣及び防衛担当大臣の共同命令により定める条件で保証される。

#### 第 72 条 - 軍隊における死亡証明書

第 68 条に定める場合において、軍当局により、又は軍人、軍の活動へ参加し命令による役務を行う市民若しくは軍隊のために雇用された者については行政当局により受理された死亡証明書は、閣議を経た政令により定める条件で、上記第 68 条により、軍当局が場合に依りて証明書を受領する権限を有する期間及び領域において、行政による補正の対象とすることができる。

### 第 5 節 - 家族手帳

#### 第 73 条 - 家族手帳の交付及び管理

婚姻証明書の作成時に、両配偶者の身元、婚姻の挙式の日付及び場所並びに該当する場合には各配偶者が登録した選択肢を記載した家族手帳を、配偶者に無償で交付する。手帳の第 1 頁には、身分吏及びそれを承知している場合には両配偶者が署名するか、又は両配偶者若しくはそのいずれかが署名できない場合には、その理由を注記する。

続く頁には、子の出生及び死亡、養子縁組、配偶者の死亡、離婚又は法定別居を記載する。

身分証明書が補正された場合は、上記家族手帳に注記しなければならない。

各注記は、身分吏がこれを承認し、自身の印を押印する。

#### 第 74 条 - 証明力

改ざんの痕跡がなく、身分吏が正式に番号及び頭文字を付した家族手帳は、偽造申告がなされない限り、身分登記簿と同一であることを証明できる。

#### 第 75 条 - 離婚及び法定別居

離婚又は法定別居の場合、女性は夫が保管する家族手帳を提示して、謄本の交付を受ける。

#### 第 76 条 - 家族手帳の紛失

家族手帳を紛失した場合、配偶者はその再発行を請求することができる。新しい手帳には、「再発行」の注記を付す。

#### 第 77 条 - 身分吏への提示

身分吏は、家族手帳に注記すべき事実が生じた場合には、家族手帳を提示させなければならない。

#### 第 78 条 - 適用の詳細

家族手帳の形式、作成、交付、管理、保存、写し、構成及び使用に関する方式は、首相による政令で定める。

### 第 3 章 戸籍に関する司法決定

#### 第 79 条 - 村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長の権限

村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、身分に関する普通法の裁判官である。ただし、他の裁判所が審理を付託された場合、特に個人の身分について、身分に関する問題を聴取する場合がある。

村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、身分に関する法的要件違反を罰し、コミュニケーション人民裁判所又は地域人民裁判所を控訴審として、本法典第 24 条、第 44 条、第 47 条、第 62 条及び第 84 条に定める民事及び刑事の制裁並びに刑事訴訟法典の規定に従って行われる公訴を適用する。

#### 第 1 節 - 身分証明書の不存在及び破損

##### 第 80 条 - 登録許可

出生証明書、死亡証明書又は婚姻証明書が作成されず、又は作成請求が期限経過後に行われた場合、当該証明書を受理するはずであった村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、判決により、身分吏によるその登録を許可することができる。裁判官への請求は、その身分証明書により身分を確定されるべき者、その相続人及び受遺者、当該事象の届出を行うことを許可された、若しくはその権限を有する者又は検察官により行われる。

請求が上記の者によらない場合、その旨を共和国検察官に伝達することが義務付けられ、同検察官は民事、商事、行政及び金融訴訟法典第 208 条の規定に従って手続を行う。控訴を行う権利は、すべての場合において認められる。

請求は、それを受理するはずであった身分吏が交付した、証明書不登録の証明書の添付がない場合は受理されない。

裁判長は、登録すべき事象の証拠書類をすべて審査する。書類に不足のある場合、調査を行うか、又は行わせる。裁判長は、論告のため書類を共和国検察官に送付する。

[裁判官] は控訴可能な判決を下し、遮断されている控訴期限は、共和国検察官が下された判決を認知した日から効力を発生する。

判決では、証明書に記載すべき記載事項を言い渡し、確定できなかった事項には線を引くことを命じる。判決では、その主文において、身分登記簿への登記を命じ、事象の証拠は本法典第 22 条の規定に従った場合に限り付加することができることを明確にする。

## 第 81 条 - 登録

登記簿への登録は、身分吏に対する許可判決が示された日の直近に登録された証明書に続けて行う。

身分吏は、証明書の冒頭に「許可判決」と記載し、原判決とその日付を明記する。同身分吏は、判決主文に従って届出のなされた事象を登録し、届出人として判決を作成した者を表記し、1枚目を同人に交付する。

上記注記は、第 34 条に定めるアルファベット順目録及び本法典第 35 条に定める統計状況に複写する。

証明書及びその番号の注記は、直近の日付で作成された従前の証明書の欄外及び当該年度のアルファベット順目録に記載する。証明書が当年度より前の年度に生じた事象に係る場合、本法典第 45 条第 5 項の規定に従って手続を行う。

## 第 82 条 - 不存在、破損及び回復

破損が証明書又は登記簿の 1 通のみに関するものである場合、破損した証明書については、共和国検察官の申出により、残存する副本を用いてこれを復元する。1 通しかない証明書の破損の場合、復元された証明書は、共和国検察官の指示の受領時の直近に登録された証明書の次に記載し、アルファベット順目録に注記する。さらに、復元された証明書及びその番号の注記は、破損した証明書の直近で作成された証明書の欄外に記載する。

同一の身分証明書の副本 2 通が消滅した場合、第 80 条の規定に従って手続を行い、その請求には登記簿保管者が作成した証明書破損証明書を添付する。登記簿が存在しない場合又は同一の登記簿の副本 2 通が消滅した場合、その作成又は復元は、共和国大統領の政令によりそのために従うべき手続を定めて決定する。

## 第 2 節 - 身分証明書の補正

### 第 83 条 - 職権による補正

管轄内で作成された証明書の編纂において発生した、単純に実質的な脱落又は誤りである場合、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長及び共和国検察官が競合的に、職権によりその補正を行わせる。

上記の目的のため、同人は登記簿の保管者に対し、有用な指示を直接与える。

表見上の父子関係を確認する出生証明書は、職権により補正することができる。

### 第 84 条 - 裁判による補正

その他のあらゆる脱落又は誤りについては、あらゆる当事者又は検察官が、補正すべき証明書の作成地を管轄する村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長に対して、補正請求を行うことができる。

本法典第 80 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定が適用される。

補正に関する判決主文は、検察官が、補正される証明書が登録される登記簿の保管者に伝達する。上記主文の注記は、直ちに判決への参照を付して当該証明書の欄外に記載され、誤りが証明書の日付に関するものである場合には、証明書が登録されるはずであった日付の登記簿の欄外に記載される。

証明書の写しは、命令された補正を施さない限り交付することができない。

上記規則に対する違反があった場合には、あらゆる損害賠償に影響を与えることなく、身分吏を本法典第 44 条第 2 項に定める民事上の罰金刑に処す。

証明書の補正を命じる裁判所は、その管轄外で作成されたものであったとしても、補正される注記を含むすべての証明書の補正も命じる。

### 第 3 節 共通規定

#### 第 85 条 - コンゴ共和国領事当局が作成する証明書

登録が許可された、又は補正が命じられた証明書が、コンゴ共和国の外交官又は領事官が作成した登記簿に記載されるべきものである場合、本章の前条までに定める訴訟は、ブラザビル中央市役所を管轄する裁判所裁判長に提訴される。

上記証明書に関して、単純に実質的な脱落又は誤りを職権により補正する場合については、ブラザビル中央市役所の所在地を管轄する裁判所付の共和国検察官がこれを命じる。

### 第 4 章 個人の身分に関する訴訟

#### 第 86 条 - 訴訟の開始

法律に別段の定めのない限り、何人も、身分請求訴訟により、現在自らが保有している身分と異なる身分が法律で付与されるよう確定させることができる。

同様に、すべての当事者は、身分に対する異議申立訴訟により、個人が現在保有する身分を終了させることができる。

#### 第 87 条 - 身分訴訟の民事性

身分請求訴訟又は身分に対する異議申立訴訟は、民事裁判所の独占的管轄に属する。この訴訟は、郡人民裁判所又は行政区人民裁判所に提訴される。

#### 第 88 条 - 先決問題

個人の身分に関する問題がある場合、刑事裁判官は、民事裁判官が提起された問題に判決を下すまでは、訴訟を一時中止しなければならない。個人の親子関係の証明を消去する効果を有し得る犯罪の主犯に対する公訴は、身分に関する問題の確定判決が得られるまで開始できない。その他の犯罪については、当該問題は単に判決の先決問題とする。刑事裁判所は訴訟を一時中止する義務を負う。ただし、地域人民裁判所又はコミュン人民裁判所は、その完全管轄権を理由として、その決定が個人の身分に対して影響を与えない限り、直接判断を下すことができる。

#### 第 89 条 - 公序性

身分訴訟は公序性を有する。

いかなる者も、その行使前にこれを放棄することはできない。

訴訟の提起後は、既判力を獲得した判決によってのみ、これを終了させることができる。取下げ、認諾又は取引は、すべて無効とする。

上記訴訟は、期限の満了後は有効に行使できないことが法律により定められている場合であっても、時効により消滅することはない。

ただし、訴訟が単に金銭的な利益のために提起され、又は継続されている場合、上に規定する規則は適用されない。

#### 第 90 条 - 身分訴訟に関する証明

各身分訴訟については、法律によりその目的及び認められる証明手段を定める。

身分占有による証明が法律により認められる場合、原告はあらゆる手段を用いて、自らが継続的に、自らが主張している身分を有する者として振る舞い、家族にそのように扱われ、社会からそのようにみなされていることを確定させる。

#### 第 91 条 - 既判力

取消不可となった個人の身分に関する判決は、身分証明書の欄外に記載される。上記は、本法典に定める場合に登記される。

上記判決は、その注記又は登記まで既判力に関する規則に従い、同注記又は登記後は、あらゆる者に対し対抗力を有する。

個人の身分が証明書又は身分登記簿に注記若しくは登記された判決により確定される場合、当該身分が不正確である旨を事前に確定する判決がない限り、これに反するあらゆる身分を事後に認めることはできない。

## 第6編 婚姻関係

### 第121条 - 原則

法律により、一夫多妻制及び一夫一妻制が認められる。

一夫一妻制は普通法上の制度である。一夫多妻制の選択は、第136条に定める条件に従い、両配偶者が届け出ることができる。

## 第1章 婚約及び婚姻

### 第1節 - 婚約

#### 第122条 - 定義

婚約は厳粛な約束であり、これにより、男性1名と女性1名が、その親族の合意を得て、必要に応じて村委員会委員長若しくは地区長又はそれらの代理人の立会いの下、相互に婚姻を約束するものである。

婚約は、中央役場の身分吏の面前における婚姻の挙式により終了する。

#### 第123条 - 義務的性質

事前に婚約の挙式を行うか、又は両親から婚約の挙式を事後に行う旨の書面での申告を取得しない限り、婚姻を行うことはできない。

#### 第124条 - 形式的要件及び実質的要件

婚約は、両当事者が、年齢に関するものを除き、婚姻に必要な実質的要件を満たす場合でない限り、これを行うことはできない。特に、婚約者それぞれが、両親の許可から独立して、自由に自らの同意を与えなければならない。

婚約は、本法典の規定に反しないものについてはすべて、慣習及び伝統に準拠する。

#### 第125条 - 効果

婚約は、第三者に対して、及び婚約者が同意を与えていない場合には、法的効果を有しない。

婚約者は婚約期間中、慣習に従って、互いに訪問しあい、又は同居することができる。婚約者が同居しない場合、同人は互いに尊敬しあい、いずれも第三者に対して慎重な態度を取らなければならない。

上記義務のいずれかに違反した場合はすべて、婚約破棄の正当な理由を構成し、その判断は裁判官が専権的に行う。

婚約期間中に生まれた子は、親子関係の異議申立てのない限り、夫となろうとする婚約者を父親、妻となろうとする婚約者を母親とする。同居する婚約者は、別財産制の下に置かれる。婚約者同士は、互いに相続を行うことはできない。婚約者間の関係は、慣習法により規定される。妻となろうとする婚約者は、その夫となろうとする婚約者が選択した住所に居住する義務を負う。

婚約者は、他方の婚約者に対して殺人が犯された場合、損害を主張することができる。

## 第 126 条 - 破棄

婚約者のいずれも、両家の親族と協議の上、婚約の破棄を決定する権利を有する。

婚約者の一方に帰責される正当な理由のない破棄である場合、婚約について受領した贈答品の返還及び発生した費用の返金の権利が生じる可能性がある。婚約者が同居している場合、破棄となったときは、婚約者のそれぞれが自らの財産を再取得する。

婚約の破棄、又は破棄により発生したその他のあらゆる損害は、民事責任の一般規定に従って補償される。方法を問わず、婚約を不当に破棄に至らしめた者は、連帯して損害賠償を支払う義務を負う。

婚約の濫用的な延長は、夫となろうとする婚約者又は妻となろうとする婚約者に対する正当な破棄となり、同人は贈答品の返還及び場合に依じて損害賠償を求めることができる。

濫用による破棄の証明責任は、補償を要求する者に帰する。

5年の期間を超えて婚約を延長した場合、濫用的とみなされる可能性がある。

## 第 2 節 - 婚姻

### 第 127 条 - 定義

婚姻は、男性及び女性がその間で法的かつ持続的な結合を確立させる公的な行為であり、その形成の要件、効果及び解消は、本法典により定める。

### 第 1 款

#### 婚姻の実質的要件

### 第 128 条 - 年齢

満 21 歳未満の男性及び満 18 歳未満の女性は、婚姻することはできない。

ただし、行政区人民裁判所又は郡人民裁判所付の共和国検察官は、重大な事由がある場合には、年齢制限の免除を認めることができる。

### 第 129 条 - 配偶者の同意

配偶者となろうとする者のいずれも、たとえ未成年であっても、個人として婚姻に同意しなければならない。同意は、それが暴力により強制された場合、又は身体的、民事的同一性に関する錯誤若しくは相手方配偶者が当該錯誤を知っていれば同意しなかったであろう重要な資質に関する錯誤により与えられた場合には、一切の効果を有しない。

### 第 130 条 - 未成年者に対する両親の許可

未成年者は、その父親及び母親、又はそれがいない場合は法律に従って同人に対する権限を有する者の許可がなければ婚姻を行うことはできない。父親と母親との間で相違のある場合、相違が許可に優先する。

父親と母親との間の相違は、配偶者となろうとする者の要請により、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長がこれを記録することができる。

この相違は、認証を受けた署名が付され、婚姻の挙式を行うべき身分吏宛に送付された書面により、また、公証人、村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長、直系尊属の住所地若しくは居所地の身分吏又は直系尊属が外国人である場合にはコンゴ共和国外交官若しくは領事官が作成した証明書により、記録することができる。

#### 第 131 条 - 片親の許可

父親及び母親の一方が死亡している、又は意思を表明できない状態にある場合は、他方の親の許可で足りる。

父親又は母親の死亡証明書は、故人の配偶者又は父親及び母親が宣誓の上死亡を証明する場合には、提出する必要はない。

父親又は母親の現在の居所が不明である場合、当該未成年及び許可を与える父親及び母親のいずれかが宣誓の上その旨の宣言を行うときは、婚姻の挙式を行うことができる。

#### 第 132 条 - 許可の方式

許可は、婚姻の挙式時に口頭で与えるか、又は許可を与える者が婚姻に立ち合わない場合には、書面により与えることができる。上記 2 つの場合において、身分吏は婚姻証明書にその旨を記載しなければならない。

書面による許可は、婚姻の挙式に先立って身分吏、公証人、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長の面前において行われる宣言により与えられる。

#### 第 133 条 - 両親による許可の拒否

未成年者の父親及び母親又は当該未成年に対する権限を有する者が許可を拒否する場合、その他の親族が、許可の拒否が未成年者の利益に合致しない事由によると判断するときは、婚姻の挙式地の村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長にこれを訴えることができる。人民裁判所の裁判長は、控訴可能な、理由を付した命令により、評議部において判決を下す。

#### 第 134 条 - 成年者に対する両親の意見

成年者は、その両親の意見を取得しなければならない。ただし、両親の口頭又は書面による拒否は、婚姻に異議申立てを行わない限り、婚姻の挙式の障害となるものではない。両親が婚姻に異議申立てを行った場合、拒否が正当な理由に基づくものではないときは、異議申立てを受けた村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、配偶者となろうとする者の請求により、身分吏に対し、婚姻の挙式を行うことを許可することができる。

#### 第 135 条 - 一夫一婦制、従前の結合が解消されていない場合、新たな結合

一夫一妻制の場合、最初の婚姻の解消前に次の婚姻を行うことはできない。  
ただし、配偶者両名の合意がある場合には、夫は新たな結合を行うことができる。

#### 第 136 条 - 一夫多婦制の選択の届出

一夫多婦制の選択の届出は、配偶者となろうとする者が、婚姻の届出時に身分吏の面前において登録する。外国における婚姻の場合には、その領域を管轄する外交官又は領事官の面前において登録する。

#### 第 137 条 - 再婚禁止期間

女性は、以前の婚姻の解消から 300 日の再婚禁止期間が満了するまでは再婚することができない。

ただし、300 日間以上にわたり前夫がその女性と同居していなかったことが状況から明らかである場合、又は専門の医師により女性が妊娠状態にないことが確定されている場合は、婚姻の挙式地を管轄する村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、単純申請に基づく命令により、検察官に聴取の上、再婚禁止期間を無効とすることができる。

#### 第 138 条 - 禁止

婚姻は、次に該当する親族間においては禁止される。

1. 直系。親等を問わない。
2. 傍系においては、兄弟と姉妹、叔父と姪、叔母と甥。

婚姻は、直接の傍系姻族の間、配偶者の一方と他方の配偶者の直系尊属との間では禁止される。

婚姻は、第四親等までの従兄弟姉妹間では禁止される。

### 第 2 款

#### 第 139 条 - 婚姻の形式的要件

配偶者となろうとする者は、婚姻の挙式日として定められた日の 2 か月前に、その住所地の身分吏に次を提出しなければならない。

- 6 か月以内に発行された出生証明書抄本又はそれに代わるあらゆる証明書。
- 法律に定める免除を認める証明書の写し。
- 第 141 条に掲げる者が発行した持参金の支払証書、又は同人らの持参金を放棄する旨の共同申告。
- 夫婦財産契約が作成された場合には、公証証書。
- 婚前検診証明書。

#### 第 140 条 - 持参金の性質

持参金は象徴としての性質を有する。持参金は任意である。持参金は、現物若しくは現金又は両方の形式で支払うことができる。いかなる場合でも、その金額は5万フランを超えてはならない。持参金は返還されない。

上記金額を超える持参金の要求又はその支払は、刑法典の規定に従って罰せられる。

#### 第 141 条 - 持参金の支払

持参金は、当事者の習慣に従って、妻となろうとする者の父方及び母方の親族に対して支払う。父親と母親の間で金額又は持参金の原則につき相違のある場合は、相違が承諾に優先する。

父親及び母親が持参金の受領を拒否する場合は、親族会が原則及び場合に応じて持参金の金額について決定を下す。

#### 第 142 条 - 身分吏が行う問い

第 139 条に規定する書類の提出に際して、身分吏は、欄外注記が一切ない場合であっても、配偶者となろうとする者に婚姻歴の有無を尋ねる。肯定の場合には、以前に行った婚姻の日付及び結合の形式並びに場合に応じて、一夫一妻制の場合はその解消の日付及び理由を明確にさせる。解消の場合には、以前の配偶者の死亡証明書又は離婚判決の提出を求めなければならない。

配偶者となろうとする者が、慣習により既に結合している場合、身分吏はこの結合の挙式を司った両親に審問を行う。

配偶者となろうとする者の一方又は両方が未成年である場合、身分吏は許可が必要とされる者に審問を行う。上記に該当する者の立会がない場合、身分吏は、上記許可を与えた証明書を読み上げる。

身分吏は、該当する場合には、一夫多妻制の選択を受理する。この場合、身分吏は配偶者になろうとする者に対し、当該制度では別財産制が適用されることを示す。一夫一妻制が選択される場合、身分吏は合意の上で選択される財産制につき審問する。身分吏は、配偶者となろうとする者が異なる選択を行わない限り、後得財産に限定した共通財産制の普通法上の制度の下に置かれることになること、ただし、本法典が定めるその他の制度を採用することができることを説明する。

身分吏による質問及び配偶者となろうとする者による応答は、首相政令で定める様式の標準形式で記録される。

#### 第 143 条 - 掲示による公示

身分吏は、15 日間、身分役場の入口における掲示による公示を行う。

この公示には、配偶者となろうとする者の身元、親子関係、住所又は居所とともに、予定されている婚姻の挙式の場所及び日付を記載する。公示は、婚姻地の身分役場及び各配偶者の住所又は居所の身分役場で行う。

#### 第 144 条 - 公示の免除

婚姻の挙式地の共和国検察官は、重大な事由がある場合、公示及びあらゆる期限の免除を行うことができる。

#### 第 3 款 - 婚姻に対する異議申立て

##### 第 145 条 - 異議申立てを行うことができる者

検察官、父親及び母親又はそれがない場合には、配偶者となろうとする者のいずれかに対する権限を有する者並びに配偶者となろうとする者の以前の婚姻の関係者は、所定の要件及び手続への違反又は回避がある場合に、婚姻の挙式に異議を申し立てることができる。

一夫多妻制に服する既婚女性も、自身及びその子が夫により精神的又は物質的に放棄されていることを示す証拠を提示する場合には、同様の権利を有する。

##### 第 146 条 - 異議申立ての形式及び期間

異議申立ては、婚姻の挙式を管轄する身分吏に対する単純申告により行う。

公示期間中に行われた異議申立ては有効とする。

婚姻の挙式が第 144 条に定める公示の免除を伴って行われる場合、異議申立ては挙式の日まで受理することができる。

##### 第 147 条 - 異議申立ての訴え

異議申立ての訴えには、申立人に訴権を与える資格及び異議申立ての正確な根拠を記載し、これに違反する場合には不受理とする。

身分吏は、婚姻の挙式を延期し、48 時間以内に共和国検察官又は村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長に通知しなければならない。裁判所は、検察官が 48 時間以内に受理したうえで、15 日以内に判決を下さなければならない。控訴は、判決の宣告から 3 業務日以内に、判決を下した裁判所の書記課への単純申告によって行い、コミュニケーション人民裁判所又は地域人民裁判所は 1 か月以内に判決を下さなければならない。手続書類は、共和国検察官又は村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長の請求により、コミュニケーション人民裁判所又は地域人民裁判所の書記課に対して 48 時間以内に提出される。申立事由は有効な初回弁論時に記録され、判決は、配偶者となろうとする者の出頭の有無にかかわらず、対審で言い渡す。

申立ての取消を宣告するコミュニケーション人民裁判所又は地域人民裁判所の判決は、破毀院への上告の対象とされない。検察官はこの判決を、身分吏及び配偶者となろうとする者に対して 48 時間以内に通知する。

##### 第 148 条 - 異議申立ての却下

異議申立てが却下されたときは、同一の事由で他の者が、又は同一の者が他の事由で、再度申立てを行うことはできない。異議申立てが却下された場合、直系尊属以外の申立人は、損害賠償を課される可能性がある。

#### 第 149 条 - 異議申立ての効果

異議申立ての取消を宣告する判決が通知されない限り、身分吏は婚姻の挙式を行うことはできず、これに違反した場合には、検察官の請求により、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所が宣告する 1 万フラン以下の過料を科す。

### **第 4 款 - 婚姻の挙式**

#### 第 150 条 - 身分吏 - 挙式の場所

身分吏が挙式を行った婚姻のみが、法的効力を有する。婚姻の挙式は、配偶者のいずれかの住所地又は居所地の身分役場において、中央身分役場の身分吏が、必要に応じて身分役場支所に赴き、公的に執り行う。居所は、挙式の日時点で継続して 3 か月以上居住していることにより確定される。身分吏は、実質的要件が確認された場合には、当該婚姻を身分登記簿に登録する。その後、この身分吏が婚姻証明書を交付する。

#### 第 151 条 - 住所への移動

共和国検察官又は村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長は、重大な障害がある場合、身分吏に対し、配偶者となろうとする者のいずれかの住所地又は居所地に移動するよう求めることができる。

配偶者となろうとする者のいずれかが死亡するおそれのある場合、身分吏は、共和国検察官又は村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長の請求又は許可を待つことなく、婚姻の挙式を行うため、配偶者となろうとする者の一方の住所地又は居所地に移動することができる。婚姻証明書には欄外注記を行う。

#### 第 152 条 - 個人での出頭 - 代理

配偶者となろうとする者は、身分吏が指定する日時に、自ら身分吏の面前に出頭する。同人はそれぞれ 2 名の成人の証人を随伴する。ただし、婚姻は、当事者のうち一方に妨げがあるか、又はその者が婚姻の挙式地以外の場所に居住している場合、委任状により行うことができる。この場合は、委任状を交付する者の所在地の身分吏の認証を受けた、特別委任状を提示する必要がある。この委任状には、その保有者及び他方配偶者に委任の撤回が通知されない限り、夫婦財産契約を結ぶはずの者の氏名を記載しなければならない。

委任状の保有者は、配偶者となろうとする者のうち、妨げのある者の代わりに出頭する。

ただし、婚姻の公示期間中に配偶者となろうとする者の一方が死亡した場合でも、婚姻の挙式は行うことができる。故人は婚姻に同意したと推定される。配偶者となろうとする

者は、身分吏の面前に出頭し、死亡証明書の提示により、公示を行った役場の身分吏から死後の婚姻証明書の交付を受ける。

#### 第 153 条 - 同意の交換

身分吏は、第 166 条第 1 項、第 167 条、第 168 条、第 169 条、第 171 条及び第 178 条を読み上げた後、各当事者から、順に、同人が互いを夫及び妻とすることを希望すること又は同人が互いの夫及び妻となる意思を持ち続けることの宣言を受ける。身分吏は、法の名において、法律に基づく婚姻により同人が結合したことを宣言し、直ちに証明書を作成し、出頭者とともにそれに署名する。

出頭者のうちいずれかが、署名の能力がない又は署名できない場合には、婚姻証明書の欄外にその旨注記を行う。

配偶者となろうとする者には、首相政令で定める様式に従って作成された家族手帳及び婚姻証明書の写し 1 通が交付される。

#### 第 154 条 - 欄外注記

婚姻の挙式を行った身分吏の請求により、その責任において、それぞれの出生証明書への欄外注記を行うために、各配偶者の出生地の身分吏に対して、両当事者が婚姻したこと及び場合に依りて一夫多妻制の選択を登録したことが、配達証明付書留郵便で通知される。手続完了の注記は、婚姻証明書の欄外に記載される。上記通知の送付から 3 か月以内に注記を行った旨の返信通知がない場合、身分吏は遅滞なく、同人の所在地を管轄する共和国検察官又は村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長に対し、その旨を報告する。

#### 第 155 条 - 外国における婚姻

外国で行われた、コンゴ共和国人同士又はコンゴ共和国人と外国人との間の婚姻は、コンゴ共和国人がコンゴ共和国法で要求される実質的規定に一切違反していないことを条件として、当該国の慣習に従って挙式が行われた場合に有効とする。外国で行われたコンゴ共和国人同士又はコンゴ共和国人と外国人との間の婚姻の挙式が、コンゴ共和国外交官又は領事官により、コンゴ共和国法に従って行われた場合についても同様とする。

### **第 5 款 婚姻の無効**

絶対的無効

#### 第 156 条 - 絶対的無効の場合

次に該当する場合、婚姻の無効を宣告しなければならない。

- 1 配偶者の一方の同意なく行われた場合。
- 2 配偶者同士が異なる性別でない場合。
- 3 配偶者の一方が必要な年齢に達しておらず、免除がなかった場合。

- 4 配偶者間に、第 138 条に規定する、婚姻が禁止される血族又は姻族関係が存在する場合。
  - 5 妻の従前の結合関係が未解消であった場合。
  - 6 夫がもはや新たな結合を行うことができない状態にあった場合。
  - 7 婚姻の挙式が身分吏により行われなかった場合、又は権限のない身分吏がこれを行った場合。
- ただし、身分吏に権限がなくとも、この違反が詐害的性質を有しない場合には無効とはならない。

#### 第 157 条 - 訴訟の開始

前条の規定を事由とする無効訴権は、次の者が行使できる。

- 検察官。
- 配偶者自身。
- 利害を有するあらゆる者。ただし、両親は、明示的又は黙示的に婚姻を許可していた場合には、必要な年齢に達していないことを事由として無効を主張することはできない。無効訴権は、時効にかからない。

従前の婚姻の存在を事由とする無効訴訟において、配偶者の一方又はその承継人がこの以前の結合の無効を提起する場合、この結合の他方の配偶者又はその承継人を訴訟に参加させたうえで、この以前の婚姻の有効性又は無効性につき予め判決が下される。

配偶者の一方が必要な年齢に達していなかった場合、同人が当該年齢に達した後、又は妻が妊娠した場合には、無効を提起することはできない。

その他の場合には、無効は治癒されない。

#### 相対的無効

##### 第 158 条 - 相対的無効 - 訴権の行使

次に該当する場合は、婚姻の無効を宣告することができる。

- 1 配偶者の一方の同意の瑕疵については、その同意が暴力により取得されたか、又は錯誤により与えられた場合。
- 2 親族の許可がない場合。

無効訴権は次の者に帰属する。

- 1 配偶者のうち、その同意に瑕疵のある者。
- 2 親族の許可がない場合には、その許可が求められるはずであった者。

##### 第 159 条 - 訴訟の不受理

ただし、次に該当する場合、無効訴訟は受理されない。

- 1 同意の瑕疵については、当該配偶者が完全な自由を取得してから、又は錯誤が認識されてから 6 か月間の同居があった場合。

2 親族の許可がない場合については、その許可が必要であった者が婚姻を明示的若しくは黙示的に承認したとき、その許可が必要であった者が、婚姻を知らずながら当該配偶者が成年となる前に訴権を行使せずに1年が経過したとき、又は請求が行われないうまま、妻については満19歳、夫については22歳に達したとき。

前項の規定は、両親が、その成年たる子の婚姻に異議申立てを行わないまま、1年の期限が経過した場合にも適用する。ただし、婚姻の挙式が、通知されることなく外国で行われた場合には、配偶者がコンゴ共和国に帰国する日まで、上記期限は開始されない。

#### 第160条 - 訴権の時効

両親の無効訴権は、いかなる場合も、婚姻の挙式から3年が経過した場合には行使できない。

### 第6款 - 無効の効果

#### 第161条 - 既判力及び登記

配偶者両名が訴訟への参加を命じられた場合、婚姻の無効を宣告した判決は、あらゆる者に対して既判力を有する。

無効を宣告した判決主文は、検察官の請求により、婚姻の挙式地の身分登記簿に登記され、両配偶者の婚姻証明書及び出生証明書の欄外に注記される。

婚姻の挙式が外国で行われた場合、同主文はブラザビル中央市役所の身分登記簿に登記され、配偶者それぞれの出生証明書の欄外に注記される。

### 第7款

#### 第162条 - 発効日

無効な婚姻は、無効を宣告する判決が確定した日まで有効であったとして効果を有する。婚姻は、この日から解消されたものとみなされる。

財産に関しては、解消の効果は、両配偶者間においては申立ての日まで遡るが、第三者に対しては前条に定める登記日までは対抗力を有しない。ただし、これらの規定は、先の婚姻が無効となる前に行われた新たな婚姻の有効性には対抗力を有しない。

#### 第163条 - 配偶者の善意又は悪意

無効を宣告する判決は、配偶者それぞれの善意についても決定する。善意は推定される。

両配偶者が悪意であると宣告された場合、両配偶者同士の間においても、又両配偶者の悪意を知っていた第三者との関係においても、婚姻は一度も存在しなかったものとみなされる。

近親婚である場合を除き、両親が婚姻している子は、婚姻により同人に付与された資格を維持するが、両親は子に対して当該資格を主張することはできない。配偶者の一方が悪

意であると宣告された場合、無効とされた婚姻は、同人については一度も存在しなかったものとみなされる。他方の配偶者は、第 162 条の規定の対象となる。

両親が婚姻している子は、その親に対して、婚姻により同人に付与される資格を維持するが、悪意であった配偶者は、子に対して当該資格を主張することはできない。

無効を宣告する判決では、離婚の場合と同様に、未成年の子の監護につき決定する。

#### 第 164 条 - 婚姻証明書

法律に規定する登記簿の全部又は一部の紛失又は損壊の場合を除き、いかなる者も、婚姻証明書を提示することなく婚姻の民事上の効果を主張することはできない。

#### 第 165 条 - 身分占有

配偶者の身分占有は、婚姻関係の存在を推定させる十分な事実の総体により確定される。当該事実として、主に次が挙げられる。

- 1 男性及び女性が同一の姓を有している。
- 2 互いを夫婦として扱っている。
- 3 家族により、また社会において、夫婦として認められている。

配偶者の身分占有があり、婚姻証明書が提示されている場合、いかなる者も当該証明書の形式的瑕疵を主張することはできない。

配偶者の身分占有は、それを提起している配偶者と主張する者に対して、婚姻証明書の提示を免除するものではない。

### **第 8 款 - 婚姻の効果**

#### 第 166 条 - 同居

配偶者は、生活を共にする義務を負う。配偶者は互いに尊敬し、愛情を持たなければならない。

一夫多妻制の場合、妻それぞれが、他の妻と比較して平等な待遇を主張する権利を有する。

#### 第 167 条 - 忠実性 - 扶助及び協力

配偶者は、互いに忠実でなければならない。両者は、世帯及び子の精神的及び物質的利益の保護のため、互いに扶助し、支援し、協力しなければならない。

#### 第 168 条 - 家族の精神的及び物質的指揮

夫は家族の長である。夫はこの務めを、婚姻及び子の共通の利益のために行使する。妻は、夫と協力して家族の精神的及び物質的指揮を担い、子を養育し、その自立の準備にあたる。

妻は、夫が不能、不在、隔離によりその意思を表明できる状態にない場合、又は夫が自発的に共同生活を放棄する場合、その他あらゆる理由により、家族の長としての務めを代替する。

#### 第 169 条 - 家計費の負担

両配偶者は、それぞれの能力に応じて家計費を負担する。

上記費用の負担義務は、主として唯一財力を有する配偶者に課される。上記配偶者は、他方配偶者に対し、その能力及び状態に応じて、生活の需要に必要なものすべてを提供する義務を負う。当該配偶者がその義務を遂行しない場合、司法により強制される可能性がある。ただし、当該配偶者が正当な根拠なく夫婦の家を離れ、そこに戻ることを拒否する場合、この義務は停止される。

#### 第 170 条 - 裁判官の介入

配偶者の一方がその義務を充足しない場合、他方の配偶者は請求により、その必要に応じた割合で、一方の配偶者の収入、夫婦財産制により受け取る収入、自身の労働の収益又はその他同人が第三者から支払を受けることができるあらゆる金額の全部又は一部について、裁判官に債権の差押え及び現金化の許可を求めることができる。

裁判官は命令により、債権の差押え許可の条件及び認められうる金額を定める。これは、書記官への通知後はあらゆる第三債務者に対抗することができ、控訴にかかわらず暫定的な執行力を有するが、いつでも改訂することができる。

#### 第 171 条 - 家族の居所

家族の居所は、配偶者が相互の合意により選択する場所とする。合意がない場合は、夫がその場所を選択する。後者の場合、妻は夫と居住する義務を負い、夫はそれを受け入れる義務を負う。ただし、夫が選択した居所が、家族にとって身体的又は精神的な危険を伴うものである場合、妻は、自身及びその子のため、裁判官が定める居所を持つ許可を受けることができる。

両配偶者は、家族の住居を確保するための権利及び住居に備え付けられている家具を、単独で処分することはできない。

処分に同意を与えない配偶者は、処分行為の取消を求めることができる。無効訴訟は、処分行為を認識した日から 1 年以内に開始するものとし、夫婦財産制の解消後 1 年を超えて提起することはできない。

#### 第 172 条 - 権限の制限 - 配偶者への委任

婚姻は、配偶者の法的能力に影響を与えるものではないが、その権限は婚姻制度により制限を受ける可能性がある。配偶者のそれぞれが、配偶者に対して、それを代表する一般的又は特別な委任を行うことができる。

#### 第 173 条 - 司法による許可及び授権

他方の配偶者の同意又は協力が必要な行為を行おうとする配偶者は、他方の配偶者がその意思を表明できない状態にあるか、又はその拒否が家族の利益を根拠としない場合、司法により、他方の配偶者の同意又は協力なく行為を行う許可を得ることができる。

司法による許可により定める条件に従って作成された証明書は、その同意又は協力が得られなかった配偶者に対して対抗力を有する。

家族の利益のために必要であるにかかわらず、他方の配偶者が常に無能力又は不履行である場合、一方の配偶者は、司法により、他方の配偶者を一般的に、又は特定の行為について代理する権限の付与を受けることができる。

司法による法的権限の委任又は付与がない場合に、一方の配偶者が他方の配偶者を代理して行った行為であっても、それが適切に処理された場合には、他方の配偶者に関して有効とする。

上記代理の条件及び範囲は、裁判官が定める。

#### 第 174 条 - 配偶者の一般的権限

配偶者はそれぞれ、婚姻費用の負担に根拠を有するあらゆる行為を行う権限を有する。上記の目的で契約された債務はすべて、第三者に対して両配偶者が連帯して責任を負う。

同意を与えなかった配偶者は、当該債務が婚姻費用の負担に根拠を有するものでなかった場合、かつ債権者が当該性質を知っていた、又は認識していたはずである場合は、個人的に義務を負わない。

#### 第 175 条 - 妻の職業

配偶者はそれぞれ、任意で職業に就くことができる。ただし、他方配偶者が村中央人民裁判所又は街区人民裁判所に対し、当該職業に就くことを家族の利益のため禁じるよう求める場合は除く。

#### 第 176 条 - 既婚女性の銀行口座

女性は、あらゆる制度の下、銀行又は金融機関において、小切手の振出が可能な個人口座を開設することができる。

女性による受託者への資金の預託は、この受託者に対して、当該資金が当該女性が自由に処分できるものであることの証拠となり、この受託者は当該事実につきその責任を問われない。

#### 第 177 条 - 給与に対する配偶者の権限 - 生活費

配偶者はそれぞれ、その利得及び給与を受け取り、家計費を負担する。

#### 第 178 条 - 子に関する義務

配偶者は共同で、婚姻の事実のみをもって、その子を養い、育て、教育する義務を負う。

## 第2章

### 離婚

#### 第179条 - 婚姻の解消

婚姻は、次により解消される。

- 一方の配偶者の死亡
- 離婚

#### 第1節 - 離婚事由

##### 第180条 - 事由の列举

離婚は、一方の配偶者の請求により宣告できる。

- 1 配偶者のいずれかに帰責される、配偶者自身又はその親族に対する不貞、浪費、虐待、侮辱により、共同生活が耐え難いものとなった場合。
- 2 一方の配偶者の生活及び子の安全が、不品行又は家庭の精神的若しくは物質的な放棄により重大な危険に晒されている場合。
- 3 一方の配偶者の不在が宣言され、又は2年にわたり事実上の別離となっている場合。
- 4 刑事罰につき有罪となった場合。
- 5 呪物崇拝を實踐している場合。

#### 第2節 - 離婚手続

##### 第181条 - 離婚請求

離婚請求者たる配偶者は、被告側の住所地を管轄する村中央人民裁判所又は街区人民裁判所裁判長に対し、請求事実並びに命令を求める暫定措置、特に婚姻による子の監護及び審理期間中の扶養定期金に関する暫定措置を示し、自ら書面又は口頭で申請を行う。

請求を口頭で行う場合、書記官が直ちにこれを記録し、原告がこれに署名する。

##### 第182条 - 裁判官の役割

書記課への請求の提出から2週間以内に、人民裁判所の裁判長は調停のため、両配偶者に対し定められた日時での出頭を求める。

##### 第183条 - 出頭

- 両当事者は自ら出頭しなければならない。ただし、調停不調の場合に講じる付帯的措置の話合いのため、弁護士を同席させることができる。
- 離婚請求者が障害を理由に調停に出席しない場合、裁判官は障害の理由を専権的に判断し、該当する場合には別の日に調停を試みる。

- 審理における被告に障害がある場合、裁判長は専権的に当該妨げを判断し、調停の試みを後日に延期する場合を除き、聴取を行うため、調停を試みる場所を決定し、又は管轄裁判官に共助の依頼を行う。

- 被告の欠席は、調停の拒否と推定される。

ただし、裁判官は、第1回目の召喚が被告本人に達しなかったとみなされる根拠がある場合には、新たに召喚を行って、調停の試みを延期することができる。

#### 第184条 - 調停

裁判官は調停のため、まず両当事者から別々に聴取を行い、その後場合に応じて、両親及び婚姻の証人の立会いの下で、又はこれらの者に諮問したうえで、合同で聴取を行う。

裁判官は、当事者を6か月間召喚することができる。裁判官が重大な和解の機会が存在すると判断する場合、又は子の利益にとって必要である場合、裁判官は両配偶者に対し、新たに6か月の再考期間を課すことができる。

- 裁判官は、同時に、妻の住居、子の監護、両配偶者の財産の保全に関するあらゆる暫定措置を命じることができる。

- 延長期間の満了後、請求者たる配偶者は、書面又は口頭により、離婚審理の再開を申し立てなければならない。

- 両配偶者が和解した場合、裁判官は和解後直ちに両当事者が署名した調書を作成し、書記課に提出する。

#### 第185条 - 調停不調 - 調停不調命令

両配偶者の調停が不調に終わった場合、裁判官は、調停不調を確認する命令を発し、聴取の日時を定める。

調停不調命令では、必要に応じて、両配偶者に別個の居所を認め、いずれかに婚姻による子の監護を託し、審理期間中の扶養料に関する請求につき判決を下し、個人財産の引渡しを命じ、配偶者及び子の利益のため、及び家族財産の保全のために有用と判断するあらゆる暫定措置を定めることができる。

このほか、裁判官は、物質的及び精神的な状況、生活及び子の教育の状態並びに子の監護の帰属のため講じるべき措置に関するあらゆる情報を収集するため、社会調査官を指名することができる。裁判官は、あらゆる医学的又は心理学的検査を命じることができる。

この命令は暫定的な執行力を有し、控訴のみが可能となる。第184条に掲げる命令についても同様とする。

#### 第186条 - 調停不調命令に対する控訴

控訴は、両配偶者が共に出頭した場合には命令の日から、又は被告たる配偶者が出席しなかった場合には同人に対する通知日から、1か月を期限として提起することができる。

控訴は、仮処分命令に関する民事、商事、行政及び金融訴訟法典の規定に従う。

#### 第 187 条 - 手続

- 訴訟は、民事、商事、行政及び金融訴訟法典に定める規則に従って、訴訟事件目録に登録され、評議部での弁論を経て、該当する場合には検察官の意見を得た後に審理が行われ、判決が下される。ただし、判決又は決定は公開法廷で行う。
- 担当裁判官はいつでも、従前に命じられた暫定措置を延期若しくは変更し、又は新たな措置を命じることができる。
- 証人の尋問及び審問を行う場合、証人の聴取は、配偶者又は正式に召喚された者の立会いの下で、評議部において行わなければならない。

証人としての聴取は、卑属を除き、親族及びその証言が審問にとって有用であるあらゆる者に対して行うことができる。

反訴請求は、単純行為により、新たな調停の試みを要さず、これを第一審に登録することができる。

離婚を宣告する判決又は決定の主文では、配偶者が別個の居所を持つことが認められる命令日を言い渡さなければならない。

暫定措置に関するものを除き、破棄請求及びその請求期限は判決遮断の効力を有する。

#### 第 188 条 - 公示

離婚の決定に対する不服申立ての可能性がなくなってから 2 週間を期限として、書記官は、各配偶者に対し判決の謄本を交付し、各配偶者の婚姻証明書及び出生証明書の欄外に離婚の注記を行うため、婚姻の挙式地の身分吏に、同判決の謄本を送付する。

離婚の注記は、管轄の身分吏により、家族手帳に記載される。

一方の配偶者が商人である場合、離婚の注記は検察官の請求により、期限内に商業登記簿に記載される。

本条の前項までに定める注記は、判決の謄本及び当該決定に対する不服申立ての可能性がなくなった旨の書記官が交付する証明書の提示をもって、両当事者が直接これを要求することができる。

婚姻の挙式が外国において行われた場合、離婚の判決の主文はブラザビル中央市役所の身分登記簿に登録され、さらに配偶者それぞれの出生証明書の欄外に注記される。

#### 第 189 条 - 判決の発効日

判決は、次のとおりに発効する。

- 1 両配偶者間における婚姻の属人的効果に関しては、判決に対する不服申立ての可能性がなくなった日。
- 2 両配偶者間における金銭的關係に関しては、離婚請求の日。
- 3 第三者に関しては、出生証明書への欄外注記の日。

#### 第 190 条 - 訴権の消滅事由

離婚訴権は、離婚を宣告する判決が最終的となる前に配偶者の一方が死亡した場合、又は請求事実以降若しくは当該請求以降に配偶者の和解が成立した場合に消滅する。

最後の場合については、請求者は、和解以降に発生した、又は発見された事由について、新たな訴訟を提起することができる。

### 第3節 - 離婚の効果

#### 第191条 - 婚姻の解消

離婚は婚姻を解消し、両配偶者の相互義務及び夫婦財産制度を終了させる。

#### 第192条 - 再婚 - 期限

離婚した女性は、両配偶者に別居を認める決定が下されてから300日が経過している場合には、離婚を宣告する判決又は決定の確定後、直ちに再婚することができる。この決定がない場合、300日の期限は、離婚の判決又は決定が確定した日より開始される。

ただし、上記期限は、第137条の規定に従って廃止することができる。

この期限は、別居を認める決定後、又はそれがない場合には離婚の確定後に懐妊した場合に終了する。

離婚が宣告される前、又は離婚を宣告する判決若しくは決定が確定する前に夫が死亡した場合、寡婦は別居を認める決定が下されてから300日が経過した後に再婚することができる。法定別居の判決が第200条及び第201条に従って離婚判決に転換された場合、離婚した女性は、転換決定の確定後に新たな婚姻を行うことができる。

#### 第193条 - 離婚の財産に対する効果

その利益のために離婚が宣言された側の配偶者は、婚姻以降に他方の配偶者に贈与した財産の返還を求めることができる。同人は、相互に贈与を行うと規定されていた場合であっても、他方の配偶者から贈与された財産を保持する。一方の配偶者に一方的過誤が宣告された離婚である場合、この配偶者は、離婚により他方の配偶者が被った物質的又は精神的損害の補償のため、損害賠償を課される可能性がある。

その利益のために離婚が宣告された配偶者は、上記に加え、扶養定期金を取得できる。

扶養定期金は、双方向的過誤による離婚である場合にも、離婚によりそれぞれの生活条件にもたらされる不均衡の是正のため与えることもできる。

上記扶養定期金は、離婚時点の状況及び当該状況の予測される変化を考慮して、支払を受ける配偶者の必要及び他方の配偶者の財力に応じて定める。これは、両当事者の財力及び必要性に予期せぬ変化が生じた場合に見直すことができる。

#### 第194条 - 婚姻による子の身分

婚姻による子の監護及び親権は、その年齢にかかわらず、子の利益に応じて裁判官が割り当てる。

#### 第 195 条 - 養育費の抛出 - 面会権

婚姻による子が誰に付託されようとも、父親及び母親はそれぞれ、その子の養育及び教育を監督する権利を維持し、その能力に応じてその資金を抛出する義務を負う。

裁判所は、監護を奪われた親が面会権を行使する条件を定める。また、裁判所はいつでも、父親及び母親又は検察官の要請により、状況から必要と判断される場合に、扶養定期金の額、監護又は面会権のみを変更することができる。

### 第 3 章 法定別居

#### 第 196 条 - 定義及び効果

法定別居は、同居の義務を終了させ、夫婦別財産制に服していない配偶者に対しては同制度を課し、その他の婚姻の効果を維持するものである。

- 妻は独自の住居を持つ権利を有し、本法典に定める場合において、夫を代理することはできなくなる。
- 夫は妻に対し、家族の長たる資格を失う。
- 夫は、妻が別個の職業を営むことに異議を唱えることはできなくなる。
- 法定別居を宣告する判決又はその後の判決により、妻が夫の姓を名乗ることを禁じることができる。
- 扶助義務は、法定別居後も存続する。扶養定期金は、扶養料の金額に関する一般規則に基づき定める。扶養料の総額は、第 193 条の規定に従って定める。

#### 第 197 条 - 法定別居の事由

裁判官は、離婚に関する場合と同一の事由により、法定別居を宣告する。

#### 第 198 条 - 法定別居又は離婚の選択

離婚請求の事由があるすべての場合において、両配偶者は法定別居のみを請求する自由を有する。

#### 第 199 条 - 適用規則

裁判官は、離婚に関して適用される手続に従う。裁判官は、特に両配偶者の世帯財産の使用に関して、必要と判断するあらゆる暫定措置を講じる。

#### 第 200 条 - 別居の申立ての離婚への転換

いかなる場合でも、請求者たる配偶者には法定別居の請求を離婚請求に転換すること、又被告たる配偶者には離婚の反訴請求に法定別居の反訴で対応することが認められる。

法定別居の訴権は、離婚の訴権と同一の事由により消滅する。

#### 第 201 条 - 別居を宣告する判決 - 異議申立て

判決は認諾の対象ではなく、異議申立ては、その期限とともに判決遮断の効力を有する。  
法定別居の場合、裁判官は、本法典第 193 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 194 条の規定を適用する。

#### 第 202 条 - 法定別居の終了

法定別居は、次に該当する場合に終了する。

- 和解後の共同生活の再開。
- 一方の配偶者の死亡。
- 離婚。法定別居の判決が出されてから 3 年が経過した後の、裁判所による義務的宣告による転換。

#### 第 203 条 - 両配偶者の和解

- 法定別居は、両配偶者の和解により終了する。

両配偶者は、両人のいずれかの住所地又は居所地の裁判所の裁判長に対し、その和解を共同で申告しなければならず、同裁判長は書記官にその調書を作成させる。

- また、両配偶者は、同調書を個人的に官報又は地方新聞に掲載させなければならない。
- 共同生活の再開による効果は、上記手続の完了までは、第三者に対する対抗力を有しない。

#### 第 204 条 - 法定別居の離婚への転換

法定別居は、判決の登記日から 3 年後に離婚に転換される。

- 転換は、その利益のために別居が宣告された配偶者による請求である場合には、法定別居の判決を下した裁判所の裁判長への単純申請によるものとする。上記申請は、書記官により他方の配偶者に通知され、各配偶者の婚姻証明書及び出生証明書の欄外に注記される。第 193 条第 3 項及び第 5 項の適用により付与される扶養定期金の利益は、法定別居からの転換後も維持される。未成年の子の監護は、見直されない。

- 転換が、その過誤により別居が宣告された配偶者による請求である場合には、同人は、裁判所の裁判長が定める日付で、同裁判長の面前に他方の配偶者を召喚する。

- 裁判長は各配偶者の意見を収集し、第 193 条第 2 項の適用による離婚に起因する物質的及び精神的損害の補償につき、並びに該当する場合には子の監護につき、両者の調停に努める。

調停の場合には、裁判長は、命令により転換を宣告し、両当事者に対して、該当する場合には損害賠償又は扶養定期金及び子の監護に関する合意の証明書を付与する。調停不調の場合には、事件は評議部に差し戻され、評議部が子の監護に関しても損害賠償又は扶養定期金の問題に関しても、離婚事件と同様に判決を下す。

#### 第 205 条 - 控訴、費用

控訴審は、検察官に聴取の上、評議部で弁論及び判決を行う。

請求に係る費用は、それに対して法定別居が宣告される配偶者が、請求者であった場合でもすべて負担する。法定別居が相互の過誤により両者に対して宣告される場合には、各配偶者が折半して負担する。

法定別居又は法定別居の離婚への転換を宣告する判決及び決定は、離婚の判決又は決定と同様の公示義務に服し、同様の日付で発効する。

## **第7編 夫婦財産制**

### **第1章 一般規定**

#### 第206条 - 夫婦財産制の定義

夫婦財産制度は、両配偶者間の関係において、及び第三者に対して、婚姻の財産上の効果を規定する。

#### 第207条 - 夫婦財産制 - 普通法上の制度

法律では、次の3つの財産制が規定される。

- 1 後得財産限定共通財産制
- 2 別財産制
- 3 約定共通財産制

普通法上の制度は、後得財産限定共通財産制である。

## 第8編 親子関係

### 第1章 共通規定

#### 第1節 - 親子関係に関する推定

##### 第229条 - 懐胎期間の推定

子の懐胎は、法律により、出生日の300日前から180日前までを含む期間に行われたと推定される。

懐胎は、子の利益のための要求に従い、上記期間のいずれかの時点で行われたものと推定される。反証は、上記推定を覆すものとして受理されうる。

##### 第230条 - 身分占有の定義

身分占有は、一個人とそれが帰属すると主張される親族との間の親子関係及び血族関係を示す十分な事実の総体により確定される。

身分占有は継続していなければならない。

当該事実として、主に次が挙げられる。

- 1 当該個人が常に、その出自であると言われている者らの姓を名乗ってきた。
- 2 その者が当該個人をその子として取り扱い、当該個人がその者らを父親及び母親として取り扱ってきた。
- 3 その者らが、上記資格において、当該個人の教育、養育及び自立を引き受けてきた。
- 4 当該個人が、家族により、及び社会において、そのとおりの者として認められている、公的機関が当該個人をそのとおりの者とみなしている。

##### 第231条 - 公正証書による身分占有の証明

両親又は子は後見裁判官に対し、反証がない限り、身分占有を証明する公正証書の交付を求めることができる。ただし、これは、これに異議が申し立てられた場合の裁判において、上記の者がその存在を確定するために利用できるその他のあらゆる証明手段を妨げるものではない。

#### 第2節 - 親子関係に関する訴訟

##### 第232条 - 原則

死産となった子については、親子関係に関する訴訟は受理されない。

##### 第233条 - 管轄裁判所

村中央人民裁判所又は街区人民裁判所は、民事に関し、親子関係に関する訴訟を受理する唯一の管轄権を有する。

##### 第234条 - 予備判決

一個人の親子関係を害する犯罪である場合、刑事訴訟に対する判決の言渡しは、判決が親子関係の問題について既判力を得るまで、これを行うことはできない。

#### 第 235 条 - 時効

親子関係に関する訴訟は、両者間のそれぞれに対する特別規定を除き、純粹に金銭的な利益を満たすための訴訟である場合、普通法上の規則に服する。

その他の場合には、当該訴訟は消滅時効にかからない。

検察官による訴訟提起は、公的秩序が直接関係する場合を除き、行うことはできない。

#### 第 236 条 - 親子関係に関する訴権の行使

一個人に帰属する親子関係に関する訴権は、同人が未成年の間に死亡した場合、又は成年となつてから、若しくは未成年者解放から5年以内に死亡した場合を除き、その相続人がこれを行つてはならない。

相続人は、既に開始されている訴訟については、審理の取下げ又は滅効の場合を除き、継続することができる。

#### 第 237 条 - 親子関係に関する訴訟の示談及び放棄の禁止

親子関係に関する訴訟は、取引又は放棄の対象とすることはできない。

#### 第 238 条 - 判決の対抗力 - 裁判官による訴訟参加請求

親子関係に関する判決は、その当事者でない者に対しても対抗力を有する。ただし、その当事者でない者は、第三者異議の訴えを提起する権利を有する。

裁判官は職権により、判決を共同で下すべきと判断するあらゆる関係者に訴訟への参加を命じることができる。

同様に、第 267 条及び第 273 条を根拠として開始された訴訟について、母親が法定懐胎期間中に第三者と関係を有したことによる拒否又は弁護を目的として対抗されている場合は、裁判官は当該第三者の召喚を命じることができる。

#### 第 239 条 - 親子関係の争い

裁判所は、法律が原則を定めていない親子関係の争いについて、あらゆる証明手段により最も確からしい親子関係を決定し、これを解決する。

確証のために十分な要素がない場合は、身分占有が考慮される。

#### 第 240 条 - 面会権

未成年の子を事実上養育していた当事者の主張が退けられる場合、裁判所は、それにもかかわらず、子の利益を考慮し、当該当事者に面会権を付与することができる。

## 第2章 嫡出子の親子関係

### 第1節 - 嫡出子の身分

#### 第241条 - 嫡出子の身分の推定

婚姻期間中に懐胎又は出生した子は、その母親の夫の氏名が出生証明書に記載されていない場合であっても、母子関係が確定された方法を問わず、当該夫を父親とする。

#### 第242条 - 嫡出子の身分の開始点

子は、懐胎の日付にかかわらず、その懐胎時点から婚姻において生まれたとされる。

#### 第243条 - 嫡出子の身分の制限

婚姻の解消から300日を超えて生まれたか、又は不在若しくは行方不明の場合には、不在若しくは行方不明から300日を超えて生まれた子は、嫡出子とされない。

#### 第244条 - 母子関係の証明

嫡出子の母子関係は、出生証明書により証明される。

出生証明がない場合、嫡出子の身分の継続的占有で足りる。

#### 第245条 - 不受理の場合

出生証明書及び当該証明書に合致した継続的身分占有に起因する親子関係に反する親子関係は、主張することができない。

ただし、出生証明書の作成の前後を問わず、非自発的なものであったとしても、子の詐称若しくは取違えが確定された場合、又は子に二重の親子関係を保証するために母親の親族が子の表見上の父親として届け出た場合、子の親子関係は、第246条第1項及び第2項に定める条件で、証人により証明することができる。

#### 第246条 - 証人による証明

証明書及び継続的身分占有がない場合、又は子が身分占有を奪われて偽名又は表見上の父親の姓で登録されている場合、親子関係の証明は証人により行うことができる。

上記証明は、書証の端緒が存在する場合、又は確たる事実起因する推定若しくは徴憑がその承認を決定するに十分な重大性を有する場合でなければ、これを認めることはできない。

上記書証の端緒は、家庭の資料、家庭の帳簿及び書類並びにその他異議申立てに関与する、又は死亡していたとしてもなおそれに利害を有する一当事者に由来する、あらゆる公的及び私的な書面による。

#### 第247条 - 反証の採用

反証は、親子関係を請求されている子が、同関係があるとされている母親の子ではないことを確定する、あらゆる適切な手段により行うことができる。

#### 第 248 条 - 身分の主張における訴権の行使

身分の主張における訴訟は、子、その父親及び母親又はその相続人以外が提起することはできない。子は、その生涯にわたって訴訟を提起することができる。

父親及び母親は、子が未成年である間、及び子が未成年又は成人後 5 年以内に死亡した場合でなければ、訴訟を提起することはできない。

相続人は、子が訴訟を開始していた場合には、それが公式に取り下げられたか、又は審理が滅効となった場合を除き、この訴訟を継続することができる。

相続人は、子が請求を行っておらず、かつ未成年又は成人してから 5 年以内に死亡した場合でなければ、訴訟を提起することはできない。

### 第 2 節 - 嫡出子の身分の否認及びその他の異議

#### 第 249 条 - 否認の場合

夫は、次に該当する場合、婚姻中に懐胎された子を否認することができる。

- 1 懐胎期間中に、隔離を理由として、又は確実な方法で医学的に確定された理由により、妊娠させることが身体的に不可能であることが証明される場合。
- 2 科学的に取得された情報、血液型検査に従って、夫がその父親であり得ないことがあらゆる手段により確定された場合、又は妻が父子関係に重大な疑念を抱かせる性質の状態で、夫にその妊娠若しくは子の出生を隠匿した場合。

ただし、あらゆる証明手段により、子が、夫の書面による同意をもって、夫又は第三者の働きによる人工授精により受胎されたことが確定された場合には、否認は受理されない。

#### 第 250 条 - 女性の姦通の場合

夫は、その妻の姦通を否認の訴えの唯一の根拠とすることはできない。夫は、以下の条文に定める条件でない限り、当該姦通を援用することはできない。

#### 第 251 条 - 出生又は妊娠の隠匿

妻が夫に対して出生又は単にその妊娠を隠匿した場合、夫は自らがその父親でないことの根拠となる適切なあらゆる事実を確定して、子を否認することができる。

#### 第 252 条 - 出生の無届又は偽名による届出

子の出生が身分吏に届け出られなかった場合、又は偽名で登録された場合、夫は子の身分の請求について、又は同請求が行われる前であっても、前条に定める事実を確定して、それを否認することもできる。

#### 第 253 条 - 離婚又は法定別居の請求の場合

離婚又は法定別居の請求の場合、夫は証拠を提供することなく、家族法典第 188 条に定める命令から 300 日を超えて生まれた子、及び審理の取下げ、請求の最終的な棄却又は裁判所が確認した和解から 180 日未満に生まれた子を否認することができる。

否認訴訟は、法定懐胎期間中に両配偶者間で事実上の結合があった場合には認められない。

#### 第 254 条 - 婚姻 180 日目以前に生まれた子の否認

夫はまた、次に該当する場合を除き、証拠を提供することなく、婚姻の 180 日目以前に生まれた子を否認することができる。

- 1 夫が婚姻前に妊娠を知っていた場合。
- 2 夫が明示又は黙示の意思表示により、自らを子の父親とみなす場合。

#### 第 255 条 - 否認権の行使

否認は、訴訟によって行う。

#### 第 256 条 - 行使期限

夫は、子の出生日又は当該出生を確実な方法で認識した日から 3 か月以内に、否認訴訟を提起しなければならない。

前項の規定は、それが子の身分請求の前に行使される場合には、第 252 条に定める訴訟に適用する。夫は、さらに、子の身分請求審理に参加させられなかった場合、子の訴訟につき言い渡しが行われた最終判決を知った日から 3 か月以内に否認を行うことができる。

#### 第 257 条 - 相続人による訴権の行使

夫が、否認訴訟を提起する前に死亡したが、未だそれを行う有効な期間内にある場合、相続人は、嫡出子が夫の財産を占有することになった時、又は夫の相続人が当該占有において侵害を受けた時から 3 か月間、その子の身分に異議を申し立てることができる。

#### 第 258 条 - 訴訟の被告

否認訴訟は、子に対して、又は子が死亡している場合にはその相続人に対して、及び母親に対して行われる。

子が未成年である場合、子は村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長が指定する特別後見人により代理される。

#### 第 259 条 - 嫡出子の身分に関する異議申立訴訟の不受理の場合

子はその出生証明書に合致した継続的な身分占有を有している場合、第 245 条第 2 項の規定を除き、何人も、嫡出子の親子関係に異議を申し立てることはできない。

#### 第 260 条 - 嫡出子の親子関係に関する異議申立て

出生証明書による表明ができない、身分占有が継続的でない、又はその出生証明書が身分占有に合致していない嫡出子の親子関係は、第 246 条に定める証明条件で、あらゆる関係者がこれに異議を申し立てることができる。

#### 第 261 条 - 防御における証明手段

親子関係に異議を申し立てられた者は、あらゆる証明手段を用いて、その母親とみなされていた者の子であることを確定することができる。

### 第 III 章 非嫡出子の親子関係

#### 第 262 条 - 原則

非嫡出子は、嫡出子と同一の権利及び義務を有する。国及び両親は、上記の者に関して、嫡出子に対するものと同一の義務を負う。

#### 第 263 条 - 親子関係の証明

非嫡出子の母子関係又は父子関係は、出生証明書又は裁判所で認められた届出により証明される。

#### 第 264 条 - 父子関係の届出

父子関係の届出は、子の出生時又はその後に行うことができる。

父子関係の届出は、出生時に、実の父親が、又はそれが不明若しくは認知を拒否する場合には母親の親族が行う。この親族は、子の表見上の父親となる。

前項に定めるいずれの場合においても、身分吏は出生証明書を作成する。

父親と主張される者による出生後の父子関係の届出は、共和国検察官に対して行い、同検察官は調査を経て、該当する場合には父子関係の届出を承認し、従来の出生証明書の取消を行い、承認判決の謄本を登記させる。

父子関係の届出が、姦通関係で生まれた子を対象とする場合、夫は事前にその配偶者に通知しなければならない。

#### 第 265 条 - 届出の有効要件

父子関係の届出は、正常判断能力を欠く者による場合、禁治産者が意識清明期以外に行った場合、又は暴力により強制された場合には無効とする。

#### 第 266 条 - 非嫡出子の母子関係の証明 身分占有の役割と証人による証明

出生証明書がない場合、非嫡出子の母子関係は、非嫡出子としての身分の継続的占有により証明される。

上記占有は、一個人とその母親と主張される者との間の親子関係を示す十分な事実の総体により確定される。

当該事実として、主に次が挙げられる。

- 母親が、当該個人を非嫡出子として扱った。
- 母親が、母親としての資格で、その教育及びその養育を引き受け、又はそれに参加した。
- 当該個人が、社会によりそのように継続的に認知されてきた。

非嫡出子の母子関係も、証人により証明することができる。証言は、推定若しくは重大な徴憑又は第 246 条の意味での書証の端緒が存在する場合でなければ受理されない。

#### 第 267 条 - 父子関係の裁判所による宣告

婚姻外の父子関係は、次の場合は裁判により宣言することができる。

- 1 略取又は強姦の場合で、事実の時期が懐胎の時期と合致している場合。
- 2 策略、権限の濫用、婚姻又は婚約の約束を用いて行われた誘惑の場合。
- 3 明確な方法で父子関係を確定するに適切な、父親と主張される者からの書簡又はその他の私的な書面が存在する場合。
- 4 父親と主張される者及び母親が、法定懐胎期間中に、共同生活はないが安定的かつ継続的關係を示す内縁状態にあった場合。
- 5 父親と主張される者が、父親としての資格で、子の養育、教育又は自立を引き受け、又はそれに参加した場合。
- 6 第 264 条の意味での、表見上の父子関係の場合。

#### 第 268 条 - 父子関係の確認訴訟の不受理

父子関係の確認訴訟は、次に該当する場合は受理されない。

- 1 法定懐胎期間中に、母親が公知の不行跡にあるか、又は他の個人との性的関係を持っていたことが確定される場合。ただし、当該個人が子の父親とはなり得ないことが医学的方法により確実とされる場合を除く。
- 2 同一期間中に、父親と主張される者が隔離を理由として、又は確実な方法で医学的に確定された理由により、妊娠させることが身体的に不可能であることが証明される場合。
- 3 父親と主張される者が、確実な医学的方法により、子の父親とはなり得ないことを確定する場合。

#### 第 269 条 - 訴訟当事者

子が未成年である期間は、母親のみが、未成年であったとしても、子のために父子関係確認訴訟を提起する資格を有する。母子関係が確定されていない場合、又は母親が死亡し

ている、禁治産者である、親権を喪失している、不在である、若しくはその意思を表明する能力を欠いている場合は、子の法定代理人が訴訟を提起する。

前項の規定は、母親が、個人的に被った損害の補償を求める訴権を行使することを妨げるものではない。

子の相続人は、第 248 条第 5 項に定める条件で、父子関係確認訴訟を継続することができる。

父子関係確認訴訟は、父親と主張される者に対して、又は相続放棄者であってもその相続人に対して提起される。表見上の父子関係の場合、子の実父と主張される者が訴訟を提起する。

#### 第 270 条 - 行使期限

父子関係確認訴訟は、実質的に不可能である場合を除き、子の出生から 5 年以内でなければ提起できない。

この訴訟が子が未成年の間に提起されなかった場合、子は、成年に達してから 5 年以内でなければこれを提起できない。

ただし、第 267 条第 4 項及び第 5 項に定める場合、内縁又は父親と主張される者による子の養育、教育及び自立への参加の停止から 5 年が経過するまでは、訴訟を提起することができる。

#### 第 271 条

父子関係確認訴訟は、評議部で弁論を行う。判決は、公開法廷で言い渡す。

#### 第 272 条 - 非嫡出子の親子関係に関する異議申立て

あらゆる関係者が、あらゆる証明手段により、出生証明書又は身分占有による非嫡出子の親子関係に異議を申し立てることができる。

#### 第 273 条 - 扶養請求

父子関係が表見上でしかない子は、法定懐胎期間中にその母親と継続的又は公知の関係にあった者に対して、扶養請求を行うことができる。訴訟は、子が未成年である間提起することができる。この訴訟が子が未成年の間に提起されなかった場合、子は成年に達してから 2 年間これを提起できる。

#### 第 274 条 - 近親相姦による親子関係の確立の禁止

近親相姦関係から生まれた子は、その実親が直系親族又は兄弟姉妹である場合、その母親以外が届出を行うことはできない。

表見上の父子関係に関する本法典の規定は、父子関係の近親相姦の性質を表見させることなく、この場合に適用される。

## 第4章 父子関係に関する争い

### 第275条 - 親子関係の重複 - より確からしい親子関係

母親に連続した2人の夫がいる場合、又は重婚で複数の夫がいる場合、法的に正当な子と見なすことができる父子関係は、出生証明書に記載されている表示によるものとする。

上記表示がない場合又は異議申立てのある場合、裁判所は、あらゆる証明手段により、最も確からしい父子関係を決定する。

## 第5章 養親子関係

### 第276条 - 原則

養子縁組は、正当な理由がある場合、かつ養子にとって利益がある場合でなければ行うことはできない。

### 第1節 - 要件

#### 第277条 - 養子となり得る者

次に該当する者は、養子となることができる。

- その父親及び母親又は親族会が、その養子縁組に有効な同意を与えた子。
- 遺棄された子。
- 棄児。
- その両親が親権を喪失した子。

#### 第278条 - 外国人による養子縁組 - 外国人の養子縁組

コンゴ共和国人は外国人を養子とすることができ、外国人により養子とされることができ。

#### 第279条 - 養子縁組を請求できる者

次に該当する場合は、養子縁組を請求できる。

- 少なくとも一方が30歳に達している、法定別居の状態にない配偶者2名が、共同で、婚姻から5年が経過した後に請求する場合。
- 一方の配偶者が、他方の配偶者の子に関して請求する場合。
- 35歳を超える、あらゆる独身者。

#### 第280条 - 年齢差 - 免除

養親は、養子としようとする子よりも20歳は年上でなければならない。

養子としようとする子とその配偶者の子である場合には、年齢差は10歳に短縮される。

ただし、状況に応じて、共和国検察官が年齢に関する免除を認めることができる。

#### 第281条 - 養親数

配偶者2名の場合でなければ、何人も複数の者の養子とされることはできない。  
ただし、養親又は2名の養親が死亡した場合、新たな養子縁組を宣告することができる。

#### 第282条 - 養親の財力及び資格

養親は、養子縁組から生じる義務を引き受けるために必要な精神的な資格を備え、物質的財力を保有していなければならない。行政区人民裁判所又は郡人民裁判所は、主に子の利益を考慮する。

#### 第283条 - 子の同意

15歳を超える子は、養子縁組に個人的に同意を与えなければならない。

15歳を超える子はその意思を表明する状態にない場合、行政区人民裁判所又は郡人民裁判所は、同意のない養子縁組を許可することができる。

#### 第284条 - 実親家族の同意

子の親子関係がその父親及び母親に関して確定している場合、父親及び母親のそれぞれが養子縁組に同意を与えなければならない。両者の一方が死亡し、若しくはその意思を表明できない場合、又は親権を喪失した場合は、他方の同意で足りる。

子の親子関係がその親の一方のみにしか確定していない場合は、同人が養子縁組への同意を与える。

子の父親及び母親が死亡している場合、若しくはその意思を表明できない場合、又は親権を喪失した場合の同意は、事実上その子の養育を行っている者に諮問したうえで、親族会が与える。子の親子関係が確定していない場合も、同様とする。

父親及び母親又は親族会は、養子縁組の選択を、一時的に子を受け入れる専門の公的機関又は認可された養子縁組事業に委任し、子の養子縁組に同意を与えることができる。

#### 第285条 - 同意の方式 - 取消し

養子縁組への同意は、同意を与える者の住所地若しくは居所地の郡人民裁判所若しくは行政区人民裁判所裁判長の面前、コンゴ共和国若しくは外国の公証人の面前、又はコンゴ共和国外交官若しくは領事官の面前における、公署証書により与えられる。

養子縁組への同意は、その後3か月間は撤回することができる。同意の表明を受ける当局は、この可能性について通知する。この通知は証書に注記される。

撤回は、養子縁組への同意を受領した当局に対し、受領証明付書留郵便により行わなければならない。口頭によるものを含め、請求による両親への子の返還も、撤回の証拠に相当する。

3か月の期間の満了時に同意が撤回されていなかった場合でも、両親は、子が養子縁組を目的として託置されていなかったか、又は養子縁組のための申請書が提出されていなかった場合には、子の返還を求めることができる。子を受け入れた者がその返還を拒否する

場合、両親は郡人民裁判所又は行政区人民裁判所の裁判長に訴えを提起することができ、同裁判長は子の利益を考慮して、返還を命じるべきか否かを判断する。返還により、養子縁組に与えられた同意は失効する。

#### 第 286 条 - 同意拒否の濫用

養子縁組が、その子への無関心が公知であり、子の精神、健康又は教育を害するおそれのある一方の両親による、同意の不当な拒否により不可能となっている場合であって、他方の親が養子縁組に同意するか、既に死亡しているか、行方不明であるか、又はその意思を表明することができない場合、子の養子縁組を提案する者は、養子縁組の請求を提出して、行政区人民裁判所又は郡人民裁判所に対し、権限を超えて養子縁組を許可するよう求めることができる。親族会による同意の不当な拒否の場合も同様とする。

#### 第 287 条 - 嫡出子又は養子の世帯における存在

養子縁組は、法務大臣による免除がない限り、嫡出子のない場合でなければ許可されない。

養子の存在は、養子縁組の障害とはならない。配偶者及び養子を世帯に受け入れた後に、婚姻において生まれた 1 名以上の子の存在も同様である。

#### 第 288 条 - 裁判所による遺棄宣言を受けた子の養子縁組

その両親が 6 か月を超えて明らかに無関心であるため、個人又は民間事業が受け入れた子は、親族が同期間内にその世話を引き受けることを求め、裁判所が当該要求が子の利益に合致すると判断しない限り、行政区人民裁判所又は郡人民裁判所による遺棄の宣言を受けることができる。郡人民裁判所又は行政区人民裁判所は、遺棄宣言に先立ち、いつでも子を受け入れた個人又は公的若しくは民間の事業に対し、暫定監護を委託することができる。養子縁組への同意の単純撤回又は消息の請求は、遺棄宣言の申立てを当然に却下する正当な理由とするに十分な関心の印とはならない。

[遺棄の] 請求は、子を受け入れた個人若しくは事業、社会福祉機関又は検察官が提出することができる。子の遺棄を宣告する場合、裁判所は同一の判決により、子に関心を有する可能性のあるあらゆる者又は専門の公的機関に親権を委任する。第三者異議の訴えは、子の身元に関する詐欺、不正又は錯誤の場合でなければ受理されない。

子の住所地又は居所地の行政区人民裁判所又は郡の人民裁判所を管轄とする。

#### 第 289 条 - 養子縁組を目的とした託置

養子縁組を目的とした託置は、第 284 条に記載の者、養親となる者、社会福祉機関又は検察官の申請により、子の居所地の行政区人民裁判所又は郡人民裁判所により決定される。

両親が子の返還を申立てた場合には、任意の当事者の請求によってこの請求の妥当性につき裁判が行われない限り、託置を行うことはできない。

申請は、次の提出がない限り受理されない。

- 子の出生証明書抄本。
- 養子縁組への同意証書又は裁判所による遺棄決定証明書。
- 子の返還請求が出されなかったことを示す、書記官が交付する証明書。
- その親子関係が確定していない場合には、子が3か月を超えて受け入れられてきたことの証拠書類。

請求は共和国検察官に対して通知される。

命令には、提出された書類を明記しなければならない。この命令は、控訴が行われた場合であっても、直ちに執行力を得る。

#### 第 290 条 - 託置の効果

養子縁組を目的とした託置は、実方家族への子のあらゆる返還を妨げる。これは、あらゆる親子関係の届出及びあらゆる認知を妨げる。命令の謄本は発行され次第、登録手続及び印紙手続の完了前であっても、職権により共和国検察官に交付される。

共和国検察官は遅滞なく、管轄の身分吏に対し、子の出生証明書にその欄外注記を命じる。

養子縁組を目的とした託置が中断された場合、又は裁判所が養子縁組の宣告を拒否した場合、託置の効果は遡及的に解消される。共和国検察官は、却下の決定に不服申立ての可能性がなくなった場合、又は託置の終了を通知され次第、職権により、子の出生証明書に記載された欄外注記の補正を命じる。

### 第 2 節 - 養子縁組手続

#### 第 291 条 - 申請書の提出

養子縁組を目的とした申請書は、養子縁組を申し出る者が、同人の住所地の、又は同人が外国に居住している場合には養子の住所地の行政区人民裁判所又は郡人民裁判所に提出する。該当する裁判所がない場合は、ブラザビルの区人民裁判所が管轄権を有する。申請書には、子の出生証明書抄本及び第 286 条の規定が適用される場合を除き、必要な同意書の謄本を必ず添付しなければならない。

養子縁組に同意を与えた者は、必要に応じて遠距離を考慮し延長された期限内に、弁論を行う日の通知を受ける。

#### 第 292 条 - 手続の実施

請求の予審、及び該当する場合には弁論は、検察官に聴取の上評議部で行う。

裁判所は、必要に応じて適格なあらゆる者による調査を行ったうえで、また、法律の条件がすべて満たされていることを確認したうえで、理由を明記することなく、養子縁組を行うことを宣告する。

裁判所は、養子の姓名につき宣告が求められる場合は、同一の形式で判決を下す。判決の主文には養子の新旧の姓名を示し、身分登記簿に登録すべき注記を含める。

#### 第 293 条 - 不服申立て

判決に対する控訴は、事件関係者及び検察官のみが提起できる。

控訴は、判決の翌月までに提起しなければならない。

地域人民裁判所又はコミューン人民裁判所は申立ての根拠を審理し、区人民裁判所又は郡人民裁判所と同一の形式及び条件で判決を下す。

養子縁組を認める判決又は決定は、公開法廷で宣告される。

養子縁組の判決又は決定に対する第三者異議の訴えは、養親に帰責される詐欺又は不正がある場合でない限り受理されない。

#### 第 294 条 - 審理中の養親の死亡

養親が、養子縁組を目的とした申請の提出後に死亡した場合、審理は継続され、必要に応じて養子縁組が宣告される。この場合、その効果は養親の死亡時に生じる。

養親の相続人は、養子縁組が認められないと考える場合には、共和国検察官に対し、これに関するあらゆる趣意書及び意見書を提出することができる。

#### 第 295 条 - 戸籍への登記及び欄外注記

養子縁組及び養子の新しい姓名は、決定に対する不服申立ての可能性がなくなった日から 1 か月以内に、共和国検察官の請求により、養子の出生証明書の欄外に注記する。養子が外国で出生した場合、又はその出生地が不明である場合、決定はブラザビルの中央市役所の登記簿に、同一の期間内に登記される。

### 第 3 節 - 養子縁組の効果

#### 第 296 条 - 発効日

養子縁組は、養子縁組の申請書が提出された日から効力を生じる。

養子縁組は、判決又は決定の注記又は登記までは、第三者に対する対抗力を有しない。

#### 第 297 条 - 養家への入籍

養子縁組により、養子は嫡出子として養家に入る。養子縁組により、養子には、上記資格に帰属するあらゆる権利及び義務が与えられる。

養子は、第 137 条に掲げる婚姻の禁止の遵守を除き、血縁による親族への帰属が停止される。

ただし、配偶者の子との養子縁組の場合、当該配偶者及びその親族に対しては、従来の親子関係が存続する。

第 298 条

- 養子縁組は取消不能である。

## 第10編 未成年

### 第318条 - 定義

未成年者とは、満18歳に達していない、いずれかの性別の者をいう。

未成年者は、親権による身上の指導を受ける。

未成年者の財産の管理は、法定財産管理又は後見の規則に従って保証される。

## 第1章 父親及び母親の権限

### 第1節 - 父親及び母親の権限の範囲とその行使

#### 第319条 - 子の義務

子は、その年齢にかかわらず、その父親及び母親、両者の傍系親族並びに自身のその他の尊属に敬意を払い、これを尊重し、支援し、扶助しなければならない。

#### 第320条 - 両親の権利及び義務

父親及び母親は、子が成年又は婚姻によろ解放されるまで、子を養育する義務を負う。ただし、この養育及び教育に必要となる資金は、まず、子の個人財産による収益から控除される。嫡出子又は非嫡出子は、その婚姻又は解放まで、父親及び母親の権限下に置かれる。この権限には、特に次の権利及び義務が含まれる。

- 1 子の監護を保証すること、特に、その住居を確保し、その訓練及び教育を賄うこと。
- 2 子に対して、第329条以下に定める条件で、教育的扶助措置を講じること。
- 3 「法定財産管理及び後見」の章に定める条件で、子の財産を管理すること。
- 4 「婚姻」の章に定める条件で、子の婚姻に同意すること。
- 5 「養子縁組」の章に定める条件で、子の養子縁組に同意すること。
- 6 「解放」の章に定める条件で、子を解放すること。
- 7 父親及び母親のうち生存者については、子の後見を実施し、自らが死亡した場合の子の後見人を選択すること。

#### 第321条 - 共同行使

特段の規定のない限り、父親及び母親はその権限を共同で行使し、そのいずれか一方により下された決定又は行われた行為は、他方の同意があったものと推定される。ただし、第三者たる関係者に対して他方が異議を唱える場合を除く。

父親と母親の間で相違のある場合は、一方が決定又は行為を行う前であっても、各人は和解のため、親族会にこれを付託することができる。和解に至らない場合、一方は、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長に対し、即決審理による争いの解決を求めることができる。

#### 第322条 - 前条第1項の規定の適用除外による権限の喪失

次に該当する父親又は母親は、場合に応じて、行使できる権限の全部又は一部を失う。

- 1 自らの意思を表明できる状態にない者については、それができない状態が継続している間。
- 2 権限の全部又は一部を失権した、又は剥奪された者。
- 3 第 342 条の規定に基づき、その権限の全部又は一部を放棄した者。

家族の遺棄罪で有罪とされた父親又は母親は、これに反する裁判所の決定がない限り、失権が宣告されなかった場合であっても、犯罪の被害者たる子に対し行使できる権限を失う。同人は、犯罪の被害者たる子に対する義務を履行した時点から、上記行使できる権限を回復する。

#### 第 323 条 - 両親の一方が死亡した場合の他方への権限移転

死亡による婚姻解消の場合、生存者たる配偶者は、法定財産管理と同時に親権を付与される。特に、寡婦は、裁判官にその義務からの解放を求めない限り、嫡出子の監護、養育及び教育の義務を負う。ただし、あらゆる関係親族は、子の利益のため必要に応じて、特に寡婦が再婚する場合には、裁判官に対し、子の監護、養育及び教育の条件を定めるよう求めることができる。

離婚又は法定別居を経て監護を託された寡婦が死亡した場合、親権は、失権していない、生存している親に移転される。ただし、裁判官はあらゆる関係親族の要請により、子の独占的利益において、その監護を他の者に付託する決定を下すことができる。

#### 第 324 条 - 両親がともに死亡した場合の後見人への権限移転

両親がともに死亡した場合、親権は後見人が行使する。後見人は自身の責任において、未成年者の身上、その監護及びその教育に配慮する。

未成年者の養育は、後見規則に従って、未成年者に収入がある場合はそれにより、また、未成年者に対し扶養義務を負う血族及び姻族により保証される。

未成年者の将来に関わる決定は、親族会の議決に付される。この決定は、未成年者の婚姻及び養子縁組における特別規則を例外として、第 369 条及び第 370 条に定める条件で、不服申立ての対象とすることができる。

#### 第 325 条 - 離婚又は法定別居の場合の権限の行使

離婚又は法定別居を宣告又は確認する判決では、子のそれぞれの監護につき判決を下し、子の利益が最大となるよう、両親のうちのいずれか、又は必要な場合には第三者にこれを付託する。子の監護権者は、子の身上及び財産に関して、親権に帰属する各種の権利を行使する。裁判所は、監護を奪われた親が面会権を行使する条件を定める。父親及び母親は、子が誰に付託されるかを問わず、その財力の範囲で、子の養育及び教育に貢献する。

#### 第 326 条 - 非嫡出子に関する権限の行使

非嫡出子に対する権限は、父親及び母親がこれを行行使する。ただし、監護権は母親に帰属する。

少年担当裁判官は、子の利益のために必要な場合には、法律により監護が付与されない父親及び母親に監護を付託することができる。

ただし、監護が帰属しない父親及び母親は、その子との関係を維持する権利並びにその養育及び教育を監督する権利を有する。

父親又は母親が死亡し、又は第 322 条に定める状況のいずれかに該当する場合は、他方が単独で権限を行行使する。ただし、上記の者が監護を行っていない場合は、少年担当裁判官は、子に利害を有する者の要請により、別の者に監護を付託することができる。

#### 第 327 条 - 養子に対する権限の行使

養子に対する親権は、養親に帰属する。配偶者たる 2 名による養子縁組の場合、親権は共同で同人らに帰属し、嫡出子に対する親権と同様に行使される。

## 第2章 法定財産管理及び後見

### 第1節 - 未成年者の無能力

#### 第350条 - 未成年者の代理の原則

未解放の未成年者は、その市民生活のあらゆる行為について、当然に法定代理人を有する。

#### 第351条 - 16歳を超える未成年者に関する訴訟

未成年者が16歳を超えた場合、その身分に関する訴訟は、同人に対して個人的に行われなければならない。

また、同人は、同様の性質を有する訴訟に個人的に関与することができる。

上記2つの場合において、同人は法定代理人の補佐を受ける。

#### 第352条 - 労働契約に関する16歳以上の未成年者の権利

未成年者は16歳に達した後は、法定代理人の補佐を受けて、自身の労働契約の締結及び破棄を行う。

未成年者は17歳に達した後は、上記契約を単独で締結し、破棄することができる。未成年者はこの年齢に達した後は、自らの生計に充てるものを除き、その労働の成果を自由に処分する。

#### 第353条 - 財産行為の取消及び無効宣告

未成年者が単独で行った財産行為は、これがその法定代理人により、又はその補佐の上で、他の手続を要さずに行われるべきものであった場合、偶然かつ予見できない事象に起因しない損害が生じうる場合に限り、取り消すことができる。この行為は、法的手続のいづれかが遵守されていなかった場合は、常に取り消すことができる。

#### 第354条 未成年者又はその法定代理人が行った行為の相対的無効 - 訴権の行使

未成年者又はその法定代理人が行った瑕疵ある行為の無効は、相対的無効とする。

17歳に達した未成年者は、自身で無効訴権を行使することができる。

### 第2節 - 法定財産管理

#### 第355条 - 授權

配偶者のうち生存者たる父親は、次の例外を除き、未解放の未成年者たる子の財産の法定管理人となる。

贈与又は遺贈された財産で、第三者による管理が明示されているものは、上記管理の対象とならない。この第三者は、贈与証書又は遺言書にこれに反する規定がない限り、法定管理人の権限を有する。

父親が、その無能力、不在、隔離又はその他あらゆる事由によりその意思を表明できる状態にない場合、母親が当然に父親に代わり、父親と同一の権限を有する管理人となる。父親が法定財産管理の権利を喪失した場合も、裁判所が別の管理人の任命を選択しない限り同様とする。

離婚又は法定別居の場合、別段の命令が下されない限り、管理は両配偶者のうち、子の監護を委ねられている者に帰属する。

管理人と未成年者との間に利益相反が存在する場合は、申請に基づき、行政区人民裁判所又は郡人民裁判所が検察官に聴取の上、判決により当該未成年者の臨時管理人を任命する。

#### 第 356 条 - 法定財産管理の停止 - 管理人の任命

法定財産管理は、その無能力、不在、隔離又はその他のあらゆる事由によりその意思を表明できる状態にない者への帰属を当然に停止する。父親及び母親が兩人ともに生存しており、上記状況のいずれかに該当する場合には、行政区人民裁判所又は郡人民裁判所の裁判長は、子の血族若しくは姻族の 1 名又は検察官の申請に基づき、暫定管理人を任命することができる。

法定財産管理は、重大な事由のある場合、その責務を負っていない父親及び母親、子の血族若しくは姻族又は検察官の請求に基づき、評議部の判決によりこれを撤回することができる。父親又は母親が兩人ともに生存し、失権している場合、裁判所は暫定管理人を任命し、後見を開始することができる。

### 第3節 - 嫡出子又は非嫡出子の後見

#### 第359条 - 開始

未解放の未成年の嫡出子又は非嫡出子の後見は、父親及び母親の死亡時に開始する。

#### 第1款 - 後見の仕組み

#### 第360条 - 構成

後見は、親族会、1名の後見人又は1名の後見監督人による。

#### - 第1目 - 親族会

#### 第361条 - 親族会議長 - 構成

未成年者の親族会は、未成年者の住所地の村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長を、会合時の議長とする。

親族会の各会合は、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長を除き、各系統の親等順に従って、郡若しくはコミューン内又は100キロメートル以内〔に居住する〕4名の血族又は姻族で構成され、その半数を父方、半数を母方とする。

同一の親族会に、夫と妻の両方が参加することはできない。親等が最も近い2名が優先される。親等が等しい場合は、年長者が優先される。

先に死亡した父親又は母親の遺言書により指名された親族会の構成員1名は、同人の側で採用された構成員とみなされる。また、先に死亡した父親又は母親の遺言書により、同人が信頼しない特定の親族を親族会から除外することもできる。未成年者の尊属、同一の父母を有する兄弟姉妹は、第2項に定める人数から除外される。

これが4名以上となる場合は、場合により、先に死亡した父親又は母親が指名した構成員と優先される傍系親族の全員が、親族会の構成員となる。4名より少ない場合は、親族会を補完する場合にのみ、その他の血族が招集される。

#### 第362条 - 他の親族の招集の可能性

第361条に定める場所又は距離において、いずれかの系統の血族又は姻族の人数が十分ではない場合、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、より遠い距離に居住する血族若しくは姻族か、又は同一の郡若しくはコミューン内の、未成年者の父親若しくは母親との親交が知られている者を招集する。

村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、現地に十分な人数の血族又は姻族がある場合であっても、出席する血族若しくは姻族よりも親等が近いか、又は同一の親等の血族若しくは姻族を、その住所の距離を問わず招集することができる。ただし、これは、出席する血族又は姻族の数名を除外し、かつ前条までに規定する人数を超えない方法で行う。

#### 第363条 - 親族会の召集

親族会は、人民裁判所の裁判長が職権で、又は請求により召集する。

後見人及び後見監督人はいつでも、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長に対し、親族会の召集を請求することができる。未成年者が16歳に達した場合は、同人についても同様である。請求権は、法律に定める場合を除き、その他の関係者には帰属しない。

召集は受領証明付書留郵便により行う。

#### 第364条 - 出頭期限

出頭期限は、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長が所定の日を定めるが、召集される全当事者が、当該郡若しくはコミューン内か、又は100キロメートル以内に居住している場合には、通知の送付日から会合日とされる日までは8日以上なければならない。

召集される当事者の中に上記距離を超える場所に住所を有する者がある場合は、期日は100キロメートルにつき1日延長しなければならない。

#### 第365条 - 出頭義務及び制裁

上記のとおり召集される血族、姻族又は友人は、自ら会合に出向かなければならない。夫はその妻を代理することができ、その逆も同様とする。

召集される者が正当な理由なく出頭しない場合には、第一審かつ最終審として下される判決により、その欠席により生じた費用の償還を損なうことなく、5,000フラン以下の罰金を科される可能性がある。

十分な理由があり、かつそれが適切である場合、欠席した構成員を待つか、又は同人を交代させる。交代の場合、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、未成年者の利益から交代が求められると考えられるその他のあらゆる場合と同様に、会合を延期するか、又は延長することができる。

#### 第366条 - 会合場所 - 定足数

上記会合は、裁判長自らが別の場所を指定しない限り、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所にて行う。

審議を行うには、召集される構成員のうち3名以上が出席する必要がある。上記人数が集合せず、かつ裁判長が議題を緊急であると判断する場合、裁判長は必要に応じて単独で決定を行うことができる。

後見人及び後見監督人は会合に出席しなければならず、これに違反した場合には、第365条に定める罰金を科す。同会合において、同人らは発言することはできるが、いかなる場合も決定には参加できない。

裁判長が有用と判断する場合には、15歳以上に達した未成年者を諮問のために召集することができる。親族会が請求により開かれる場合には、裁判長は未成年者を招集する義務を負う。

#### 第 367 条 - 親族会の議長

親族会は、裁判所の裁判長自らが議長を務め、賛否同数の場合には、同人が決定票を有する。

#### 第 368 条 - 全会一致が得られない場合の構成員の意見

親族会の議決が全会一致とならない場合は必ず、構成員それぞれの意見を議事録に記載しなければならない。

#### 第 369 条 - 親族会の決定に対する不服申立て

後見人、後見監督人及び 17 歳以上の未成年者本人は、親族会のあらゆる議決に対して、たとえそれが全会一致で決定された場合であれ、コミュニケーション人民裁判所又は地域人民裁判所の裁判長に不服を申し立てることができる。

前項に定める不服申立ては、議決が全会一致とならなかった場合で、採択された決定に反対票を投じた親族会の構成員及び正当な理由により会合に出席しなかった構成員も、これを提起することができる。親族会の決定に対する不服申立ては、議決から 1 か月以内に行わなければならない。上記期限は、不服申立て自体と同様に、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長により緊急の場合に仮執行が命じられた場合を除き、議決を遮断する。

#### 第 370 条 - 議決の無効 - 無効訴権

法律により、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長が親族会を代理することが認められる場合、その決定は後見人、後見監督人、16 歳以上での未成年者自身又は親族会のいずれかの構成員により、コミュニケーション人民裁判所又は地域人民裁判所の裁判長に付託することができる。

重要な方式が省略された場合、及び詐欺又は不正があった場合には、親族会の議決はすべて無効とする。無効訴権は、後見人、後見監督人、親族会の構成員及び職権により、又は村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長の要請により行為する検察官のみが、これを行行使することができる。また、未成年者も、解放後又は成人後は、親族会の議決及び当該議決により遂行された行為に対して無効訴権を行行使することができる。16 歳に達している未解放の未成年者は、郡又は区の裁判所の裁判長に対し、単純申請により、上記無効訴権の行使を担当する特別受託人の指定を求めることができる。

親族会の議決の無効は、正式に行われた新たな議決による確認がある場合には治癒される。親族会の議決に対する無効訴権は、議決から 5 年が経過した場合は消滅する。被後見未成年者に対しては、この期限は成人となった日又は解放された日から開始される。

### - 第 2 目 後見人

#### 第 371 条 - 父親及び母親の後見

父親及び母親のいずれかが死亡した場合、未成年かつ未解放の子の後見は、当然に生存者に帰属する。

ただし、父親及び母親の間に離婚又は法定別居があり、生存者が子の監護権を有しない場合、あらゆる親族は、当該生存者に後見が維持されるべきか否かを決定するために、親族会の開催を要請できる。

夫の死亡時に妻が妊娠している場合、後見は開始されたとみなされる。母親が後見人となり、親族会が後見監督人を任命する。

母親は、後見を承諾する義務を有しない。母親は〔後見を〕拒否する場合でも、後見人が任命されるまでは、その義務を果たさなければならない。

#### 第 372 条 父親又は母親により付託される後見

父親及び母親のうち生存者は、後見を行うにあたり、自身の死亡時に自身を承継する後見人を指定する権利を有する。同人は、身上に関する後見人及び財産に関する後見人を指定できる。

指定は遺言状により、又は書記官の補佐を受ける村中央人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長の面前か、公証人の面前で行われる宣言により行われる。

#### 第 373 条 - 尊属による後見

父親及び母親のうち生存者が後見人を選任しなかった場合、子の後見人は、最も近い親等の尊属に委ねられる。

同一親等の尊属間で競合のある場合は、親族会が、その帰属する系統を考慮することなく、後見人を指定する。

#### 第 374 条 親族会により付託される後見

未成年の未解放の子が、父親も母親もなく、その父親及び母親のうち生存者が指定する後見人もない場合、また、後見人が本法典第 390 条及び第 391 条の規定の適用により後見から除外される場合は、親族会による後見人の任命を受けなければならない。親族会は、未成年者の親族、債権者又はその他関係者の要請により召集される。これがなされなかった場合は、未成年者の住所地の村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長が、職権により親族会を招集する。あらゆる者が、上記裁判長に対し、後見人の任命の理由となる事実を通知することができる。

#### 第 375 条 - 後見行為の開始

後見人は、任命が同人の出席の下で行われた場合には任命の日より、そうでない場合には同人が任命について通知を受けた日より、その資格において行為し、管理を行う。上記通知は同人に対し、村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の請求により、配達証明付書留郵便で行われる。

#### 第 376 条 - 後見の責務の属人的性質

後見は属人的な責務であり、決して後見人の承継人に引き継がれるものではない。後見人の承継人は、その実親の管理のみに責任を負うが、継承人が成人である場合には、新たな後見人が任命されるまで、それを継続する義務を負う。

#### 第 377 条 - 複数の後見人

父親及び母親のうち生存者が後見を行う場合、親族会は、未成年者の利益及びその財産状況を考慮して、後見開始時又は事後に、身上に関する後見人及び財産に関する後見人、又は場合に応じて、特定の財産の管理のみを責務とする第二後見人を指定することができる。上記のとおり指定される後見人は、親族会が別段の決定を行わない限り、独立した後見人とみなされる。

#### 第 378 条 - 共同後見

後見を委ねられた者の配偶者は、法定別居の状態にない場合、必然的に共同後見人となる。後見人及び共同後見人は、婚姻以降の管理に連帯して責任を負う。

#### 第 379 条 - 選任後見人又は遺言後見人

法定別居の状態にない配偶者は、他方の配偶者の許可を得た場合に限り、選任後見人又は遺言後見人の職務を果たすことができる。

#### 第 380 条 - 共同後見人の死亡、禁治産又は保護収容

共同後見人が死亡、禁治産若しくは保護収容、離婚又は法定別居となった場合、後見人はその職務を維持し、共同後見は終了する。

#### 第 381 条 - 除外又は解任

共同後見人が、本法典第 390 条及び第 391 条に定めるいずれかの理由により、その役割から除外若しくは解任されるか、又は免除事由を提起する場合、当該配偶者は、親族会が後見の終了後も同人がその職務を維持することを決定しない限り、後見人の職務を実施することはできない。

### - 第 3 目 - 後見監督人

#### 第 382 条 - 親族会による後見監督人の任命

親族会は、あらゆる後見において後見監督人を任命する。村中央人民裁判所又は街区人民裁判所の裁判長は、後見監督人に対し、その職務の目的及びこれに由来する責任につき通知する。

後見が法定又は遺言によるものである場合、後見人はその職務の開始に先立ち、後見監督人の任命のため、裁判所の裁判長に親族会の召集を請求しなければならない。後見人が

上記手続の完了前に管理に関与した場合、親族若しくは債権者若しくはその他関係者の請求により、又は裁判所の裁判長の職権により親族会が召集され、後見人の側に詐欺があった場合には、未成年者に対して支払うべき補償を損なうことなく、同人から後見を剥奪することができる。

#### 第 383 条 - 任命日

後見が親族会により付託される場合、後見監督人の任命は、後見人の任命の後直ちに行う。

#### 第 384 条 - 後見監督人の任命への後見人の不参加

後見人はいかなる場合も、後見監督人の任命に参加しない。

#### 第 385 条 - 後見監督人が帰属すべき系統

後見人が、未成年者と同一の父母を有する兄弟姉妹である場合を除き、後見監督人は、後見人が帰属する系統から採用することはできない。

#### 第 386 条 - 後見監督人の役割

後見監督人は、後見人の職務の遂行に重大な欠陥がある場合、講じるべき措置を決定するため、親族会の召集を要請する義務を負う。

後見監督人は、後見人がその職務を停止した場合に、当然に後見人を代理するものではない。

後見監督人は、後見人が死亡、不在、無能力又は解任となった場合は、新たな後見人の任命を提起しなければならない。これに違反する場合には、未成年者に対する損害賠償が科される。

後見監督人は、後見人が保護収容となった場合、保護収容又は保護収容者への後見の帰属から 1 か月以内に、後見が同人に維持されるべきか否かを決定するため、親族会の召集を要請しなければならない。

#### 第 387 条 - 職務の停止

後見監督人の職務は、後見と同時に停止される。

#### 第 388 条 - 後見監督人の交代

後見人が後見監督人の責務を負う者と婚姻する場合、後見人は婚姻から 1 か月以内に親族会に対し、新たな後見監督人の任命を求めなければならない。これに違反した場合には、個人的な責任が生じる。

### - 第 4 目 - 後見職務の遂行に対する障害

#### 第 389 条 - 後見人の無能力

次に該当する者は、後見人たる能力を有しない。

- 1 未成年者。ただし、父親又は母親を除く。
- 2 成年無能力者。

#### 第 390 条 - 当然の除外又は解任

次に該当する者は、当然に後見から除外又は解任される。

- 1 刑事上の有罪判決を受け、又は刑法典の規定の適用により、後見職務の遂行を禁じられた者。  
ただし、該当者は、親族会の意見と相違がない場合には、自らの子の後見人となることができる。
- 2 本法典第 331 条及び第 332 条の適用により、父親及び母親の権限の全部又は一部を喪失した者。

#### 第 391 条 - 任意の除外又は解任

次に該当する者は、後見から除外又は解任することができる。

- 1 本人又はその父親及び母親が、未成年者との間で、当該未成年者の身分、その資産又はその財産の相当部分に関する訴訟を行っている者。
- 2 公知の不行跡を有する個人。
- 3 その管理により、無能力又は不誠実が証明され得る者。

#### 第 392 条 - 親族会の宣告による解任 - 方式

後見人の解任は、都度、後見監督人の請求により、又は村人民裁判所若しくは街区人民裁判所の裁判長の職権により召集される親族会が宣告する。

裁判長は、未成年者の血族又は姻族で、同一の祖父母を有する従兄弟又はより近い親等の 1 名以上による公式な請求を受けた場合には、必ず上記召集を行わなければならない。

後見人の除外又は解任を宣告する親族会の議決には、すべて証拠を付すこととし、後見人の聴取又は召喚の後でなければ行うことができない。

後見人が議決に賛同する場合は、その旨を記載の上、新たな後見人が直ちに職務を開始する。

[後見人に] 異議がある場合には、後見監督人が郡人民裁判所又は区人民裁判所に議決承認の訴えを提起する。ただし、これはコミュン人民裁判所又は地域人民裁判所への控訴の対象とならない。上記の場合、除外又は解任された後見人は、後見維持の宣言を受けするため、自ら後見監督人を指名することができる。

召喚を請求した血族又は姻族は、緊急の事案として審理及び判断が行われる場合は、これに介入することができる。

### 第 393 条 - 後見の免除

その年齢、重大な身体障害、遠隔性を理由としてその職務を引き受けられない者は、後見が免除される。

### 第 394 条 - 後見の減免

満 60 歳に達したか、又は任命後に生じた前条に定めるその他の事由により後見の職務を引き続き遂行することができない者は、後見が減免される。

### 第 395 条 - 後見が付託された後見人の弁明

後見人が、同人に後見を付託する審議に出席している場合は、直ちに弁明を行い、これについて親族会が審議を行う。これを行わない場合には、その後のあらゆる主張は受理されない。

任命された後見人が、同人に後見を付託する審議に出席しなかった場合は、その弁明について審議を行うため、親族会を招集させることができる。

上記召集の請求は、任命の通知から 3 日以内に行わなければならない。この期限は、同人の住所地から後見の開始地までの距離 100 キロメートルにつき 1 日延長される。この期限の経過後は、請求は受理されない。

法定後見人又は遺言後見人は、同人に後見が付与された死亡日又は同人を指名する遺言を認識した日から 1 か月以内に、その弁明について審議を行うため、親族会を招集しなければならない。

同人の弁明が却下された場合、同人は、裁判所にその承認を提訴することができる。ただし、係争中は、暫定的に管理にあたる義務を負う。

同人が後見の免除を得た場合、弁明を却下した者は、裁判費用の賠償を命じられる可能性がある。

同人が敗訴した場合、上記は自身が負担する。

### 第 396 条 - その他の規定

前条までに含まれる規定は、共同後見人及び後見監督人に適用される。

ただし、後見人は、後見監督人の解任を提起することはできない。

第 389 条に定める無能力事由並びに第 390 条及び第 391 条に定める除外又は解任事由は、親族会の構成員に適用される。

後見から除外又は解任された者は、親族会の構成員になることはできない。

## 国籍法典に関する 1961 年 6 月 20 日法律第 35/61 号

### 第 1 編 原国籍としてのコンゴ共和国国籍の付与

#### 第 7 条

コンゴ共和国人たる父親及び母親から生まれた子は、コンゴ共和国人である。

#### 第 8 条

次のいずれかに該当する、コンゴ共和国で生まれた子は、コンゴ共和国人である。

- 1 コンゴ共和国人たる父親及びコンゴ共和国で生まれた母親との子。
- 2 コンゴ共和国で生まれた父親とコンゴ共和国人たる母との子。
- 3 共に自身がコンゴ共和国で生まれた、父親と母親の子。

#### 第 9 条

第 14 条及び第 15 条に定める条件で上記資格を否定できる場合を除き、別途その親子関係が 1 名の外国人に対して確定される場合、次に該当する者はコンゴ共和国人である。

- 1 コンゴ共和国人たる父親又はコンゴ共和国人たる母親から生まれた子。
- 2 その実親の一方がコンゴ共和国で生まれた、コンゴ共和国で生まれた子。
- 3 両親が不明な、コンゴ共和国で生まれた子。

ただし、最後の場合で、当該子が未成年である間に 2 名の外国人に対しその親子関係が確定され、うち 1 名が国内法に基づく外国籍を有するときは、当該子はコンゴ共和国人であったことはないものとみなされる。

#### 第 10 条

コンゴ共和国で発見された新生児は、反証のない限り、コンゴ共和国で生まれたものと推定される。

#### 第 11 条

本編の規定によりコンゴ共和国人とされる子は、コンゴ共和国国籍の付与のために法律で要求される条件の存在がその出生後にしか確定されなかった場合であっても、その出生時からコンゴ共和国人であったとみなされる。

ただし、上記の最後の場合には、出生時からのコンゴ共和国人の資格の付与は、当事者による過去の行為の有効性にも、当該子が表見上保有している国籍を根拠として第三者が取得した権利にも影響を与えない。

#### 第 12 条

親子関係は、慣習及びコンゴ共和国民法、本法典又はその適用について定める法令の規定に定める条件でこれが確定されない限り、コンゴ共和国国籍の付与に関して効果を生じない。

#### 第 13 条

子の親子関係は、子が未成年である間に確定されない限り、子の国籍に対して効果を生じない。

## **第2編 コンゴ共和国国籍の取得**

### **第1章 法律の効果によるコンゴ共和国国籍の取得**

#### **第1節 婚姻によるコンゴ共和国国籍の取得**

##### **第18条**

コンゴ共和国人と婚姻する外国人女性は、身分登記簿への婚姻の登録から5年間、コンゴ共和国において共同居住を経ることで、コンゴ共和国国籍を取得する。

##### **第19条**

当該外国人女性は、上記期限が終了する前に、第57条以下に定める条件で、コンゴ共和国国籍を取得しないことを宣言できる。

#### **第2節 コンゴ共和国における出生及び居住を理由とするコンゴ共和国国籍の取得**

##### **第20条**

コンゴ共和国において外国人の両親から生まれた個人はすべて、その成年時にコンゴ共和国に居所を有し、かつ16歳以降コンゴ共和国に常居所を有する場合に、その成年時にコンゴ共和国国籍を取得する。

##### **第21条**

成年となる前年に、未成年者は、第57条以下に定める条件で、コンゴ共和国人の資格を取得しないことを宣言できる。同人が上記能力を行使するにあたっては、何ら許可を要しない。

## 第2章 公的機関の決定によるコンゴ共和国国籍の取得

### 第26条

公的機関の決定によるコンゴ共和国国籍の取得は、外国人の要求に基づく帰化又は再統合による。

### 第1節 帰化

#### 第27条

コンゴ共和国への帰化は、調査を経て政令により付与される。

#### 第28条

帰化の政令の署名時点でコンゴ共和国に居所を有しない者は、帰化できない。

#### 第29条

第30条及び第31条に定める例外を除き、帰化は、その申請の提出に先立つ10年間、コンゴ共和国に常居所を有していたことを証明する外国人に対してのみ付与される。

#### 第30条

次に該当する場合、認定期間を要さず帰化できる。

- 1 その両親のいずれかがコンゴ共和国国籍を取得し、その取得に付随する集団的効果の対象となっていない、未成年の子。
- 2 コンゴ共和国国籍を取得した外国人の妻及び成年の子。
- 3 その両親のいずれかが、失権以外の、その意思とは関係を有しない理由により、コンゴ共和国人の資格を喪失した子。

#### 第31条

国外追放又は居住指定の措置の対象となった外国人は、当該措置がそれが発生した形式で撤回されない限り、帰化の対象とはならない。

上記行政措置の期間中のコンゴ共和国における居所は、第29条に定める認定期間に考慮されない。

#### 第32条

次に該当する者は帰化できない。

- 1 満18歳に達しない者。
- 2 健全な精神状態にあると認められない者。
- 3 身体の健康状態に鑑みて、共同体にとって負担又は危険とならないことが認められない者。ただし、付与がコンゴ共和国に資するか、又はその利益となる場合はこの限りではない。

- 4 公序良俗に反する者、又はコンゴ共和国法で刑罰若しくは拘留により罰せられる普通法上の犯罪について、宣告解除により抹消されていない1年を超える拘禁刑を受けたか、窃盗、詐欺、背任、上記の犯罪のいずれかを用いて取得した事物の隠匿、暴利、公然わいせつ、売春斡旋、浮浪若しくは物乞いについて、宣告解除により抹消されていない有罪判決を受けた者。

帰化を宣言する政令では、外国で宣告された有罪判決は考慮されないが、最高裁判所の意見と相違ないことを確認したうえで、次のことを決定する。

- 5 コンゴ共和国の共同体への同化が証明できるか否か。
- 6 国籍証明書の交付のための、第 95 条による管轄の司法官の面前で市民宣誓を行ったか否か。
- 7 原国籍を明示的に放棄したか否か。

### 第 33 条

コンゴ共和国に帰化した外国人は、次に関して無能力となる。

- 1 帰化のデクレから 10 年間、その行使においてコンゴ共和国人の資格が必要とされる選挙による職位又は任務に就くことはできない。
- 2 上記政令から 5 年間、次を行うことはできない。
  - a) 選挙人名簿に登録するためにコンゴ共和国人たる資格が必要な場合、選挙人となること。
  - b) 最高裁判所の諮問を経た政令により適用除外が認められる場合を除いて、国家、地方自治体又は自治政府及び公的機関が報酬を支払う公職に任命されたり、弁護士会に登録したり、裁判所付属吏に任命されたりすること。

### 第 34 条

上記の無能力は、次には適用されない。

- 1 その年齢分類の義務に該当する、コンゴ共和国軍における兵役を実効的に完了した帰化者。
- 2 コンゴ共和国軍で 5 年間の軍務に就いた帰化者。

特別兵役に就いたか、又はその帰化が特別な利益を有する帰化者については、最高裁判所の意見と相違がないことを確認したうえで、かつ国璽尚書たる法務大臣の根拠を付した報告の上で決定される政令により、上記第 33 条に定める無能力の全部又は一部を免除できる。

### 第 35 条

帰化した外国人は、原国籍のコンゴ共和国人に対して課されるあらゆる義務及び負担の対象となる。

## 第2節 再統合

### 第36条

コンゴ共和国国籍の再統合は、調査を経た政令により付与される。

### 第37条

再統合は、あらゆる年齢で、認定期間の条件なく、これを取得することができる。ただし、再統合の時点でコンゴ共和国に居所を有しない者は再統合されることはできない。

### 第38条

再統合を申請する者は、コンゴ共和国人たる資格を有していたことを証明しなければならない。

### 第39条

国外追放又は居住指定の措置の対象となった外国人は、当該措置がそれが発生した形式で撤回されない限り、再統合の対象とはならない。

### 第40条

前3項に定める場合に該当するすべての個人について、政府は求められている再統合の付与又は拒否を、その裁量により行う権限を有する。

### 第3編 コンゴ共和国国籍の喪失及び失権

#### 第1章 コンゴ共和国国籍の喪失

##### 第47条

自らの意思で外国籍を取得するコンゴ共和国人は、コンゴ共和国国籍を喪失する。

#### 第4章 コンゴ共和国国籍証明書

##### 第95条

申請者の住所地の小審裁判官、又はそれがない場合には大審裁判所の該当部裁判官、又はさらにその部がない場合には大審裁判所裁判長若しくは同人から委任された司法官のみが、コンゴ共和国国籍を証明するあらゆる者に対して、同国籍証明書を交付する資格を有する。

##### 第96条

国籍証明書には、本法典第1編及び第2編を参照して、当事者がコンゴ共和国人たる資格を有する根拠となる法律の規定及びそれを確定できた書類を記載する。

同証明書は、反証のない限り証明力を有する。

##### 第97条

裁判官が国籍証明書の交付を拒否する場合、当事者は法務大臣に訴えを提起することができ、同大臣は必要に応じてその交付を実施する決定を行う。

## 参考文献

- コンゴ共和国憲法 (Constitution de la Republique du Congo Adoptee Par Referendum le 25 Octobre 2015) [https://www.sgg.cg/upload/file/Congo\\_Constitution\\_2015.pdf](https://www.sgg.cg/upload/file/Congo_Constitution_2015.pdf)
- 家族法典に関する 1984 年 10 月 17 日法律第 073/84 号 (Loi n° 073/84 du 17 octobre 1984 portant Code de la famille) <https://data.unicef.org/wp-content/uploads/2017/12/COG-38825.pdf>
- 国籍法典に関する 1961 年 6 月 20 日法律第 35/61 号 (Loi n° 35-61 du 20 juin 1961 portant Code de la nationalité congolaise) <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/64254/79352/F-1274541999/COG-64254.pdf>
- 地域行政組織を設立する 2003 年 1 月 17 日法律第 3/2003 号 (Loi n° 3-2003 du 17 janvier 2003 fixant l'organisation administrative territoriale) <https://www.sgg.cg/textes-officiels/Congo-Loi-2003-03-organisation-administrative-territoriale.pdf>
- 民事、商事、行政及び金融訴訟法典に関する 1983 年 4 月 21 日法律第 51/83 号 (Loi n° 51-83 du 21 avril 1983 portant Code de procedure civile, commerciale, administrative et financiere) <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/64258/79356/F98035902/COG-64258.pdf>
- ブラザビル市ウェブサイト <https://brazzaville.cg/fr/etat-civil>
- 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/congokyo/data.html>
- Archives nationales d' outre-mer (ANOM) (フランス国立海外文書館アーカイブ) <https://recherche-anom.culture.gouv.fr/archives/egf>
- Consortium Érudit <https://www.erudit.org/fr/>
- FDA・droit-africain.com [droit-africain.com](http://droit-africain.com)
- Mon manuel annoté <https://monmanuelannote.com/>

The Legal System of the Republic of the Congo (Congo-Brazzaville): Overview and Research,  
Hauser Global Law School Program, New York University School of Law  
[https://www.nyulawglobal.org/globalex/Congo\\_Brazzaville.html](https://www.nyulawglobal.org/globalex/Congo_Brazzaville.html)

笠原俊宏「アフリカ諸国における国際私法の法典化（3）—コンゴ（ブラザヴィル）・  
モーリシャス・ジブチ・リビア—」、戸籍時報 No. 798、日本加除出版、2020年7月

木村三男／監修、篠崎哲夫・竹澤雅二郎・野崎昌利／編著『全訂新版 涉外戸籍のため  
の各国法律と要件 III』日本加除出版、2017年8月

田中通裕「<研究ノート>注釈・フランス家族法（1）～（16）」、法と政治 61 卷 3 号～  
66 卷 3 号、關西學院大學法政學會、2010年10月～2015年11月  
[https://kwansei.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository  
\\_view\\_main\\_item\\_snippet&pn=1&count=20&order=16&lang=japanese&creator=michihiro  
+tanaka&page\\_id=30&block\\_id=85](https://kwansei.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&pn=1&count=20&order=16&lang=japanese&creator=michihiro+tanaka&page_id=30&block_id=85)

星野茂「身分占有の概念に関する若干の考察」明治大学大学院紀要法学篇 25: 237-250、  
1988年、<http://hdl.handle.net/10291/7649>

松尾弘「ラオス民法教科書作成支援について — 1. 回顧と展望 —」ICD NEWS 第 30  
号、法務総合研究所国際協力部、2007年3月  
<https://www.moj.go.jp/content/000069004.pdf>